

9月17日（第4日）

議事日程 (第4号)

令和6年9月17日(火曜日) 午前10時開議

(開議)

第1 一般質問

(散会)

会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (57人)

1番	吉村太志	2番	佐藤栄作
3番	宮崎吉輝	4番	田中元
5番	中村義雄	6番	田仲常郎
7番	村上幸一	8番	井上秀耕
9番	戸町武弘	10番	香月均
11番	中島慎一	12番	渡辺研一郎
13番	日野雄二	14番	鷹木幸正
15番	西田一	16番	吉田隆治
17番	松岡裕一郎	18番	中島厚子
19番	渡辺修一	20番	富士川厚子
21番	金子秀一	22番	木畑広宣
23番	村上直樹	24番	渡辺徹
25番	本田忠弘	26番	成重正丈
27番	岡本義之	28番	木下幸子
29番	山本眞智子	30番	世良俊明
31番	三宅まゆみ	32番	森本由美
33番	河田圭一郎	34番	浜口恒博
35番	白石一裕	36番	奥村直樹
37番	大久保無我	38番	森結実子
39番	小宮けい子	40番	泉日出夫
41番	出口成信	42番	伊藤淳一
43番	高橋都	44番	永井佑成
45番	藤沢加代	46番	山内涼
47番	荒川徹	48番	大石正信
49番	松尾和也	50番	有大田絵里
51番	篠原研治	52番	大石仁人
53番	三原朝利	54番	大井上純子
55番	井上しんご	56番	村上さとこ
57番	本田一郎		

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千 賀 子
会 計 室 長	吉 村 知 泰	危 機 管 理 監	柏 井 宏 之
デジタル政策監	中 村 彰 雄	技 術 監 理 局 長	尊 田 利 文
政 策 局 長	小 林 亮 介	総 務 市 民 局 長	三 浦 隆 宏
財 政 ・ 変 革 局 長	武 田 信 一	保 健 福 祉 局 長	武 藤 朋 美
子 ども 家 庭 局 長	小 笠 原 圭 子	環 境 局 長	兼 尾 明 利
産 業 経 済 局 長	柴 田 泰 平	都 市 ブ ラ ン ド 創 造 局 長	井 上 保 之
都 市 戦 略 局 長	上 村 周 二	都 市 整 備 局 長	石 川 達 郎
港 湾 空 港 局 長	佐 溝 圭 太 郎	消 防 局 長	岸 本 孝 司
上 下 水 道 局 長	持 山 泰 生	交 通 局 長	白 石 基
公 営 競 技 局 長	春 日 伸 一	教 育 長	田 島 裕 美
行 政 委 員 会 事 務 局 長	小 石 富 美 恵		

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
議 事 課 長	木 村 貴 治		ほ か 関 係 職 員

午前10時00分開議

○議長（田仲常郎君）ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、9月13日に引き続き、一般質問を行います。9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）自由民主党・無所属の会の戸町武弘でございます。

今回の質問は八幡東区中央町地区の再生についての1本です。

先日、知り合いから八幡東区の活性化はどうしたらできるんですかと聞かれました。そのときに、八幡東区の活性化はまずは中央町を再生することだと答えております。執行部の皆様方には真摯な御答弁をお願い申し上げまして、質問に入ります。

八幡東区中央町地区の再生について。

1901年、八幡製鐵所が八幡の地で起業して以来、八幡の町は中央町を中心に栄えてきました。その当時、中央町は、小倉、戸畑、黒崎をつなぐ路面電車が走り、交通の要衝でした。中央町は名実ともに商店街を中心とする商業の町として発展してきました。その後、5市合併により北九州市が誕生すると、商業の中心は小倉に移り、また、製鉄の生産拠点が変わると、八幡東区は人口の減少が顕著となりました。現在では、中央町商店街は店舗の多くがシャッターを閉め、本当に寂しい商店街になりました。しかし、近年東田の開発が進み始めると、中央町の再生を願う人々も多くなってきています。また、八幡東区役所の老朽化に伴う建て替え問題も、ひょっとしたら区役所建て替えに伴って中央町が変わるかもと期待する方々も出てきました。

そこで、4点質問をします。

令和3年2月に中央町地区まちづくりプランが市に提案されました。それから3年がたち、現在中央町地区の人々がまちづくりの新たな勉強会を始めています。八幡東区の議員も参加しており、ユニークな意見がたくさん出ています。中央町地区まちづくりプランは平成30年に検討を開始したのですが、それから新型コロナや経済情勢など、社会を取り巻く環境は大きく変わっております。

そこで、市のほうでプランをバージョンアップしてはどうかと考えますが、見解をお聞きします。

次に、八幡東区役所建て替え問題です。中央町地区まちづくりプランでは、区役所の建て替えをする場所を現在のレインボープラザとしています。もしレインボープラザの場所に区役所を建て替えたとしても、区役所だけ立派できれいになって、町は寂れたままで何も変わりません。区役所を商店街の中に建て替え、中央町全体を変える計画を検討すべきだと考えますが、見解をお聞きします。

さらに、中央町地区には、八幡東区民がイベントなどで使える大きなホールがありません。中央町地区に500人規模の大きなホールの設置を検討すべきと考えますが、見解をお聞きします。

最後に、国道3号黒崎バイパスが供用開始して以来、中央町地区を取り巻く国道3号と旧電
車道の交通量が劇的に変化しているようです。スムーズな交通を実現するためにも、中央町地
区一帯の交通量調査をしてはどうでしょうか、見解をお聞きます。

以上で第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）皆さんおはようございます。

まず、八幡東区中央町地区の再生につきまして3点お伺いがありました。中央町地区まち
づくりプランをバージョンアップしてはどうか、そして、区役所を商店街の中に建て替え、中
央町全体を変える計画を検討すべきではないか。そして、中央町地区に500人規模の大きなホ
ールの設置をというようなお尋ねがありました。これらについてお答えいたします。

まず、中央町への思いということでございますけども、八幡東区は、今お話しありましたよ
うに、官営八幡製鐵所創業の地として、近代日本の発展の礎となった地域でございます。その
企業城下町として栄えてきた中央町地区は、多くのバス路線や区役所、病院などの公共公益施
設があることなどから、生活利便性が高く、ポテンシャルが高い町であると考えております。

一方で、中央町地区はこの30年間で約3割の人口が減少し、商店街の衰退が目立つなど、町
の再生が喫緊の課題となっております。こうしたことから、令和3年、地域の方々が主体と
なり、おおむね30年先のまちづくりの方向性を示した中央町地区まちづくりプランが取りまと
められました。現在、自治会や商店街、まちづくり団体などの方々により、このプランの実現
に向けまして継続して議論が行われ、一部では取組が始まっているところでございます。

これまで地域の皆様によるマルシェの開催や、商店街の魅力を紹介するマップ作成など、町
のにぎわいづくりに関するもののほか、再開発に向けた土地所有者等による勉強会も開催をさ
れているところでございます。さらに、八幡中央区商店街協同組合が中心となりまして、今後
の商店街の在り方を議論する意見交換会も実施をされておりまして、北九州市も参加をしてい
るところであります。

議員お尋ねのプランのバージョンアップにつきましては、現プランの手応えなど地域の方々
との議論を深めるとともに、時代の変化なども踏まえながら、適切に対応していきたいと考
えております。まちづくりプランを実現していくためには、地域のまちづくりに対する機運の高
まりや具体的な取組を進めることが重要であると考えており、しっかり伴走を続けていき
たいと考えております。

次に、八幡東区役所の建て替えにつきましては、中央町地区まちづくりプランにおいて、地
域から中央町の活性化につながるものとなるように求められているところでもあります。ま
た、区役所の立地場所につきましては、議員御指摘のとおり、単なる区役所の建て替えにとど
めることなく、まちづくりの視点を中心に据えることが重要であると考えております。

八幡東区役所は本館が築46年、別館が築62年と老朽化が進んでおります。こうしたことか

ら、北九州市としましても施設の在り方を検討すべき時期に来ていると認識をしております。このため、1つには、公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、行政が維持すべき施設機能は何か、2つ目には、区民のアクセス利便性や防災機能としての役割をどう確保するのか、3つ目には、民間開発の誘導や地域の活性化をどう促すのかなど、まちづくりに関する様々な観点から関係部署で議論を始めたところでございます。

次に、議員御提案の500人規模の大ホールについては、現在各区におおむね1か所程度あり、八幡東区には720席を有する響ホールがございます。一方で、中央町地区まちづくりプランでは、地域活動の拠点として、市民センターやホールの整備が提案をされているところでもあります。

北九州市といたしましても、地域にとってコミュニティー機能を維持するという観点が大切であるということは認識をしております。このため、地域活動の拠点につきましても、区役所の在り方と併せ、公共施設マネジメントの考えや地域活性化を念頭に、関係部署で議論を行ってまいります。

今後とも中央町地区の皆様としっかり連携をしまして、中央町地区まちづくりプランの実現に向けて、生活サービス機能の充実や、多世代が住む良好な住環境の形成を図ることにより、人が集う、にぎわいのある町を目指してまいりたいと考えております。以上となります。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）最後に、八幡東区中央町地区の再生についてのうち、黒崎バイパス供用開始以来、中央町地区の交通量が劇的に変化しているため、一度交通量調査をしてはどうかという御質問にお答えします。

国道3号黒崎バイパスは平成3年度に事業着手し、令和5年3月に春の町ランプと陣原ランプが開通したということで、国道3号の東西方向のバイパスが完成いたしました。整備主体であります国土交通省は、開通から半年後及び1年後に、平日7時から19時の12時間の交通量調査を行っております。開通1年後の調査では、春の町ランプ下の3号現道の交通量でございますが、これが1万2,300台、36%減少し、また、春の町ランプでは2万2,900台、220%増加したという結果が公表されております。

また、北九州市におきましても、国土交通省の調査に併せて、令和5年11月に黒崎バイパス周辺の市が管理する道路で、平日7時から19時の12時間の交通量調査を行いました。その結果、前田ランプを利用していた車両が春の町ランプに転換したことで、中央町地区周辺で交通量が増加していることが分かりました。

具体的には、高炉台公園南側の上本町交差点と中央一丁目交差点の間の道路におきまして、交通量が約900台増加しております。このように黒崎バイパスの整備によりまして交通量の変化が生じておりますが、今後黒崎バイパスの黒崎西ランプでございますとか戸畑枝光線の整備

が進むことで、さらに交通の状況が変化していくと考えております。

円滑な交通の確保は、経済活動や町の活性化や発展に欠かせないものでございます。今後も道路整備の進捗に併せて、中央町地区を含め交通量調査や分析を適宜行ってまいります。答弁は全部で以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君） 御答弁ありがとうございます。

第2質問に入りたいと思います。

平成30年、中央町地区まちづくりプランが提出されましたが、このプランは旧八幡市制100周年を契機として策定した八幡東まちづくりプランが根拠となっています。八幡東まちづくりプランでは、地区別プランである中央町地区まちづくりプランは、平成30年にステップゼロ、地区の検討体制を構築する、平成31年、令和元年ですが、ステップ1として地区での議論を深化、議論を深めるということです。平成31年中旬にステップ2、地区別まちづくりプランの策定です。そして、平成33年、令和3年、ステップ3として地域でできる取組等の検討と市の具体的施策の検討となっています。

そこで、質問なんですけども、現在、令和6年になっていますが、具体的な施策は何か検討されているのでしょうか。

○議長（田仲常郎君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君） この中央町のまちづくりプランを踏まえましての具体的な検討というところでございます。それで、この中央町のまちづくりプラン、これは実行していくためには、やはりまず地域の皆様方が取組を始めることが非常に大事なところでございまして、この中央町の方々というのは非常に熱心にそういった取組がなされていると、私たちとしても認識をしているところでございます。やはり市の立場といたしましては、そういったまちづくりを行っている地域の皆様方をしっかり支援していく、これが大事なことかと思っているところでございます。

それで、具体的に市としてどういった取組、支援という形になるかもしれないですけど、どういった取組を行っているかというところにつきましては、例えばですけども、今中央町二丁目地区におきまして再開発に向けた勉強会、これ地権者の方々に一生懸命勉強会をされているところでございます。そういったところについては、現在市のほうもいろんな一緒に入りましてしっかり支援をさせていただいているところでございますし、また、東田地区との連携というのもこのまちづくりプランの中でも掲げさせていただいております。そういったところにつきましては、市のほうで側面的な支援という観点もありますけども、来月の4日から5日にかけて八幡東田バル&マルシェということで、これは東田のイベントに合わせまして、中央町の商店街でもいろんなイベントを行っていくということで、その連携をして、また、そういった回遊性を高めるための無料バス、こういったものも市として走らせるような形

をしております。

現在のところ、こういった取組ということで、しっかり地域のまちづくりを行っていることに関して支援をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）ありがとうございます。やはりこの中央町の活性化、再生というのは、これ実は民間の力だけじゃ非常に難しいと私は考えております。やはり行政の力、これが本当に必要になってきております。

そして、東田なんですけども、東田は見事に変わってきております。先ほど、東田との連携がとても大切だという局長の答弁があったんですけども、私もそのとおりだと考えておるんですけども、なかなかそれが見えてこないんですね。やはり東田は東田で閉じている、どうしても中央町側まで回遊性、人が出てこない、それは中央町側にも多分たくさん問題点がある、それをこれから中央町地区の皆さんと、そして、行政の方々、そして、我々議員が一緒になって考えなければならないと考えておるんですけども、せっかく質問を作ってきましたので、東田地区との連携が大切だと考えておりますが、市の見解をもう一度聞かせてください。

○議長（田仲常郎君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）東田との連携でございますけども、先ほどちょっと答弁させていただいたところで、非常に大事なところだと思っております。それで、市のほうで例えば連携のためのハード整備というところでございますけども、今年の3月、国道3号の戸畑バイパスの西交差点におきまして、歩道の設置を行ったところでございます。やはり今東田地区と中央町、これは国道3号によって分断されているというところもあるので、そこは回遊性を高めるためにこういったハード整備も必要じゃないかということで、そういった支援もさせていただいているところでございますし、やはりハードだけでなくソフト面でもしっかり連携ができるようにということで、先ほど言いました来月、イベントという形のものも考えておりますので、そういったところでしっかり連携を大切にしながら取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）ありがとうございます。東田地区の件なんですけども、東田地区の区画整理事業は、市施工で約460億円かけております。そして、再開発に関しても市が深く関与しています。令和5年、東田地区の都市再生整備計画が発表されていますが、その中で中央町地区は東田地区と同様に都市再生整備計画区域に指定されています。現在、東田は製鉄の構内だったことが想像つかないぐらい町が変化してきました。しかし、同じ整備計画区域も、中央町地区は市の投資はほとんどないと言ってもいいのではないのでしょうか。まだまだ寂しいままです。ぜひ中央町地区まちづくりプランをバージョンアップして、中央町地区に行政としての力を貸してください。見解をもう一度聞きたいと思います。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）中央町のまちづくりに関して、行政の力というところがございますけども、例えば今の中央町の商店街の中で、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけども、地権者による再開発に向けた勉強会というのを開催しているところ、これは市のほうもしっかり行きまして、支援をさせていただいているところがございますけども、この再開発事業が具体化していくという形になりますと、例えば法定再開発というような形になりますと、その建設費の一部を支援するメニュー、こういったものもございますので、そういった意味では具体的、例えば再開発とかが行われるようになれば、そこは市のほうとしてももしっかり支援して一緒に取り組み、中央町の再生、これにしっかりとつなげるような形、そこはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）この町の再生というのは、本当に民間のみの力じゃあ厳しいですので、ぜひ力添えを賜りたいと思います。

次に、八幡東区役所の建て替え問題です。先ほど市長が御答弁なさったように、本当に古くなってきて、おじいちゃん、おばあちゃんが使いにくいというような問題も聞いております。しかし、公共施設をどこに造るかというのは非常に難しい問題です。確かに、レインボープラザの場所に八幡東区役所を持ってくれば、市の土地から市の土地に造るわけですから、土地の買収もなければ反対もないでしょう。しかし、皆さんよく考えてください。寂しい町に、先ほども申しましたけども、立派できれいな区役所が建つ、でも、そのような町を八幡東区民の方々は望んでいないと思います。少し見解を聞きたいと思います。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）八幡東区の建て替えというところがございますけども、やはり地域の方々もこの整備については、中央町の再生というところでは非常に大事なところだということで、期待をされているというのを、私たちとしてもしっかりと認識をさせていただいているところがございます。

その中でございますけども、中央町地区のまちづくりプランの中では、地元として、一つの案としてレインボープラザのところという案が今示されているところがございますけども、ここにつきましては、私どもは先ほど答弁でも少し触れさせていただきましたけども、これはやっぱり単なる区役所の建て替えということにとどめることがないように、場所につきましてはまちづくりの視点、これが大事だと思っておりますので、そのまちづくりの視点を中心に検討していきたいと考えているところがございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）ありがとうございます。少しほっとしております。

さらに、大きなホールの問題ですが、公共施設は集客施設としての機能も持っています。レ

インボープラザは大小様々な部屋を貸していますが、もしレインボープラザがなくなれば、中央町地区のにぎわいに大ダメージを与えるのではないかなと思っています。また、八幡東区民が集会を開く場合には、レインボープラザの200人規模の部屋しかありません。もう少し大きな規模のホールがあれば使いやすく、中央町地区のにぎわいに寄与すると思います。

少し旧八幡市民会館を考えてみると、旧八幡市民会館は使いやすく、多くの集会や発表会が開催されてきました。しかし、出演者や来場客は車で来て車で帰るので、町に対しての経済波及効果は少なかったのではないのでしょうか。ちょっと見解を聞いてみたいと思います。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）私も何度か音楽イベントで訪れたことがあります。確かに周辺の駐車場の環境も非常によく、おっしゃるとおり車で来て車で帰られるという方も多かったですし、バス停もすぐ前にあったり、駅まで歩いて進むということもあったので、そういうのも帰られるという方がいらっしゃいましたので、そういった意味では周辺地域の直接的なにぎわいのつながりにはつながりにくかったのではないかなというふうな認識は持っています。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）中央町地区に大きなホールがあれば、そのホールは旧八幡市民会館のように集客施設として機能を発揮すると思います。それがまた中央町のにぎわいをもたらすのではないかなと考えております。

そこで、区役所の建て替えと同時にホールの建て替えを考え、その計画が誘い水となって民間投資が起こり、町が活性化すると思いますので、ぜひ市長、検討してください。お願いいたします。

最後に、中央町地区は黒崎バイパスの供用開始以来、車の流れが劇的に変わっております。その原因は、自分が見ると、大蔵地区から中央町地区を抜けるときに、道路が旧電車道と黒崎バイパスに向かう道の二股に分離しています。そこにバス路線が重なり、早朝は大渋滞になっています。せつかく中央町地区は交通の要衝としてのポテンシャルが高いので、渋滞が起こると町の力の低下につながりますので、ぜひ交差点改良を含め、対策を講じてください。これは要望にします。

少し時間、最後2分ぐらいありますので、なぜこの問題を質問したのかということをおし述べさせてもらいたいと思っております。

北九州市は5市が合併してできた都市です。そのため、旧5市にそれぞれの中心市街地があります。そして、大きな商店街もあります。しかし、小倉以外の商店街はどこも寂しくなっています。北九州市の発展を考えれば、小倉を中心に商業の活性化を図るのは当然ですが、その他の大きな商店街を放置していいわけではありません。旧市の中心地は、そもそも便利で、市民が集中しやすい場所です。そこで、何かのきっかけで旧市の中心地に行政の力を使

い、再び元気のよい中心地にすることが大切だと考えました。

そこで、八幡東区はもう少しすれば八幡東区役所の建て替えの議論が本格的になるでしょう。昔栄えた中央町地区、市民がたくさん住んでいた中央町地区をこの区役所建て替えを契機に再び人々が住み、そして、人々が交流する中心地としたいと思います。この問題はこれからも続けてまいりたいと思いますので、どうか執行部の皆様方には御協力を賜りたいと思います。これで質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。48番 大石議員。

○48番（大石正信君）おはようございます。日本共産党の大石正信でございます。会派を代表して一般質問します。

まず、小倉北区富野口交差点の改善について伺います。

令和4年、砂津長浜トンネルの完成に伴い、通勤時間帯の富野口交差点が大渋滞しています。市民から砂津長浜トンネルの開通で、中津口方面と長浜方面の富野口交差点の青信号の時間が長くなったため、門司方面と市役所方面の青信号の時間が短くなったのではないかと感じてほしいと渋滞対策の改善を求める声が上がっています。市は、令和6年度、砂津長浜線道路改築工事、国道3号下り工事で、砂津交差点からいずみラーメン付近まで車道の複線化を行うことで、信号機の時間を変更すれば、富野口交差点の渋滞緩和につながると考えています。

しかし、長浜方面から中津口に向かう富野口交差点は3車線ありますが、直進のみは1車線しかありません。しかも、富野口交差点から中津口交差点まで車道は2車線ですが、不法駐車が常態化し、実質1車線となっています。道路の拡幅や不法駐車対策など渋滞緩和対策が必要であり、国道3号下り工事や信号機の時間変更だけで渋滞が解決できるとは思えませんが、県警との協議など渋滞緩和対策の進捗状況を伺います。

次に、北九州空港の軍事利用について伺います。

自公政権は、集団的自衛権の行使容認、軍事費2倍、武器輸出と長射程ミサイルの配備など着々と戦争の準備を進めています。国は、4月1日、北九州空港を特定利用空港として選定しましたが、北九州市が市民にも知らせず議会にも諮らず、事実上ノーチェックで受け入れたことは、市民と議会を軽視する重大な問題です。2022年4月の国の資料では、空港・港湾等の優先利用の確保として、空港や港湾等の施設を自衛隊及び米軍が優先的に利用できるよう、平素から調整を行っておくことが必要と明記されています。

一方、北九州市では、陸上自衛隊富野弾薬庫や小倉駐屯地での重要土地等調査法に基づく注視区域の指定や自衛隊基地の強じん化で軍事基地化が急速に進んでいます。さらに、米軍基地化された築城基地と隣接する北九州空港が特定利用空港に選定されたことで、軍事的役割がますます大きくなっています。

内閣官房がホームページ上で公開しているQ&Aは、特定利用空港・港湾が攻撃目標とされ

る可能性が高まるとは言えないとしています。これは、国民を欺くものです。沖縄の地元紙は1944年10月の南西諸島への米軍の空襲で飛行場や港が激しい攻撃にさらされたことに触れ、自衛隊や海保の訓練などに使用される施設は当然、有事の際は攻撃の標的となり得ると指摘しています。このように、軍事訓練を行えば北九州空港は相手国から報復攻撃の対象となり、市民の生命、財産に重大な影響を与えることとなります。今、多くの市民はウクライナやガザでの戦争の悲惨さを見て、戦争だけはやめてほしいと願っています。

そこで、我が党市議団が7月10日に行った防衛省との交渉を踏まえて、4点質問します。

第1に、防衛省は、北九州空港について、事前に所在自治体である北九州市の御理解を得るために説明を行ったとし、国管理の空港であっても北九州市の理解を得ることが前提であるという見解を示しています。当初、鹿児島や熊本でも理解が得られなかったのが選定から外されました。一方、本市が市民や議会にも諮らず、市長だけの判断で受け入れたことは、到底所在自治体の理解があったとは言えません。市長の見解を伺います。

第2に、特定利用空港の選定は法的拘束力がない下で、住民の意見を聞いた上で受入れの判断をすべきです。国が北九州空港を特定利用空港に選定したのは4月1日です。それより前の昨年11月28日に、国から総合的な防衛体制の強化に資する取組について説明があった際に、なぜ国に対して住民説明会の開催を求めなかったのか、答弁を求めます。

第3に、これまで市の議会答弁では、防衛問題は国の専管事項であると繰り返していますが、これは市民の命と安全を守るべき自治体としての責任を放棄する無責任な態度です。地方自治法第1条には、国の本来果たすべき役割の一つとして、国際社会における国家としての存立に関わる事務が明記されていますが、地方分権一括法では、国と地方自治体は対等、平等とされています。その趣旨にのっとり、北九州市が国に対して、市民の命と財産を守るためにきちんと意見を言うべきではないですか。見解を求めます。

第4に、交渉では防衛省は、米軍はこれまでも我が国の民間空港・港湾を利用している。特定利用空港・港湾とされた空港・港湾も他の民間空港・港湾と同様に利用する可能性は考えられると北九州空港の米軍利用を認めています。つまり、米軍は特定利用空港と関係なく、安保条約6条や日米地位協定5条で空港を利用することができるとなっています。しかも、米軍のオスプレイ機の離発着の可能性についても防衛省はもちろんと認めました。オスプレイは相次ぎ墜落事故を起こすなど欠陥機と言われているため、北九州空港に離発着する米軍機やオスプレイ機が北九州の市街地の上空を飛行しないように国に求めるべきです。答弁を求めます。

次に、自衛官募集問題について伺います。

自衛官募集について、奈良市の高校生が、奈良市が国に個人情報を提供し、国が情報を利用して自衛官の募集をしていたのはプライバシー権を保障する憲法13条に違反するとして、市と国に損害賠償を求める裁判も起こっています。また、太宰府市など自衛官募集の名簿提供を中止する自治体が増えています。北九州市では、自衛隊福岡地方協力本部が、9月1日に開催さ

れたまつりみなみ i n 小倉駐屯地のPRと、門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区で実施される自衛隊就職説明会の案内をセットにしたチラシを作成し、市民に配布しました。我が党は、市民の祭りに反対するものではありませんが、防衛省自身が、今回の祭り開催は防衛基盤の拡充を図ることを目的としているように自衛官募集の一環と位置づけています。

この間、自衛隊は定員割れを起こし、中途退職者が増加するなど人員確保が大きな課題となっています。これは、政府が急速に進める戦争する国づくりと無関係ではありません。地震、台風、豪雨災害など相次ぐ自然災害に当たり、被害を受けた地域に自治体の要請に基づいて多くの自衛隊員が派遣され、昼夜を分かたず、人命救助と復旧・復興のために大きな役割を果たしていますが、この被災者の救援を前面に出し、若者の社会の役に立ちたいという善意に付け込むやり方は問題です。

そこで、伺います。

北九州市は自衛官募集事務に係る18歳男子の名簿提供の根拠として、自衛隊法97条1項に基づく法定受託事務としています。しかし、同法では、市町村が行う募集事務の内容を具体的に定めておらず、名簿提供の根拠とは言えません。同じく、市が法的根拠にしている自衛隊法施行令120条では、防衛大臣が市町村に対して資料の提出を求めることができる旨を定めていますが、市町村が何をすべきか規定はありません。

2003年4月23日、衆議院、個人情報保護に関する特別委員会において、石破国務大臣、当時は、市町村は法定受託事務としてこれを行っているわけですが、私どもが依頼しても応える義務というのは必ずしもございませんと答弁しており、名簿提供依頼に応じる必要がないことは明らかです。

しかも、住民基本台帳法第11条第1項では、住民基本台帳の写しの一部は閲覧請求できると定めており、紙媒体の提供は同法律に違反し、住民の権利を侵害するものです。我が党市議団の政府交渉で政府は、政府が自治体に個人情報提供を求めても自治体に応諾義務はないことを認めました。同時に、政府は個人情報保護法第69条2項2号で相当の理由があると自治体が判断すれば、本人の同意なしの提供は可能とも述べました。

一方で、県内でも筑後市など6割を超える自治体が、相当の理由がないと判断し、自衛隊による青年名簿提供の求めを拒否しています。明確な法的根拠もない自衛隊への名簿提供はやめるべきです。見解を求めます。

最後に、北九州市立大学での防衛問題セミナーについて伺います。

第2次世界大戦で大学は、多くの学徒を学問の場から戦場に送り込み、彼らの多くは無残にもその将来を奪われました。これまで、大学の研究が非人道的な人命を奪う武器の開発に直接、間接的に利用されてきました。多くの大学では、戦争協力に対する深い反省の下で、二度と戦争に協力しないことを誓って戦後をスタートさせました。

6月28日、北九州市立大学で、新たな戦略3文書の概要と題して、九州防衛局主催で第45回

防衛問題セミナーが開催される予定でしたが、同大会会場の天井が落下したことで延期されています。大学当局は会場を貸しただけと言っていますが、会場を貸しただけで済ませていいのでしょうか。このようなセミナーの開催は、過去に関西大学で開催されただけで、国公立大学での開催は全国で初めてです。

また、北九州市の非核平和都市宣言では、平和な世界の実現のために歩み続けるとしています。憲法違反の集団的自衛権を行使し、米軍と一体となり海外で戦争を企てる政府の方針と、準被爆都市として恒久平和を掲げる本市の非核平和都市宣言は大きく矛盾するものです。今回の北九州市立大学での防衛問題セミナーは中止すべきと考えますが、このセミナー開催について、大学の構成員である教職員、大学当局、学生自治会等でどのような議論がされてきたのか、見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず最初に、小倉北区富野口交差点の改善につきまして、砂津長浜トンネル完成後の富野口交差点について、県警との協議など渋滞緩和対策の進捗状況を伺うというお尋ねにお答えいたします。

砂津長浜線は小倉都心部の東側に位置をしており、国道3号と国道199号を結ぶトンネル形式の道路でございます。この道路は、広域道路ネットワークの構築による物流の効率化や、小倉都心部に流入する通過車両を減少させる目的で整備を行っており、令和4年5月にはそのトンネル部分が開通をしたところでございます。

開通後、令和5年10月に実施した調査では、砂津長浜線に並行する浅香通りなど3路線で交通量が2割程度減少しており、道路の整備効果は着実に現れているところであります。一方で、砂津長浜トンネルの開通に伴って、国道3号と小文字通りが交わる富野口交差点の交通量は、開通前に比べて1割程度増加をしております。通勤時間帯の朝は東側の門司方面から、夕方は西側の市役所方面と、北側の長浜方面からの車両が増え、交差点の通過に最大6分要するなどの渋滞が発生をしております。

このため、1つには、砂津交差点から富野口交差点に至るトンネルの側道を1車線から2車線に拡幅し、富野口交差点を通過する台数を増加、2つ目に、併せて東西方向の青の時間を増やす信号調整により渋滞緩和を図ることを県警と協議済みであり、側道の拡幅工事は年度内の完成を予定しております。また、富野口交差点から南側の不法駐車対策につきましては、現在交通管理者である県警と協議を進めておりまして、今後道路管理者である国とも連携した対策を検討していくこととしております。

北九州市といたしましては、まずは道路の拡幅工事を着実に進め、県警や関係者とともに完成後の交通の変化を確認しながら、渋滞緩和に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、自衛官の募集につきまして、自衛隊への募集対象者名簿の提供はやめるべきであるというお尋ねがございました。

まず、自衛官募集事務は、自衛隊法第97条第1項により、市町村長がその一部を行うこととされており、毎年防衛大臣から北九州市に対し、自衛隊法施行令第120条により、募集に必要な対象者情報の提供などの協力依頼がなされております。対象者情報の提供につきましては、個人情報保護法第69条第1項によりまして、法令に基づく場合には提供できることとされております。

また、令和3年2月に総務省と防衛省が連名で発出した通知におきましては、自衛官募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題は生じないという見解も示され、情報提供を行っているところであります。

他方、自衛隊に情報提供を望まない方のために、除外申請をインターネットや郵送で受け付けているところであります。市政だよりやホームページ、さらには市内の高校や区役所、市民センターにポスターを掲示して周知し、申請された方は対象者情報から除外をした上で自衛隊に提供されているところであります。

自衛隊は、国防のみならず、国内外の災害派遣におきまして、被災地域の皆様の生命と財産を守るため重要な任務を担っております。北九州市におきましても、平成の豪雨災害の際には災害派遣により人命救助を行っていただくなど、大変御尽力いただいているところでもあります。自衛隊は地域の安全・安心を確保するために欠かせない存在であり、自衛官募集事務につきましては、引き続き関係法令等に基づき適正に進めてまいりたいと考えております。以上です。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君）北九州空港の軍事利用についてのうち、本市が市民や議会にも諮らず市長だけの判断で受け入れたことは、到底所在自治体の理解があったとは言えない、見解を伺うについてお答えいたします。

特定利用空港については、平素から必要に応じて自衛隊、海上保安庁が民間の空港を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものでございます。このインフラ管理者は、国管理空港は国、自治体管理空港は自治体となるため、特定利用空港に選定された空港は、各管理者が特定利用空港に選定されることについて、合意した上で選定されております。

北九州空港は国管理空港であることから、インフラ管理者ではない北九州市は、北九州空港を特定利用空港として選定することについて、合意する立場にございません。また、国管理空港である北九州空港の特定利用空港への選定については、国の専管事項であり、所在自治体である北九州市として受入れに合意する立場にないことから、北九州市が市長だけの判断で受け

入れたという議員の御指摘は当たらないと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）北九州空港の軍事利用についてのうち、国から総合的な防衛体制の強化に資する取組について説明があった際に、なぜ国に対して住民説明会の開催を求めなかったのかについて御答弁いたします。

特定利用空港とは、平素から必要に応じて自衛隊、海上保安庁が既存の空港を円滑に利用できるように、国がインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるもので、令和6年4月に、国が管理する北九州空港が特定利用空港の対象施設の一つに選定をされました。

議員御質問の昨年11月28日に国から説明があった際に、なぜ国に対して住民説明会の開催を求めなかったのかという点につきましては、北九州空港は国が管理する空港であり、特定利用空港の説明や選定の有無にかかわらず、住民への説明につきましては、国において適切な判断がなされるものと考えております。いずれにしましても、北九州市としましては、今後とも市民の安全・安心を守る立場から、必要に応じて情報収集、対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）北九州空港の軍事利用についてのうち、市民の命と財産を守るために国に対して意見を言うべきではないかという御質問と、米軍機が北九州の市街地上空を飛行しないように国に求めるべきではないかとの2つの御質問にまとめてお答えいたします。

地方自治法において、国は地方公共団体の役割を達成するため、国際社会における国家としての存立に関わる事務の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことを基本とすると定められております。この国際社会における国家としての存立に関わる事務の具体例といたしましては、外交、国防等が考えられており、国の専管事項の根拠であると認識しております。

お尋ねの特定利用空港について、国は、これまでも自衛隊が民間の空港を利用しており、特定利用空港の枠組みが設けられた後も大きな変化はない、必要に応じて既存の空港を円滑に利用できるよう、国がインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものである、訓練は多くとも年数回程度を想定しており、自衛隊の航空機が優先利用するものではなく、これまでどおり民生利用を主とするという見解を示しております。このようなことから、北九州市としましては、インフラ管理者である国において適切な運用がなされるものと考えており、現時点で意見を申し出ることは考えておりません。

また、米軍機による空港利用につきましては、まず、日米安全保障条約において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許されると定められております。さらに、日米地位協定では、合衆国の航空機は、日本国の飛行場との間を

移動することができるかと定められております。この日米安全保障条約及び日米地位協定についても、先ほど申し上げたとおり、外交、国防に関することでもありますことから、国の専管事項であると考えております。

なお、北九州市としましては、市民の安全・安心を守る立場から、必要に応じて情報収集等に努めてまいりたいと考えております。今後とも法令等に基づき、国と地方の役割を適切に担っていきたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）政策局長。

○政策局長（小林亮介君）最後に、北九州市立大学の防衛問題セミナーにつきまして、今回のセミナーの開催について、大学の構成員である教職員、大学当局、学生自治会間の議論につきまして御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

北九州市立大学は、地方独立行政法人法に基づき、平成17年4月に公立大学法人に移行し、北九州市とは別の法人となっております。同法人の設立団体である北九州市は、大学における教育研究の特性に常に配慮する必要があると、大学の自主性、自立性を尊重しなければならないこととされております。

北九州市立大学が所有する施設の貸出しは、大学の判断で行われております。北九州市立大学の教室等を貸し出した場合、大学の固定資産使用規程に基づき使用許可を行っております。具体的には、使用を希望する方から提出のありました許可申請書の内容を確認し、公益上または教育上、その使用が好ましくないと認められる場合や、大学の業務に使用する場合などを除いて、教室等の使用を許可しているということでございます。その許可については、大学事務局内で手続を行っているというふうに聞いております。

昨年度、大学では、国や北九州市、NPO、学会、教育機関等からの申請を受け、約60件の使用を許可しております。これまで、各種資格や検定試験、研修会、研究発表会、市民向けイベント等で利用されていると聞いております。

御質問の防衛問題セミナーは、防衛政策全般に関する市民の理解促進のために、防衛省が全国8地区に設置した地方防衛局ごとに毎年度開催しているものと聞いております。北九州市立大学は、九州防衛局から提出された教室の使用許可申請書を確認した上で、大学の規定に基づき許可をしたと聞いております。こういった大学施設の貸出しは、地域貢献や大学の収入増にもつながるものでございまして、大学においては引き続き規定に基づき適切に教室等を貸し出していくと聞いております。答弁は以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）それでは、まず、北九州空港の特定利用空港について伺います。

政府は、2015年、安保法制によって台湾有事を想定して米軍基地化された築城基地、これを補完するために北九州空港の特定利用空港選定で軍事の拠点化、戦争の準備が着々と進められていこうとしています。我が党は7月10日、防衛省と交渉をして、今度の特定利用空港につい

ては所在自治体の理解が前提であると。しかし、先ほどの局長の答弁は、インフラ管理者との合意であって、我々は、市としては物を言う立場にはないと、全く国と市の考えが、見解は食い違っています。国は法的根拠がないから地方自治体の理解を進めているんですよと言っているわけですね。所在自治体と言っているわけです。インフラ管理者じゃないんですよね。これ食い違っているんですけども、これ合意したことが、市長だけの判断で所在自治体の理解と言えるんですか。見解をお願いします。

○議長（田仲常郎君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君）議員御指摘の所在自治体の理解については、特定利用空港の受入れについて所在自治体が合意するというのではなく、事前に説明をするので内容について承知しておいてくださいという趣旨であると理解しております。いずれにしましても、北九州空港は国管理空港であり、特定利用空港の選定については国の専管事項であることから、北九州市として国に意見を言う立場にもございませんし、その受入れについて合意する立場にもございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）全く理解できません。7月10日の我が党市議団と防衛省の交渉の中では、法的根拠がないからこれについては所在自治体の理解を前提にしていますと言っているわけですね。ところが、今の局長の答弁は、国に対して物を言う立場にありませんとか、防衛問題は国の専管事項であるからということで、この判断を国に丸投げして、地方自治体の責任を放棄しているでしょう。実際に、福井県や熊本県、鹿児島県では、当初これ選定から外れていました。今回選定の中に入りましたけど、そこの中には、所在自治体である市民や議会の理解を得るために、そういう準備をしているわけですよ。北九州では市民に、議会に諮りましたか。これ議会軽視じゃないんですか。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君）特定利用空港の他の空港のお話でしたが、まず、他の空港の状況につきましては、北九州市としては把握しておりませんし、コメントする立場にはございません。先ほど申し上げましたけども、議員御指摘の所在自治体の理解というものにつきましては、特定利用空港の受入れについて所在自治体が合意するというものではございません。あくまで事前に説明するので内容について知っておいてほしいという趣旨でございます。いずれにしましても、北九州空港は国管理空港でございます。特定利用空港の選定については国の専管事項でございます。北九州市として国に意見を言う立場にはございませんし、その受入れについて合意する立場にはございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）何度も同じことを言われているんですけど、国に物を言う立場にはないとか、防衛問題は国の専管事項だと言われているんですけども、国はインフラ管理者じゃないんで

すよ。所在自治体の理解を得るために11月から説明を行っている。これ、理解していないということであれば、国にきちんと確認したんですか。確認もしなくて、国に対して物を言う立場にはないとか、おかしいでしょう、こんなの。国に確認したんですか。

○議長（田仲常郎君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君）先ほどから申し上げておりますが、議員御指摘の所在自治体の理解ということ、この定義ですけれども、特定利用空港の受入れについて所在自治体が合意するというものではございませんので、あくまで国は事前に説明するので内容について知っておいてほしいという、そういうことが理解ということで我々聞いておりますので、議員の御指摘に当たらないと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）国にも確認しない、防衛省の交渉で、国は所在自治体の合意とは言っていないけれども、理解が前提なんだと、これは閣議決定であって法的根拠がないんだと。だから、地方自治体の理解を進めているんだと言っているわけですよ。ところが、北九州市は国に対して物を言う立場にはないとか、なぜ国に確認しないんですか。北九州市民の命や財産に関わる問題でしょう。議会にも諮らず、市民にも知らせず、これが所在自治体の理解と言えるんですか。なぜ国に物を言わないんですか。おかしいと思います。

それと、11月に国から説明があった際に、住民説明会を求めるべきだと。先ほどでは、国が適切に判断されると思います。どういうふうに適切に判断されるんですか。市民の命や財産について国が責任を持ってもらうという根拠はあるんですか。なぜ国に対して、国は所在自治体の説明会を求めるものがあれば検討すると言っているんですよ。なぜ国に対して説明会を求めないんですか。

○議長（田仲常郎君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）先ほどの答弁と繰り返しになりますが、市民の安全に関わるということ御指摘だと思います。北九州空港は国が管理する空港であり、特定利用空港の説明、それから、選定、この有無にかかわらず、住民の説明につきましては国において適切な判断がなされるものと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）繰り返しの答弁は要らないですよ。なぜ国に対して、せめて説明会を開催してほしいと、なぜこの一言が言えないんですか。国に適切に判断してもらいますけども、いざ戦争になれば、ガザやウクライナの状況を見ても、攻撃をされるのは市民ですよ。北九州空港が日常的に戦時を想定して平時の訓練をしていけば、当然北九州空港が軍事空港としてみなされて、相手国を攻撃すれば報復攻撃があるわけでしょう。国が守ってくれるんですか、市民の命を。そういう担保があるんですか。きちんと物を言うべきですよ。

それでは次に、北九州市はすぐに国の専管事項と言いますが、先ほどは地方自治法のことを

言われましたけども、憲法上の規定や法的根拠はあるんですか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）先ほどの答弁と繰り返しになりますが、地方自治法におきまして、国は地方公共団体の役割を達成するために、国際社会における国家としての存立に関わる事務の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことを基本とすると定められております。基本的に、この国際社会における国家の存立に関わる事務の具体例といたしまして、平成31年3月15日の参議院予算委員会におきまして当時の総務大臣が、外交、国防等であると答弁しておりますので、そのため国防は国の専管事項であるということから、北九州市としてはそのような判断をしております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）法的根拠はないんですよ。地方自治法の1条2項では、これ役割分担を決めているだけですよ。法的根拠は、そういう形で役割分担を決めているだけであって、憲法ではそもそも憲法9条2項で交戦権を否定し、戦力保持を否定している、根拠がないわけですよ、防衛問題についてやっていくというね。だから、二言目には、次々と防衛問題は国の専管事項であると、これを繰り返すのはやめてください。地方分権一括法ではこれ何て書いているんですか、述べてください。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）すみません、最後のちょっと質問の部分がはっきり聞き取れなかったので、お願いします。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）専管事項とおっしゃいますけども、地方分権一括法では国と地方自治体の役割について述べていますけど、これについてはどう考えていますか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）それについては、国と地方は対等であるとはうたってありますが、今回この国防については、先ほどから繰り返しになりますが、総務大臣も答弁したように、国防については国の専管事項と明確に答弁されておりますので、その部分から我々としては判断しております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）防衛問題は国の専管事項というのも大臣が答弁ただけであって、法的拘束力ないわけですよ。何かあれば国の専管事項である、国に対して言う立場にはないとかと言いますが、国に何か物を言えばペナルティーでもあるんですか、地方交付税を減らされるとかどうがあるんですか、それ。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）特にそういうことはないと把握しておりますが、先ほど申した

ように、自衛隊、自衛隊じゃないですね。これについては、何度も繰り返しになりますが、国防というものが、例えば地方がそれに意見を言い出すと、なかなか国として立ち行かなくなるという部分もあると考えております。繰り返しになりますが、この国防については、いろんな法律あるいは国会、国務大臣の答弁等いろいろ勘案しまして、国の専管事項と判断しております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）7月10日の我が党市議団と防衛省の交渉について、この特定利用空港の受入れをしなかったらペナルティーがあるのかという質問をしたら、防衛省は何もペナルティーはありませんと言っているわけですよ。だから、この特定利用空港は、いわゆる安保法制によって、また、安保3文書によって台湾有事を想定して、戦時を想定して、平時からこの利用をしていくと、空港を利用していくというものなんですよ。だから、国がお決めになるとかといっても、実際に犠牲をするのは北九州市民なんですよ。そういう立場に立って、法的根拠もないこの特定利用空港については、きちんと国に対して物を言うべきだと指摘をしておきます。

次に、米軍のオスプレイ飛行について、これについても物を言う立場にはないということですが、その飛行ルート、当然オスプレイは欠陥機として墜落事故を繰り返しています。せめて北九州空港を、北九州市民の市街地の上空、これは飛ぶべきじゃないんじゃないですか。そのことを国に申し入れるべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）これもまたすみません。繰り返しになりますが、日米安全保障条約あるいは日米地位協定で定められたものでございます。本市としては、市民の安全・安心を守る立場から、必要に応じて情報収集には鋭意努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）北九州市は長崎に投下された原爆投下の第1目標にされています。その中では、核兵器のない、戦争のない平和な世界を築いていかなければならないと。傍観者じゃないんですよ。能動的に北九州市が戦争の準備がされていけば、それに物を言い、平和を構築していくという能動的な役割をここでは書いているわけですよ。だから、この特定利用空港についても、憲法9条で示された、武力ではなく話し合いによって、外交努力によって解決していくと、こういう立場を大きく脅かす問題であるということを指摘しておきます。

次に、自衛官募集の名簿提供について伺います。

まず、全国や九州、福岡県、政令市で自衛隊名簿の提供の状況を教えてください。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）名簿の提供を行っている自治体につきましては、政令市の状況

は独自で調査で把握をしております。政令市につきましては、2024年で85%、20市中17市が名簿の提供をしております。全国、九州、福岡県ということですが、これはいずれも正確には我々調べたわけではありませんが、報道等によりますと、全国は61%、九州は73%、福岡県は37%となっております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）そうなんですよね。全国では61%、九州では73%が自衛隊名簿を提供している中で、福岡県は37%しか名簿提供していません。つまり、福岡県では6割の自治体が名簿を提供していない。政令市の中でもさいたま、千葉、広島が拒否をしていると。広島は被爆都市であります。北九州市は準被爆都市であるならば、この名簿提供はやめるべきだと考えています。

こうした中で、まつりみなみが今年志井公園から小倉駐屯地に開催され、自衛隊協力本部が联合会や自治会、区役所にも連絡がなく、自衛隊就職説明会をチラシに掲載をし配布すると。私も9月1日、まつりみなみに行きました。入り口では迷彩服を着た自衛隊員が手荷物検査を行っている、また、建物の屋上では双眼鏡で参加者を監視している、自衛隊福岡協力本部のテントには勧誘のパンフレットが出されるなど、まるで異様な光景であったと。こういう形で、自衛隊の目的は、今度の祭りの目的が、人的基盤の拡充と掲げているわけですね。北九大での防衛セミナーもこういう形で行われている。まさに北九州市が重点地域に指定されたことで、自衛隊の募集、これが軌を一にした形で動いている。

今、自衛隊の定員は24万7,000人ですが、実数は22万3,511人と前年より4,332人減少しています。つまり、充足率は90.4%、1割が定員を満たしていない。そこの中には少子化や組織内のハラスメント、専守防衛の自衛隊から、2015年の安保法制で、憲法違反の敵基地攻撃能力で米軍と海外で戦争する軍隊へと大きく変貌する、こういうことが背景になっていると思います。

なぜ北九州市では令和3年、2021年閲覧方式から自衛隊の名簿提供を令和4年、2022年に変えたのですか、何か圧力でもあったのでしょうか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）北九州市では、今御指摘あったとおり、令和4年度から募集者の氏名と住所をそういった形で提供するようにしております。これにつきましては、住民基本台帳の閲覧の場合、北九州市はかなり人口が多いので、それを全て見て転記するというのであれば、書き写しのミスが起こる可能性があります。それともう一つは、そういった提供をして、自衛隊とも覚書を結んで、しっかり情報を管理するという覚書を結んで、結果的にどういう処分をしたかというところまで報告を上げていただいていますので、そういった対応をしっかりとしながら、こういった形に変えたところなんです。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）今言われましたように、今までは自衛隊協力本部の職員が手書きで書き写していたが、手間がかかり誤記もあるということで、平成30年、2018年5月に防衛大臣が地方自治体に募集対象者の4情報を紙媒体または電子媒体で提供するように依頼したと。そして、令和2年、2022年に安倍元首相が自民党大会で、全国の6割以上が隊員募集に協力を拒否していることを発言し、各地で紙媒体による名簿提供が広がったと。先ほど言われましたように、北九州市では令和3年、2021年まで他の機関と同様に住民基本台帳の閲覧であったものを、令和4年、2022年から紙媒体で提供するようになったと。これ明らかに政府が、また、自民党大会で安倍元首相が言ったことによって変わってきているわけですね。だから、そういうふうな圧力があつたんじゃないかと思っています。

それでは、市が自衛隊募集の根拠としている自衛隊法97条では、自衛隊の名簿提供は法定受託事務とされていますが、市町村の募集事務の内容を具体的には定めていません。これ名簿提供の根拠と言えないんじゃないですか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）自衛隊法第97条では、市長は自衛官の募集に関する事務の一部を行うことと規定されております。自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は市長に必要な報告または資料の提供を求められることができると規定されております。この2つですね、自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条を名簿提供の根拠と考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）全く根拠になっていないです。自衛隊法の97条では、募集事務、いわゆる区役所で自衛官募集のポスターを貼ったりパンフレットを置いたり、いろんなイベントを協力したり、こういうことを言っているわけですね。具体的に自衛隊に名簿を提供していいと書いていないんですよ。また、自衛隊法施行令120条でも資料の提供はできると書いているわけですけど、名簿提供って書いていないでしょう。これ法定受託事務というのもホームページに書いていますけども、全体は法定受託事務かもしれないけども、名簿提供、これ自治事務じゃないんですか。明確にこのことについて答えていただきたい。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）名簿提供についてということのお尋ねだと思いますが、これに関しては、自衛隊法施行令120条につきまして、令和2年12月の閣議決定で、住民台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方自治体に通知するとされております。この閣議決定を踏まえて、通知が令和3年2月に総務省及び防衛省の連名で送付されており、この通知に基づき適正に進めているところでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）私が言っているのは、法定受託事務だといって募集事務について名簿提供できると言っていますけども、令和2年、令和3年のこれ閣議決定ですよ、通知はね、法的

根拠がないわけですよ。法的根拠があるんですかと、名簿提供してほしいということをこの自衛隊法の97条や自衛隊施行令120条には一言も書いていないわけですよ。だから、全国で、福岡県で7割の自治体が名簿提供やっていない。明確な法的根拠はないからなんですよ。ここにすり替えがあるんですよ。ここはやっぱり明確に、自分のプライバシーが自衛隊に提供される、これは問題ですよ。住民基本台帳法11条では、住民台帳の写しの一部をこれ閲覧できると書いているんですよ。これ、名簿提供できると書いていますか。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）それには明確には書いてございません。ただ、先ほどの法的根拠がないという通知の部分につきましては、当然法的拘束力はございませんが、この通知については、全国の地方公共団体のほうから、この名簿提供についての明確化してほしいと、根拠の明確化してほしいという声に応えまして閣議決定された、閣議決定を得て示された通知でございますので、国のほうで一定の判断がなされたものと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）先ほども言いますように、閣議決定なんですよ。国のほうで適切に判断されますと。これ、さっきの防衛問題、自衛隊の特定利用空港と同じなんですよ。北九州市としての判断はないんですかって。ホームページにもこんなこと書いているわけでしょう。97条、120条のことについて、先ほどの住民基本台帳法11条については、これは閲覧できると書いていると。こういう一つ一つのことについて、ホームページで出していることについて明確に答えるべきですよ。

また、個人情報保護法の96条の2項では、筑後市など名簿提供は自衛隊に対する特段の事情が見受けられないと拒否しているわけですよ。そういう点で、この個人情報保護法96条の2項、相当な理由、自衛隊にこの名簿を提供しなければいけない特段の理由があるのか、このことについてもきちんと考えていただきたい。

次に、自衛隊の名簿提供について、除外申請は対象者にホームページや市政だよりで除外申請を紹介しているだけであって、北九州市が周知徹底をしていません。制度の趣旨を生かすならば、対象者全員に提供の可否を確認し、同意を得られた場合のみに提供すべきではないんですか。こういう在り方に変えるべきじゃないんですか。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）これについては、先ほど答弁申し上げたとおり、市政だよりやホームページ、あるいは市内の高校にもポスターを掲示したりしております。できる限り対象者の目に触れるような形でお知らせするよう、今現在取り組んでいるところです。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）私が言ったのは、同意を、今の状況では市政だよりとかホームページに出しているだけで、除外申請してもらおう人は申請してくださいということじゃなくて、本当

に、自分は名簿提供しても構わないんだという人のみ出すべきですよ。除外申請がなかったから自衛隊に名簿提供できるというのは、プライバシー権を侵害するものであって、これ変えるべきだと強く指摘をしておきます。

最後に、北九州市立大学の防衛問題セミナーについて、施設管理要綱に基づいて貸しただけだと。こんな重大な問題について何か議論されたんですか。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）政策局長。

○政策局長（小林亮介君）北九州市立大学におきましては、その要綱、使用規程に基づきまして大学の事務局が手続を行うものとなっておりますので、事務局のほうで処理をされていると承知しております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）やっぱり国防に関わる問題でも、大学が戦後スタートしたのは、第1質問でも言いましたように、多くの若者がペンを銃に替えて戦争のために駆り出されていった。そういう状況の中で、大学は軍事研究に協力しないというのが多くの大学の出発点です。私の通っていた立命館大学でも、二度とわだつみの悲劇は起こさないということで戦争に反対をして、戦後は出発してきたわけですよ。今、独立行政法人になって運営交付金が減らされている現状の下で、外部資金獲得として軍事研究や、こういうものがされてきているということについて、戦後の大学の出発点に照らして、学問の自由、大学の自由、このことをしっかり守っていく、そのためにこういう問題について、大学の構成員できちんと議論すべきではないんですか。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）政策局長。

○政策局長（小林亮介君）大学の自由に関しまして御質問いただいております。大学の自由、憲法の学問の自由の中に含まれていると理解しておりますが、そこにおいては、大学の施設と学生については、大学の学問の自由と自治の効果として、施設が大学当局によって自治的に管理され、学生は学問の自由と施設の利用を認められているというふうな判決があると承知しております。大学の施設につきましては、大学当局によって、今回のセミナーにつきましても、当局内の判断によって貸し出されていると承知しておりますので、何ら問題ないと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）だから、大学の構成員の中で、こういう九州防衛局主催のセミナーが大学で行われている。内容も、私ほかのところのやつを見させていただきましたけども、安保3文書に基づいて、いわゆる台湾有事になった場合どういうミサイル配備をするのかとか、南西諸島での軍備の増強だとか書いているわけですよ。そういうことについて、この要綱で出しただけであって、これ大学の本来の在り方を大きく変えるものになるんだということで警告しているわけですよ。そういう議論はしないんですか。どういう議論がされてきたんですか。認識

がちよっと甘いんじゃないかと思えますよね。この間の新学部の問題についても議論されたと言われますけども、こういう問題についてきちんと議論すべきじゃないんですか。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）政策局長。

○政策局長（小林亮介君）大学の中の議論について御質問いただいておりますが、先ほどから申し上げておりますとおり、大学については、この固定資産使用規程に基づいて、公益上または教育上その使用が好ましくないと認められる場合や、大学の業務に使用する場合等を除いて教室の使用を許可しているということで、その規程に基づいて大学の当局のほうでは手続を行っている聞いております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）48番 大石議員。

○48番（大石正信君）私指摘したのは、大学の自由じゃなくて学問の自由、大学の自治です。戦前に天皇政府が決めた中身については、大学がそれに協力していったという中で、1932年に京都大学の大学教授が抗議した滝川事件、政府が大学研究に介入したことが大きな問題になって、憲法23条で学問の自由が確立してきたわけですよね。だから、学問の自由がひとりではできなかったわけじゃなくて、そういう戦前の反省の下から、やっぱり真理を探究する学問の最高学府の大学で、このことを探究していくことは非常に大事であるとなって、戦後多くの大学はこういう出発点の下で、二度と戦争に協力をしないという誓いの下に出発してきているわけですよね。それを大きく踏み外そうとしているのが政府だと思いますので、このことについては、この間の新学部の創設の問題もありますので、きちんと大学の構成員の中で議論していただきたいということを強く求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。23番 村上議員。

（議長退席、副議長着席）

○23番（村上直樹君）皆さんこんにちは。公明党の村上直樹でございます。傍聴にお越しの皆様、暑い中大変ありがとうございます。会派を代表しまして一般質問を行いたいと思います。

初めに、小・中学校に通う肢体不自由児への対応についてお伺いします。

2021年4月に施行された改正バリアフリー法により、障壁のない社会を目指すために学校のバリアフリー化も推進されています。障害があっても、健常者と同じように授業や課外活動ができるようにするのが主な目的です。その影響もあり、特別支援学校以外の小・中学校でも車椅子の生徒などが過ごしやすいためのバリアフリー化が進んでいるともお聞きしております。

そこで、お伺いします。

1点目に、文部科学省は、公立の学校は避難所にも指定されていることから、2025年度末までにバリアフリースイレ、エレベーター、スロープなどの設備を設置する目標を掲げましたが、本市の現状と今後の予定をお伺いいたします。

2点目に、肢体不自由による困難さから生じるできないこと、難しいことに対して、歩行や

移動などの動作の困難さを軽減するための直接的な支援だけでなく、心理面への支援についても考える必要があると思います。また、子供たちへの支援については、文部科学省の肢体不自由児に関する学校における配慮事項において、支援体制として複数の教員が指導計画の作成に関与し、実施に当たっては全教員で共通理解することとされております。これらの心理面への支援や、支援の実施内容を全教員で共通理解することについて、本市ではどのように対応されているのか、お伺いいたします。

次に、北九州の海の魅力についてお伺いします。

北九州市の海は、北側に関門ノスタルジック海峡として日本遺産に登録された関門海峡があり、この関門海峡の北西に玄界灘と隣接する響灘、市の東側には曾根干潟が存在する周防灘、北西部には東西に細長い洞海湾を抱えています。市域の海岸線の総延長は約230キロと全国でも有数の長さを有し、多様な水際の景観を見ることができ、様々なアクティビティーやマリンスポーツなどで親しまれております。この北九州の海の魅力を発信し、多くの国内外の観光客を呼び込むため、数点お伺いいたします。

1点目に、国土交通省港湾局は、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用を進めており、地域の関係者による地方創生を目的とした釣り文化振興の取組が進められている港湾をモデル港として募集し、釣り文化振興モデル港として指定しました。これまでに全国で21港が指定されており、本市も平成31年3月に指定されたところですが、指定されたことによる成果や実績をお示しく下さい。

2点目に、本市の臨海部は、大半が埋立地や干拓地等の人工造成地が占めており、自然の海岸は多くありませんが、本市に残る数少ない自然海岸である若松北海岸のエリアが、本年2月に策定された北九州市地域資源を活用した持続可能な観光推進計画の対象区域となり、これまで制限されていた観光関連施設の開発が可能となりました。対象区域は国道495号沿線から海側の区域、内陸部にかけて30メートル内となっており、このエリアは雄大な自然景観や、新鮮な野菜や果物、魚介類に恵まれた観光資源のポテンシャルにあふれる地域でもあり、期待も大きいものと思います。

ところが、メインルートの国道495号はほとんど海岸線と接しておらず、絶景スポットである遠見ヶ鼻や、畳をびっしりと敷いたような岩礁が有名な千畳敷、岩屋や脇田の海水浴場などは国道から入り込んだところにあって、畑の中の農道や、昔ながらの住宅地を通る非常に分かりにくいルートとなっているため、あまり知られていない観光地となってしまっております。

そのようなこともあり、今回のプロジェクト名をSecret Sunset Coast PROJECT in若松と命名したようです。直訳すると秘密の夕日の海岸プロジェクトとでも訳すのでしょうか。現状の不利な状況を逆手に取ることは面白いと思いますが、各観光スポットの紹介や観光スポットまでの動線の整備など、もう少し分かりやすくする工夫も必要と思いますが、見解をお伺いします。

3点目に、海外の超富裕層が船旅で使う大型クルーザー、スーパーヨットを誘致する動きが広がっているようです。一般的に外国人富裕層などが個人所有する約80フィート、24メートル以上の大型クルーザーがスーパーヨットあるいはメガヨットと呼ばれ、その隻数は年々増加しているようです。コロナ禍後、訪日外国人、インバウンドの急回復による需要増をにらみ、寄港地では観光や飲食などの消費額も大きいこと、知名度向上にもつながることから、係留施設など受入れ体制の整備や強化を急いでいるようです。ぜひ本市においても受け入れるべきと思いますが、これまでの実績を含め見解をお伺いいたします。

最後に、すしの都の取組についてお伺いいたします。

先ほど北九州市の海の魅力について質問いたしました。その豊かな海の魅力を生かして、本市では最近になり、すしの都としての取組も進められています。本年8月にすしの都北九州協議会が設立されましたが、設立背景について、北九州市は豊かな漁場に囲まれているほか、鮮度や技にこだわる魚食の文化が根づいており、恵まれた漁場と文化、それを支えるプロの技術が魚のおいしさを際立たせており、北九州市のすしは全国的に有力な観光素材であると思われると記述されています。

先日、市内の有名なすし店が、北九州で捕れた新鮮な魚を酢締めまたは昆布締めし、海外に出店する予定のお店に空輸で送ろうとしたところ、輸出品として関税にひもづけられるHSコードの位置づけが明確でなく、円滑に進まないとの問題が発生しました。その後、公明党の秋野公造参議院議員の尽力により、財務省の関税局、門司税関と協議を行い、輸出の際の酢締め、昆布絞めの位置づけが明確化され、無事輸出が可能となりました。秋野参議院議員はそのことをすぐに市に報告されたと聞いております。

北九州の魚が捕れたての新鮮なまま、北九州の職人の技で付加価値をつけて輸出できる仕組みができたことは、今後の展開に様々な可能性を秘めていると思います。こうした豊富な水産資源と豊かな魚の食文化に関して、以下3点お聞きします。

1点目に、魚の食文化について、すしの都北九州協議会の設立により、国内外の来訪者の増加が期待されるころですが、総務省が毎月調査を行っている家計調査において、北九州市民の刺身盛り合わせ購入金額は全国1位との調査結果が発表されています。すしの都として国内外からの来訪者に北九州で捕れた魚を食べていただくだけでなく、北九州市民が近海で捕れた新鮮な魚を食べるといふ、北九州市民の魚の食文化を守り育てていくことも大切であると考えます。本市の考えをお伺いいたします。

2点目に、すしの都や刺身盛り合わせ消費額日本一といった豊かな水産資源が確保できる背景には、先ほど海の魅力の質問でも述べたように、3つの海に囲まれた地理的な理由とともに、行政、企業、市民の環境を守る取組として海の保全を行ってきた背景があると考えます。

そこで、今後国内外に向けてすしの都や豊かな水産資源をPRしていくのに併せて、環境未来都市としての環境保全活動の取組についても国内外に発信してはと考えるますが、見解をお伺

いします。

3点目に、すしといえば主役となる海鮮はもちろんですが、シャリとなるお米や、ユズのよ
うに味つけや彩りを添える素材なども欠かせません。

そこで、それらの北九州のすしに必要な食材の確保も重要だと思いますが、北九州産のユズ
の生産の確保や、また、すしに用いる米の確保や北九州米の開発についてどのように考える
か、本市の見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）すしの都の取組について、北九州市民の魚の食文化を守り育てていくこ
とについてのお尋ねがございました。

北九州市は、マダイやブリなどが漁獲される外海性の響灘、穏やかな内海でカキ養殖が盛ん
な豊前海、急流の中で育ったタコなどが捕れる関門海峡と、それぞれ異なる特性がある3つの
豊かな漁場に囲まれております。このような北九州市の海域特性により、市民の皆様は多様で
新鮮な魚介類を手軽に入手し、日常的に魚食を楽しむ習慣がございます。さらに、魚を傷めず
に水揚げする漁業者の技術、水揚げされた魚を適切に処理する仲卸の技術、それらの魚を引き
立たせる料理人の技術も根づいております。

このような鮮度や技術にこだわる文化により、北九州市のおいしい魚介類は国内外から多く
の観光客を引き寄せる魅力を持つと考えております。北九州市といたしましては、このような
すばらしい魚食文化を未来に向けて継承、育成することは大変重要であると認識をしております。

一方で、調理の手間や食の志向の変化など、複合的な要因により生鮮魚介類の消費量が年々
減少し、特に若年層において魚離れが進んでおります。こうしたことから、北九州市ではホー
ムページやSNSなどによる情報発信に加えまして、市民の皆様が地元の水産物に触れ、その
魅力に気づいていただくため、豊前海一粒かきのかき焼き祭りや、農林水産まつりにおけるゆ
でダコの作り方教室、関門海峡たこの漁業体験などを実施するとともに、11月には中央卸売市
場で親子握りずし体験等のイベント開催も計画をしております。また、特に若い世代の魚食離
れを改善するため、小学生を対象といたしました魚のさばき方教室の開催や、子ども食堂への
水産加工品の提供にも取り組んでおります。

今後は、こうした取組に加えまして、漁業関係者とすしの都北九州協議会との連携による市
内産水産物のプロモーションを行うなど、広く市民の皆様が地元水産物の魅力を発信すること
を通じて、魚食文化を守り育ててまいりたいと考えております。以上となります。

関係局長等から残りを御答弁いたします。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）小・中学校に通う肢体不自由児への対応について2点お尋ねいただき

ました。

まず1点目、バリアフリースイレ、エレベーター、スロープなどの本市の現状と今後の予定についてお尋ねいただきました。

北九州市の小・中学校のバリアフリー化の現状ですが、エレベーターは現在工事中も含め18校、車椅子用のトイレは校舎が161校、体育館が104校、スロープは、門から校舎までが176校、体育館までが167校、校舎昇降口から教室までが154校、体育館の出入口から内部までが159校となっております。

現在、大規模改修の際に、車椅子用のトイレやスロープ設置などを行うとともに、配慮が必要な児童生徒が在籍する学校につきましては、個別の要望に基づきまして、階段昇降車を導入するなど、バリアフリー化に取り組んでおります。

さらに、今年度から学校施設エレベーター設置事業を創設しまして、現在4校で設計を行っております。この事業によりまして、今後は配慮が必要な児童生徒の在籍状況や地域バランスなどを踏まえて、エレベーター設置を進めることとしております。今後とも、学校施設のバリアフリー化につきましては努力してまいりたいと考えております。

続きまして、肢体不自由児へ心理面への支援や、全教員での共通理解をすることについてのお考えということでお答えいたします。

北九州市の小・中学校に通う肢体不自由など、身体的支援を必要として介助員等を配置している児童生徒は25名いらっしゃいます。

肢体不自由のある児童生徒が安心して学校生活を送るために、身体的、心理的にきめ細かい配慮を行うことは極めて重要であります。そのために、学校生活では特別支援教育介助員を配置しまして、移動や食事、トイレ等の身体的な介助とともに、心理面に配慮した支援も心がけております。例えば、補助をしながら、大丈夫、ゆっくりでいいよなどと声をかけることで、児童の不安を減らして、活動への喜びや達成感が持てるように支援をしております。

また、具体的な指導や支援につきましては、校内委員会で検討して個別の指導計画を作成し、全教職員で児童生徒の障害の状態などの共通理解を図っております。加えまして、体育的な行事の際には、参加の仕方や支援の方法を共有した上で、担任や介助員以外の教員も補助や声かけなどの支援を行っているところです。さらに、特別支援学校の教員が必要に応じて巡回をして、専門的な知見から支援体制の構築に協力しております。

今後も肢体不自由のある児童生徒が学校で安心・安全に過ごせるように、校内体制の充実に向けて努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君）北九州の海の魅力についての質問のうち2つの質問に順次お答えいたします。

まず、釣り文化振興モデル港に指定されたことによる成果や実績についてお答えいたしま

す。

北九州市は、三方を響灘、関門海峡、周防灘に囲まれ、海岸線の総延長は約230キロと全国有数の長さを有し、様々な水産資源に恵まれています。しかしながら、北九州港の海岸線は、そのほとんどが護岸、岸壁等の港湾施設であり、安全に釣りができる日明・海峡釣り公園などを除き、関係者以外立入禁止となっております。

そのような中、遊漁船の発着場所として、既存の物揚げ場などを活用し、手軽な釣りを提供するため、地元の釣具販売店を中心に、多様な事業者から成る北九州釣りいこか倶楽部が平成30年6月に発足いたしました。その後、平成31年2月に国土交通省が第1回釣り文化振興モデル港を募集した際、当倶楽部が応募した北九州港での取組が評価され、北九州港がモデル港に指定されました。

北九州市としては、モデル港の指定後、同倶楽部への支援策として、主な活動拠点である大里2号物揚げ場が安全に利用できるよう、階段や転落防止柵を設置いたしました。また、テレビやSNSなどで活動内容を情報発信することにより、北九州市の海や食の魅力をPRいたしました。

一方、北九州釣りいこか倶楽部では、令和元年に大里2号物揚げ場で釣りイベントを開催し、約150名が参加いたしました。また、令和元年度から令和5年度の5年間で、同倶楽部が提供する船釣りプランを約7,000名が利用し、そのうち約60%は市外の方でありました。北九州市としましては、引き続きモデル港における北九州釣りいこか倶楽部の活動をサポートしながら、北九州の海の魅力向上に取り組んでまいります。

次に、海外の超富裕層が船旅で使うスーパーヨットを受け入れるべきと思うが、これまでの実績を含め見解を伺うについてお答えいたします。

スーパーヨットの受入れは、寄港地での食事や観光、土産物などの購入による経済効果や市の知名度向上につながるため、重要であると考えております。全世界におけるスーパーヨットの隻数は5年間で約1.3倍に増加し、令和5年には約1万2,000隻となっております。また、令和4年に海外から日本に寄港したスーパーヨットは、北九州港を含む15港に26回寄港しており、近年増加傾向にあります。このような状況を踏まえると、スーパーヨットの受入れは、取り組むべき重要な課題であると認識しております。

これまで北九州市としては、平成30年のスーパーヨットの寄港を契機に、本格的に誘致活動を開始し、オーナーから運航を任されている船舶代理店に対する港や観光の情報提供、視察会の開催などを通じて、北九州港のPRを行ってまいりました。さらに、令和5年12月の港湾計画改定において、砂津地区を旅客船ふ頭に位置づけたところであり、スーパーヨットが利用するふ頭の一つとして積極的な誘致を行っております。

また、民間が運営する新門司マリーナにおいて、近年のスーパーヨットの寄港需要を踏まえ、令和6年5月、既存の浮き桟橋などが改良され、受入れ環境が整ったところでございま

す。これらの取組の結果、令和4年は門司の西海岸に1回、令和6年は新門司マリーナに2回の寄港がございました。

北九州市としては、引き続き関係局や民間事業者と連携し、観光資源の磨き上げや、積極的なPRをはじめとする誘致活動を行うことで、スーパーヨットの受入れにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）北九州の海の魅力についてのうちの残りの若松北海岸の各観光スポットの紹介や、動線の整備に関する御質問に御答弁申し上げます。

若松北海岸エリアは、水平線に沈む夕日、岩畳が波打ち際まで続く千畳敷、岩屋海水浴場、若松潮風キャベツ、若松水切りトマトといったブランド力のある食材など地域資源にあふれており、観光資源として高いポテンシャルを有しているところでございます。このポテンシャルを最大限に生かしながら、地域経済の底上げを図っていくためには、民間事業者による魅力的なコンテンツの創造が必要不可欠でございます。

しかしながら、このエリアの大半は土地の利用に制限があり、民間事業者による観光関連の投資は抑制がされてきました。そこで、民間事業者による創意工夫、投資の促進を通じて、若松北海岸エリアが持つ潜在的な魅力を発揮できるように、Secret Sunset Coast PROJECT in 若松と銘打ち、制限緩和を行うこととしたところでございます。現在、市内の複数の事業者や土地所有者などから、事業展開や土地活用の御相談をいただくなど、高い関心を集めているところでございます。

また、議員の御提案にもあるように、千畳敷や遠見ヶ鼻など、観光スポットの認知度や観光スポットへのアクセス性などが向上すれば、事業展開の可能性が高まるという声もいただいているところでございます。

このため、多くの観光関連施設を呼び込むためにも、様々な媒体や機会を活用して若松北海岸エリアをPRし、観光地としての知名度向上を図ってまいります。加えまして、各観光スポットへのアクセス性向上策につきましても、費用対効果の面も踏まえまして、地域の方々や事業者との対話を進め、どのような対策が効果的なのか考えてまいります。

このプロジェクトを契機に、今後参入する事業者や地域の方々と協力、連携しながら、若松北海岸エリアの観光地化を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）環境局長。

○環境局長（兼尾明利君）すしの都の取組のうち、すしの都や豊かな水産資源のPRに併せて、環境保全活動の取組を国内外に発信してはどうかという御質問についてお答えさせていただきます。

すしの都を掲げます北九州市は、豊かな海を守り育てるため、これまで様々な環境保全に取り組んでまいりました。かつて公害問題が深刻化したこともありましたが、市民、企業、行政

が一体となり、市民による企業の視察や環境学習会の実施、企業による公害防止技術等の開発、行政による環境モニタリングやインフラ整備といった取組を実施し、美しい海を取り戻したという歴史がございます。

また、水産資源の保全対策といたしまして、稚魚等の種苗放流事業、生息場である藻場の造成や保全に関する事業に漁業者と共に取り組んでおります。その他、美しい海を守る取組として、市民参加型の海岸清掃活動、市内45事業所との公害防止協定に基づく水質保全の取組などを実施しているところでございます。

このような市民、企業、行政が一体となった取組により、美しい海を守ってきたことが、今日の北九州市の豊かな水産資源やすし文化を育ててまいりました。

このような中、本年8月には民間事業者を中心に、すしの都北九州協議会が設立されました。今後この協議会では、首都圏、関西のメディアを招致したツアーの実施、すし業界のプロ等を対象とした研修会の実施などに取り組むこととされており、北九州市のすし文化を発信していく機運が高まっております。

北九州市といたしましても、民間発意のこのような取組との連携や、水産資源のPRイベント、出前講演、SNS等を通じまして、これまでの環境保全の取組が北九州市の豊かな水産資源やすし文化を育ててきたという歩みを広く発信していきたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）最後に、すしの都の取組についてのうち、北九州市産のユズの生産の確保、すしに用いる米の確保等の御質問についてお答えいたします。

北九州市のすしは、かんきつ類等を使ってネタを引き立てる工夫をする店があるなど、素材の持ち味を生かすプロの技術が特徴であります。そのため、地元の農産物も、おいしいすし作りの重要な要素となっております。

ユズにつきましては、市内の農家が直売所向けに小規模の栽培をしており、米については約1,000ヘクタールの農地で栽培をしております。しかしながら、農業の現場では、市内のすし店で必要とされている農産物の種類や量などに関する情報は把握できていないというのが現状でございます。

また、すしに適した米の品種開発には、専用の設備や知見が必要でありまして、国や県の研究機関でも開発に10年程度かかるなど、市町村レベルで行うのは難しいといった課題もございます。

そのため、市内産農産物のすしへの活用につきましては、まずはすしの都協議会の関係者からニーズを聞き取りまして、その内容を農家に情報提供することから始めたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）23番 村上議員。

○23番（村上直樹君）御答弁ありがとうございました。

あまり時間がないので、要望で終わるかもしれませんが、まず、市長が答弁いただいたので、すしの都についてからなんですけども、私も詳しくは知らなかったんですけど、北九州は全国的に有名な高級すし店、町ずしであるとか地場の回転ずし店があって、バラエティーに富んだすしが楽しめる。大体、私は回るすししかあまり行かないものですから、知らなかったんですけども、調べた限りでは市内にも200店以上すし屋があるみたいです。ぜひ、要望なんですけども、すし屋マップみたいなものを作っていただけないかなと思います。

それから、今年小倉駅の新幹線改札内に立ち食いずしの平四郎がオープンしたかと思うんですけども、知人から、北九州空港にも出店できないかという要望をいただきましたので、まず、お伝えしておきます。

それから、福岡でおいしいもので調べると、水炊き、がめ煮、もつ鍋、からし明太子、ウナギのせいり蒸し、博多のラーメン、ゴボウ天うどんとか、北九州ではやっぱり門司港焼きカレーであるとか小倉焼きうどん、八幡ぎょうざなどが出てくるんですけども、その中には、すしというのは出てこないんですね。

また、福岡に博多の食と文化の博物館ハクハクというのがあるんですけど、そこにもすしというのはないみたいなんです。美食の町北九州を目指して、すしの都として魅力を発信するのであれば、全国を見てみますと、食べ物をテーマとした博物館やテーマパークというのがあるんですね。すし博物館みたいなものができないのかなって、これは答弁を聞きたいんですけども、これも要望としておきます。

新たに箱物を造れというのではなくて、例えば門司港レトロの関門海峡ミュージアムの中とか、あそこは漁場である関門海峡が目の前ですし、いいところではないかなと思います。さらに、市長からも答弁いただきました、親子握りずし体験とか、サバのさばき方教室もやっているということだったんですけども、そこですしの握り方の体験ができるような、すし道場みたいなものがあると、インバウンド客であるとか観光客も喜ばれるのではないかなと思います。

あと、自分で釣った魚は自分でさばきたいという釣りのアングラも多いかと思います。私もそうなんですけども、男の料理教室とかやっているんですけども、そこで北九州のすしのプロの職人から、魚の締め方であるとか包丁の研ぎ方、また、すしの握り方など教えてもらえればいいかなと思います。

それからさらに、北九州ゆめみらいワークで、すし職人によるすしの握り方などできないかということも要望させていただきたいと思います。すし職人の後継者不足にも寄与できるのではないかなと思います。

次に、釣りの魅力ですけども、北九州釣りいこか倶楽部の説明をしていただいたんですけども、株式会社タカミヤの高宮会長から実はお聞きしたんですけども、会長は日本全国いろんなところで釣りをしてきたらしいんですけども、北九州の海のポテンシャルが一番高いよと言われていました。それは先ほど第1質問でもいろいろ述べたんですけども、やっぱり関門海峡一

帯から、釣りをする場所がいっぱいあるということが一番の要因だと思います。豊かな漁場に恵まれているからということですね。

北九州釣りいこか倶楽部は、北九州の旧門司港から若松まで今9か所の港から出船をしてくださっている、24そうが登録していると私は記憶しているんですけども、都心の中心から出港できる便利さもあるということですのでございます。釣れる魚もタイ、ヒラメ、青物もいろんなバラエティーに富んでいるということですね。私も乗船させていただいたんですけども、釣りの仕方から餌の付け方、また、トラブルがあっても全部やってくれると、至れり尽くせりの釣りで、本当にこれ宿泊であるとか食事のサポートまでしてくれるということなので観光客本当に喜んでこられるんじゃないかなと思います。

コロナ禍で3密を回避するアウトドアレジャーとしての釣りが楽しむ人も増えているということですので、インバウンド客を呼び込むためにもしっかりとアピールしていただければと思います。

それから、先ほど言った港が、護岸が結構傷みがひどいので、これもちよっと傷みのひどいところ整備もお願いをしたいと思います。

若松北海岸やりたかったんですけども、時間がないので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）進行いたします。22番 木畑議員。

○22番（木畑広宣君）皆様こんにちは。引き続き公明党の木畑広宣でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、聴覚補助機器等の支援についてお伺いします。

今日、社会の高齢化の進行に伴い、加齢に伴って聴覚機能が衰え、音を聞き取りにくくなる加齢性難聴の方も年々増加しております。高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性が高くなると言われております。また、難聴になると、耳から脳に伝達される情報量が極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まるとも言われております。何より、単純に考えても、音が聞こえて、人と会話ができるということは人生が楽しくなることであり、それが健康や生活の張り合いにもつながるものだと思います。

このように、高齢者の方の難聴については様々なリスクが存在しますが、この難聴対策として有効なのが聴覚補助機器の活用であります。聴覚補助機器には、マイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として未永く生き生きと生活し、活躍し続ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助機器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変に重要なことだと思います。

そこで、3点お伺いたします。

1点目に、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器を必要とする方々への情報提供や、補聴器等のお試し利用ができる場所の整備など、高齢者が自分に合った聴覚補助機器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目に、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政機関等の公的窓口などに環境の整備の一環として、近年新しい技術を用いて開発された軟骨伝導イヤホンなどの配備を推進すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

3点目に、補聴器は難聴に悩む高齢者の聞こえを補い、日常生活を支えておりますが、補聴器は高価なものが多いため、軽度、中等度の難聴の場合、使用をためらう人も多いのが現状です。聴力の低下に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入の費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことであると思います。補聴器の購入費用の助成に向けて、本市独自の助成制度の検討や、国への積極的な要望活動などを行っていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、ビジネスケアラーへの支援についてお伺いたします。

経済産業省は、主に仕事をしながら介護する人をビジネスケアラーと位置づけ、2020年時点で約262万人いると推計しております。女性の社会進出により女性のビジネスケアラーも増加傾向にあります。高齢化の進行や共働きの増加などを背景にビジネスケアラーは増え続けており、2030年には約318万人と、10年間で約56万人増える見込みであり、家事などの合間に働いている人を含めると約438万人に達する見通しであります。

介護は突然必要に迫られ、長引くケースもあります。介護の負担に起因した労働生産性の低下や離職による影響も大きく、その経済損失額は約9兆1,792億円に及ぶと試算され、社会全体での対応が急がれております。

そこで、お伺いたします。

仕事と介護の両立には、介護保険制度による支援サービスや、勤務先の介護休業、時間単位でも取れる介護休暇などの活用が基本ですが、特に中小企業では利用が進んでいないようです。そのため、経営層への意識啓発や職場での介護需要の実態把握、制度を利用しやすい環境づくりなど、現在ある各種支援制度を誰もが利用できるように取り組む必要があると考えますが、本市における取組の状況や見解についてお聞かせください。

次に、おくやみコーナーのワンストップ化についてお伺いたします。

本市では、御遺族の不安や負担を少しでも軽減できるよう、各区役所におくやみコーナーを設置し、亡くなられた方に関する手続をサポートしております。具体的な内容としましては、御遺族から故人の情報をヒアリングの上、必要となる手続を特定し、訪問すべき窓口を案内、また、必要な申請書に氏名、住所などをあらかじめ印字しておく申請書作成支援サービスなど

です。以前に比べると手間が省けて助かるという声も多く聞かれております。

このおくやみコーナーは、我が会派の村上議員が平成30年9月議会で、大切な御家族を亡くされた遺族の方々は心労が大きいだけでなく、葬儀の準備など慌ただしく過ごすことになる。負担を少しでも減らすため、事務手続や相談にも対応するお悔やみ相談窓口を設置すべきと質問を行ったことや、市民の皆様からの要望などを受けて実現をいたしました。

その後、私も令和4年12月議会において、おくやみコーナーについて、複数の窓口を回らなくても、おくやみコーナーで全ての手続が完結するワンストップ化の実現が期待されていることから、ぜひ本市においても、よりよい行政サービスに向けてDXを進め、ワンストップ化を推進すべきとの提案をさせていただきました。

その際、執行部からは、おくやみコーナーのワンストップ化については、システムの改修や人員配置を含め、市民課、国保年金課、保健福祉課などの区役所窓口の在り方全体を考える中で検討することになっている。今後も御遺族の皆様への不安や負担の軽減に向けて、他都市の状況等も参考にして、さらなる市民サービスの充実、向上に努めてまいりたいと考えているとの答弁をいただきました。

そこで、お伺いいたします。

おくやみコーナーのワンストップ化の実現に向けて、前回の御答弁から現在までの検討状況及び実現に向けた今後の見通しについてお聞かせください。

最後に、災害に強い安全・安心なまちづくりについてお伺いいたします。

今年元日に発生した能登半島地震から8か月が経過しました。現在も多くの住民の皆様が避難所で暮らしております。国の中央防災会議は今年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正しました。ポイントは、今回の能登半島地震で高齢者ら要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性が明記されたことです。

具体的には、市町村に対して、避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた食事、入浴、洗濯など生活に必要な水の確保に努めるよう要請されております。また、避難所の保健衛生環境の整備も必要であるとされており、特に快適なトイレ環境の整備が求められております。

加えて、自治体に対し、ふだんから住民らの状況を把握できるよう、保健師、福祉関係者、NPOなどと事前に調整するとともに、災害時に個人情報をごくまで共有するか検討に努めるよう求めております。

そこで、今回の防災基本計画の修正で災害応急対策に福祉的な支援の必要性が明記されたことを踏まえ、本市として今後どのように対応されるのか、お聞かせください。

なお、トイレ環境の整備については、前回の6月議会でも我が会派からお尋ねいたしました。その後の6月28日に防災基本計画が修正されたことを踏まえ、トイレ環境の整備も含めて今後の対応についてお聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）ビジネスケアラーへの支援につきまして、仕事と介護の両立支援について、現在の支援制度を誰でもが利用できるように取り組む必要があるという下で、取組状況、見解についてお尋ねがございました。

少子・高齢化が進展する中で、仕事をしながら家族等の介護に従事するビジネスケアラーは増加傾向にございます。こうした方々の介護に起因した離職や労働生産性の減少は、介護者個人の生活の安定とともに地域経済にも大きな影響を与えるものであり、大変重要な課題と認識をしております。

このような中、国は育児・介護休業法を改正いたしまして、従業員が家族の介護を申し出た際、両立支援策の周知や利用の意向確認を事業主に義務づけるとともに、経営者向けガイドラインの作成や、先進的に取り組む企業の事例をPRするなど、仕事と介護の両立に向けた取組を強化しております。

そこで、北九州市の実態を見てみますと、市内で仕事を持つ家族介護者は約2万5,000人で、介護者全体の約5割を占めております。また、北九州市が実施した調査によりますと、全体の12%に当たる企業が従業員の介護離職があったと回答しております。一方で、仕事と介護の両立の支援に関心のある企業は全体の37%にとどまっております。

北九州市といたしましては、仕事と介護の両立は重要な政策課題の一つと認識をしております。その解決に向けましては、1つは、経営層の意識改革、2つ目に、御家族を介護されておられる従業員の方々の実態把握、3つ目には、在宅勤務など柔軟で働きやすい環境づくりなどが重要と考えております。

このため、北九州市といたしましては市民の皆様に対しまして、様々な媒体や支援施設などを通じて、介護保険による支援サービスを広く周知するとともに、経営層の皆様に対しましては、1つは、働きやすい職場づくりに関するセミナーやアドバイザーの派遣、2つ目には、離職防止に関する個別コンサルティング、介護者の皆様に対しましては、1つは、介護施設等、身近な場所で介護の悩みを相談できるまちかど相談室、2つ目には、認知症や介護について学び合う交流会の開催など、介護者の皆様の不安に寄り添う支援にも取り組んでいるところでございます。

北九州市としましては、仕事をしながら家族の介護を担う市民の皆様が、柔軟で多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を發揮できるよう、しっかりと両立支援に取り組んでまいります。以上でございます。

残りは関係局長からお答えいたします。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）次に、聴覚補助機器等の支援についてのうち、社会福祉協議会

や福祉施設との連携の下、自分に合った聴覚補助機器を適切に選択できる環境を整備すべきというお尋ねと、補聴器の購入費用の助成に向けて、北九州市独自の助成制度の検討や、国への積極的な要望活動などを行っていただきたいの2点に、まず、まとめてお答えいたします。

加齢による聴覚機能の衰えは、聞こえづらさから人とのコミュニケーションが難しくなり、社会的孤立や認知機能の低下の要因になると認識をしております。聞こえづらさが生じた場合は、早期に医療機関を受診し、必要に応じて医師や専門家の助言の下、補聴器や集音器など、いわゆる聴覚補助機器を用いて聞こえを改善することが、生活の質を保つことにつながると考えております。

福祉用具プラザ北九州では、聴覚補助機器のうち、軟骨伝導イヤホンやポケットレシーバーなど複数の集音器を展示しまして、相談の際に、聞こえ方の違いや使い勝手などを体験していただいております。また、補聴器の相談があった場合は、医師の診断の下、適切に利用される必要があることから、まずは医療機関へ受診するようお勧めをしております。

一方で、議員御指摘のとおり、高齢化のさらなる進展が見込まれる中、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助機器を選択し、適切に活用できる環境づくりは今後の課題と考えております。

このため、まずは区役所の相談窓口職員や医療・介護従事者の支援力向上を図るため、難聴の基礎知識や伝わりやすい話し方、機器の紹介などを記載しましたリーフレットを新たに作成しているところでございます。このリーフレットを支援者向け難聴研修の中で活用するほか、研修回数も増やしまして、スキルアップを図っていくこととしております。

また、今後は聞こえについて関心を持ってもらえるよう、高齢者が集うサロンや福祉施設におきまして、聴覚補助機器を体験できる場を設け、適切な機器を選択できる環境づくりに努めていきたいと考えております。

補聴器助成についてですが、難聴と認知機能低下の関係につきましては、国において平成30年度から2か年調査研究を行い、一定の相関関係が確認されたものの、補聴器の装着による認知機能低下の予防効果の研究は継続されているという状況でございます。

また、加齢による身体の衰えは、耳、目、膝、腰など多岐にわたりますため、公的支援の在り方については、その効果や方法を見極める必要があると考えております。そのため、補聴器購入につきましては、北九州市独自の助成は考えておりませんが、国に対して研究結果を早期に取りまとめ、認知症予防の効果が認められる場合には、加齢性難聴者等への補聴器の購入補助制度を創設することを全国市長会等において要望しているところでございます。

こうしたことから、今後も国の動きを注視しつつ、様々な関係団体と連携しながら、高齢者が聞こえづらさを感じるようになっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていただけるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、聴覚補助機器等の支援のお尋ねのうち、残りの行政機関等の公的窓口などに環境整備

の一環として、軟骨伝導イヤホンの配備を推進すべきとお尋ねにお答えいたします。

区役所等の窓口において、難聴などでコミュニケーションの取りづらさを抱える市民への配慮は大切であると認識をしております。北九州市では、耳が聞こえにくい方が区役所の窓口に来訪した場合には、話し方の配慮ですとか、必要に応じて説明資料の提示や筆談、会話した内容を要約したメモをお渡しするなど、相手に寄り添いながら丁寧な説明に努めているところがございます。さらに、本年6月からは円滑なコミュニケーションに向けました取組の一つとして、区役所窓口において、音声認識AIを活用した会話の字幕表示サービスの実証実験を実施しているところがございます。

議員御提案の軟骨伝導イヤホンは、耳の周りの軟骨を振動させて音を伝える技術を利用したもので、試験的な導入も含め、金融機関や自治体の窓口などに設置され始めたものがございます。北九州市においても、使いやすさやその効果を確認するため、本年2月から1か月間、区役所で試行的に使用いたしました。その結果としましては、使用した方からは、いつもよりは聞こえたと回答した割合が多かった一方、雑音がするなど、窓口において快適かつ円滑に御利用いただくには技術的な課題もあると感じております。

今後とも他都市での導入効果などの情報収集を行うとともに、関係局や区役所と連携の上、新たな技術も活用しながら、難聴のある方が区役所窓口等で円滑なコミュニケーションを図り、満足度を高めていただけるよう、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）おくやみコーナーのワンストップ化について、前回の答弁から現在までの検討状況及び実現に向けた今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

大切な方を亡くされた際には、一人一人の状況に応じた多くの手続が必要になってきます。北九州市では、御遺族の不安や負担を少しでも軽減するため、令和4年10月におくやみコーナーを開設いたしました。

令和5年度の利用状況といたしましては、死亡届の総数が1万3,202件のところ、6割を超える8,303件の方に御利用いただきました。令和6年度に入りまして、利用率は66%とさらに上がっておりまして、今後もより多くの方に御利用いただけると考えております。

また、おくやみコーナーの利用者にはアンケートをお願いしておりまして、9割を超える方から満足との評価を受けているところです。コメントを一部紹介いたしますと、スムーズに手続できるようサポートしてもらえて助かった、初めてで不安だったが、しっかり対応してもらえて大変よかったなど、多くのありがたいお声をいただいております。

一方、おくやみコーナーでは、手続の洗い出しと説明、申請書の作成は行っているものの、実際の申請はそれぞれの窓口を回っていただいております、議員御指摘のとおり、1か所で手続が済むワンストップ化の御要望もいただいております。

そこで、区役所の窓口DXの取組の一つといたしまして、おくやみコーナーのワンストップ化を掲げ、実現に向けた検討を進めることといたしました。できる限り早い段階でモデル実証を開始し、令和8年度には全ての区役所でワンストップ化が実現できるよう検討を進めていきたいと考えております。

今後も市民の皆様から要望やニーズをしっかりと捉え、さらに安心、便利を実感していただけるよう、サービスの実現と向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）最後に、災害に強い安全・安心なまちづくりについて、能登半島地震を踏まえ、国の防災基本計画が修正され、福祉的な支援の必要性が明記されたことで、本市として今後どのように対応されるのか、また、トイレ環境の整備について今後の対応をどうするのか、この点について御答弁いたします。

国が作成する防災基本計画は、災害対策基本法に基づく我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、自治体が作成する地域防災計画の基本となるものであります。本年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、6月に防災基本計画が修正され、高齢化の進展に対応した避難所運営における福祉的な支援の充実などが新たに盛り込まれたところです。

この具体例としまして、避難所における衛生環境の維持や栄養バランスの取れた適温の食事の提供、保健師、福祉関係者、NPO等が連携した要配慮者の健康管理、在宅避難者や車中泊避難者への必要に応じた物資の支援などが上げられております。

今回の国の修正を踏まえまして、大規模災害時において北九州市としてどのように対応していくかにつきましては、現在関係部局と検討を進めているところでございます。今後、他都市の意見等も参考にしながら、その検討結果を北九州市地域防災計画に反映し、修正案を令和7年2月開催の北九州市防災会議に諮り、決定する予定でございます。

次に、災害時のトイレ環境の整備につきましては、国の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインに基づきまして、トイレ衛生袋は、北九州市の最大想定避難者数約2万2,000人の3日分を上回る7万2,000セット、仮設トイレも約1,500基を確保しているところであります。これらに加えて、洋式や車椅子対応などの多様な種類の災害用トイレを確保してございまして、高齢者や障害のある方も安心して利用できるものとなっております。

また、災害時に、より一層万全を期すため、災害時のトイレの確保・管理計画についても年度内の完成を目指し、現在策定作業を進めているところであります。引き続き、市民の皆様が安心して避難できるよう、避難所における良好な生活環境づくりに努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）22番 木畑議員。

○22番（木畑広宣君）御答弁誠にありがとうございました。

市長からは本当に前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、まず、ビジネスケアラーへの支援につきまして、先ほど、現在ある各種支援制度の活用という視点でお尋ねいたしましたけれども、経済産業省は今月から、ふだんから企業と接点を持つ商工会や地方銀行などを拠点として、地域の複数の中小企業に対して仕事と介護の両立支援を行うモデル事業に取り組むとのことでございます。これは、経営者が社内の介護に関する状況を把握できるよう働きかけるとともに、従業員向けに介護関連サービスの情報を提供し、セミナーを実施したり、あと相談窓口を設置したりできるような体制整備を促すものでございます。

また、先行して5月からは専門スタッフがケアラーの自宅を訪れ、掃除や料理、洗濯などを代行する家事支援サービスの導入モデル事業も始まっております。定価の3分の1の料金でサービスが受けられるよう、国が補助をするもので、福利厚生の一環として全国440以上の中小企業が導入をしております、忙しいビジネスケアラーの家事負担を軽減しております。

以上のようなことで、既存の制度の活用だけではなく、ビジネスケアラーに向けた新たな支援制度の検討や体制の整備についても対応が急がれていると思っておりますが、本市の見解をお聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）御質問いただきましたビジネスケアラーの支援についてでございますが、今御紹介いただきました経済産業省の様々な取組でありますとか、あるいは市内の企業の実態がどうなっているのか、それから、彼らのニーズ、そういったものをしっかり把握をさせていただいた上で、関係部局とも連携してどのようなことができるのか検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）22番 木畑議員。

○22番（木畑広宣君）ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

また、聴覚補助機器等の支援についてですが、これは加齢性難聴の早期発見に向けての名古屋市の取組を御紹介させていただきたいと思っておりますが、聞こえの状態などの相談に無料で応じるヒアリングフレイルチェック、虚弱チェックをこのほど市内の商業施設で初めて実施したそうでありまして、愛知県言語聴覚士会に所属する言語聴覚士6名の方が協力されたそうであります。このヒアリングフレイルチェックは、初めにセルフチェックの用紙に記入をして、記入項目については、会話をしているときに聞き返すことがよくある、集会や会議など数人での会話がうまく聞き取れないなどの9項目で聞こえの状態を確かめるそうであります。これは一つでも当てはまる人には受診を勧め、日常生活で気になることなどについては言語聴覚士が話を聞くそうであります。この相談に訪れた60代の女性は、当てはまる項目があったと、自分の状態が分かりよかったとの感想でございました。

当日は、ブースを設けた4時間に71人がセルフチェックを実施、60人程度が受診用のチラシを持ち帰ったとのことで、チラシにはセルフチェックの結果が示されており、これを補聴器相

談医に持参をして受診するよう勧めたそうでもあります。この加齢によって気力、体力が落ち、要介護の一步手前の状態にあることをフレイルと言いますが、名古屋市ではその予防に向け2021年度からフレイルテストを各地で開催しており、椅子から立ったり座ったりする動作を30秒間に何回できるかや握力などを測定して、予防啓発に取り組んでおります。

従来は、身体的フレイルのみの測定でございましたが、今回ヒアリングフレイルチェックを追加したそうでもあります。難聴になるとコミュニケーションが円滑にできなくなり、人との交流が減って社会的に孤立すれば、鬱や認知症を発症する可能性が高まると言われております。難聴に早く気づき、補聴器を使用するなどの対策を取ることは、認知症予防のために重要であると考えます。

本市におきましてもこの名古屋市の取組のようなヒアリングフレイルチェックの開催についてもぜひ検討していただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）ヒアリングフレイルチェックの取組、名古屋市の例を御紹介いただきました。北九州市におきましても高齢者の集いの場等で、集まる通いの場等で、サロンで健康づくりという専門職を派遣する取組の中で、様々なフレイルチェックということも要素の一つにしております。ヒアリング、聴覚に関しましては、高齢者が難聴に関心を持っていただけのように、聞こえについての先ほど御紹介いただいたようなセルフチェックについてですとか、医療機関への早期受診について記載しましたチラシを作成したところでもあります。これは高齢者や関係者に周知することとしたいと思っておりますし、また、その専門職派遣の場等、高齢者サロン等においてもこのチラシを活用しまして、地域のリハビリテーション専門職と連携しながらセルフチェックですとか聞こえの相談を行い、必要に応じて受診をお勧めするなど、北九州市としても取組を行いたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）22番 木畑議員。

○22番（木畑広宣君）御答弁ありがとうございます。

あとそれから、おくやみコーナーのワンストップ化につきましては、非常に前向きな御答弁本当にありがとうございました。私も先日、市内在住のおばが亡くなりまして、県外から家族が死亡手続のために区役所のおくやみコーナーへ行きました。その際、おくやみコーナーがあることについては非常にありがたかったということでございましたが、コーナーで手続する窓口を案内され、それから、区役所内を行ったり来たり、上がったたり下りたりと、さらに段差もあり、区役所の老朽化ということもあります。大変だったということで、ぜひこれ1か所の窓口でこれ完結できないかとの要望があったばかりでございました。このおくやみコーナーにつきましては、高齢者の利用が多いことも考えますと、今回のワンストップ化へ向けての検討は非常にありがたいと思います。本当に書かない、待たない、行かなくていい市役所の実現に向けて今後とも何とぞよろしく願い申し上げます。

また、今後はさらに外国人の方の利用も想定していただいた上で、多言語対応についても検討していただきたいと、これは要望とさせていただきます。以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（田仲常郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）村上さとこでございます。早速質問に入ります。

行政チェックが議会の役割です。初代門司駅遺構の取壊しについて、市長は常に適切なプロセスを経たことを強調しておられます。

そこで、皆様と共にそのプロセスを検証していきたいと思えます。

文化財は市民の共有財産です。しかし、そもそも昨年遺構が出土された際には、遺構のことを口外するなど関係者に対しかん口令がしかれ、市民にも公表されませんでした。このままではとてつもない価値の遺構が闇に葬られるのではないかと、そう事態を重く見た学者がフェイスブックで遺構出土を公表したことで、初めて新聞報道につながり、やっと遺構が世に出た。しかし、意図的に遺構の存在や価値がわい小化され、行政上の遺構はないなどのき弁が繰り返され、市民や専門家、県から再三にわたって求められた文化財保護審議会の開催さえ回避されてきた経緯があります。

大変に不適切なプロセスであり、遺構は最初から開発に伴う過程で出てきた邪魔者だった、遺構の破壊は最初から決まっていたのではないかという専門家や市民の声が噴出しております。市は、そうでないと言うでしょうが、検証する議事録もありません。市政運営上、市には、調停、審査、諮問または調査などを行い、その結果を答申などの形でまとめるために設置される附属機関があります。文化財保護審議会もその一つです。

まずは、法制を所管する総務市民局にお尋ねします。

請願法に定めるこの官公署には地方自治法第138条の4第3項に規定のある附属機関も含まれますか。

第1質問は以上です。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）村上さとこ議員から、市民参加、住民福祉の向上のための北九州市政の在り方について、請願法に定める官公署には、地方自治法に規定のある附属機関も含まれるかという御質問ですが、総務市民局にお尋ねするということですので、私からお答えさせていただきます。

請願権は憲法に定められた権利であり、憲法第16条におきまして、何人も損害の救済、公務

員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと規定されております。

請願の一般的な手続につきましては請願法に定められておりますが、国会の各議員や地方公共団体の議会に対する請願につきましては、それぞれ国会法、地方自治法が別に定めております。そして、請願法においては第3条におきまして、請願書は請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならないとされております。

そこで、請願法に規定する官公署に市の附属機関が含まれるかどうかというお尋ねでございますが、請願法自体には官公署の定義が置かれていないことから、取り急ぎ法律の所管省庁にも確認をいたしました。即座に明確な回答は得られませんでした。

なお、附属機関につきましては、地方自治法第138条の4第3項におきまして、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができることとされており、この規定に基づき、北九州市においても各種の審査会、審議会等が設置されているところでございます。

この附属機関は、執行機関である長や委員会等が行政の執行権を有するのに対しまして、執行機関の行政執行のため、または行政執行に伴い必要な調停、審査、審議または調査等を行うことを職務とする機関であり、執行権は有しないものであると考えております。

このように、附属機関は執行機関に附属するものであり、独自に執行権を有する機関ではございませんが、地方公共団体の機関に位置づけられていることから、請願法の解釈について、この場で確定的に申し上げることはできませんが、この附属機関が請願法に定める官公署に相当するものとして取り扱うことは許容されると認識しております。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）許容されるものと認識しているとお答えをいただきました。

念のため私も国会議員を通じて、内閣総務官室請願担当から以下の回答を得ています。総務省によれば、地方公共団体の機関には、地方自治法に規定される附属機関が含まれると解釈されており、請願法上における官公署には、地方自治法第138条の4第3項に規定のある附属機関は含まれる、こう回答を得ていますので、この結果を踏まえ、市民の請願権及び請願法について確認をいたします。

ただいま局長より回答があったように、市民の請願権は憲法16条に規定された国民の権利、基本的人権の一つです。地方自治法、また、本市の自治基本条例の本旨である住民自治、住民参加の原則を実現する極めて大切な権利であります。

そこで、7月22日、文化財保護審議会議事録の公開を求めた市民の請願について質問いたします。

私の手元に請願書がありますけれども、これは7月22日、文化財保護審議会に提出されたも

のです。今9月です。文化財保護審議会に請願が出て審議されたという話は聞きません。

そこで、私は文化財保護事務を補助執行する都市ブランド創造局に対して、事務局として審議委員への日程調整はいつするのか、いつ審議会を開催するのかと行政事務照会をしました。すると、驚くべき回答が返ってきました。この請願は、諮問案件を審議する必要が生じた際に、併せて開催日を調整の上、決定しますというのです。つまり、今後何か指定文化財に登録するという諮問案件が出てこない限りは、請願は一切審議しないという回答でありました。

例えば、今後1年間諮問案件がなければ、1年間は請願の審議をしない、極端に言えば10年、30年、50年、100年、諮問案件が出なければ、市民の請願が審議会で審査されません。これまでも審議会は5年に1回とか、5年に2回ぐらいの開催頻度ですから、このまま請願が放置されるのは確実です。

事実、請願は既に1か月以上、正確には58日、つまり8週間以上も放置され、たなごらしにされ、請願が出された事実すら審議委員たちに伝えられてもおりません。憲法で保障された市民の請願権の侵害であり、誠実処理事務を怠った行政の怠慢であります。不合理に審議会開催を回避している事実がここにあるのではないですか。審議会を開けば審議委員から遺構を保存せよという声が公式に出てしまうからではないですか。事実、これまで審議委員自身からも、審議会を開催せよと度々声が上がっていますよね。

議場の皆さん、傍聴席の皆さん、インターネットで視聴されている皆さん、マスコミの皆さん、行政が憲法で保障された市民の権利を侵害しています。このことを許していいのでしょうか。文化財保護審議会は教育委員会の附属機関です。教育委員会の代表者であり、最高責任者である教育長、直ちに請願審査のため会議開催に向けた日程調整に入るように、文化財保護事務の補助執行者である都市ブランド創造局長を通じて、文化財保護審議会の事務局である文化企画課長に指示してください。最高責任者たる教育長御自身の答弁を求めます。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）文化財保護審議会ですね、御案内のとおり今回の請願に関してはお諮りをしていないというのは、この審議会は北九州市の文化財について、諮問に依拠して開催されるという性質のものでございますので、今回はその案件に該当しないということ、そして、今回の請願に関しましては、いわゆる審議会の議事録を公開してくださいという内容でした。この議事録の公開に関しては、附属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱の第10条で、事務局の業務であるということございまして、先ほど答弁があったように、市で受付ができるということを確認した上で、私どもでその事務を処理させていただいて、請願いただいた方に御説明申し上げたというような経緯でございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）議長、私は教育長にお尋ねしているので、教育長に回答を求めてくだ

さい。請願権が侵害されていることで……。

○議長（田仲常郎君）村上議員、私に権限がありますので、手を挙げられた方を私は指します
ので、よろしくお願いします。

○56番（村上さとこ君）分かりました。市民の請願権が今侵害されていることに対して答弁を
求めたわけです。そして、教育長は文化財保護事務の最高責任者でありますから、このことを
しっかりと執行していただきたいと思っております。

教育長は教育委員会に請願が出たときに、直ちにきちんと誠実処理義務に従って教育委員会
を開かれたという経緯があります。今回も同じです。きちんとこの審議会を開いてください。

続いて、文化財保護審議会の現在の会長がどなたか、お聞きします。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）現在まだ決定をしておりません。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）審議会の改選は昨年11月です。もう1年近くたつのに、この文化財
保護審議会の会長すら決まっていないうんです。文化財保護審議会規則を読みますと、審議会は
必要に応じて会長が招集するとなっております。請願があっても会長がなければ招集できませ
ん。審議会を招集できない仕組みにしたり、形骸化させ、審議会の開催を回避しているのでは
ないですか。その事実をしっかりとここで確認したいと思えます。

さて、9月4日、本市に対し、ICOMOSから国際ヘリテージ・アラートが発出されまし
た。世界の潮流に逆行して、スクラップ・アンド・ビルドを繰り返す日本に対する3年連続ア
ラートであり、自治体としては国内で北九州市が初めて、大変不名誉なアラートです。国際会
議の誘致に力を入れる本市のみならず、日本が国際的に大きく評価を下げる、国益に関わる問
題だと危惧しています。

しかし、市長は発出僅か5時間後に、今回のヘリテージ・アラートについては文化遺産の保
存と保護に関わるお立場からの大切な御意見と認識していますとのコメントを出しました。

そこで、同じく文化遺産の保存と保護に関わるお立場の最高責任者である教育長にお尋ねし
ます。

そのお立場から、ヘリテージ・アラートを受けて市長部局に何をどう働きかけましたか。お
答えください。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）まず、ヘリテージ・アラート、我々文化財を保護する
担当として、国際的な組織、文化財を保護する国際的な組織というところからアラートが出た
というのは、我々しっかりと受け止めたいと思えます。

このアラートにかかわらず、もう随分前にもいろいろ御説明しましたが、私たちは文化財を
守る担当として、いろいろな状況の中で丁寧に調査をして、丁寧に検討して、そして、こうい

うことができないか、例えばこういうふうなことというのは工夫できないかということは開発部門にもう何度も調整をしてきました。今回もそういった意味ではその延長線上として、そうした意見交換あるいは調整をしているというようなことでございます。もちろん、市民の安全・安心のために、市として決定されたということは承知の中でございます。そうした中でも我々は、今できることを記録をしっかり取る、そういったことの作業に今は全力を尽くしているという状況でございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）教育長、お尋ねします。

再度、ヘリテージ・アラートが出て、何をどう市長部局に働きかけたのか、お答えください。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）村上さとこ議員に私の立場を説明させていただきたいと思います。それが答弁になるかどうか分かりませんが、私はこの場にいるのは実は2つの意味がございます。教育委員会事務局の長としての立場の教育長、それと、平成29年に地教行法が改正されて、もう一つ、教育委員会のメンバーでもございます。教育委員会というのは、分かりやすく言うと教育委員会会議という合議体でございます。その教育委員会会議の会務を総理して、代表するのが私の立場でもございます。

この2つの立場のうちの合議体である教育委員会会議、教育委員会ですね、それが文化財保護の最終的な責任を負うというところで、教育委員会の公印でいろんな発出文書になっているんですが、この場にいます私の立場は、文化財保護行政の補助執行権者である都市ブランド創造局長と同じ立場で座っております。ですから、都市ブランド創造局長の回答は、文化財保護の代表ということで説明しているところでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）では、再度お尋ねいたします。

合議体である教育委員会会議において、このヘリテージ・アラートが出たことは審議がされましたか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）合議体である教育委員会会議というのは、議題が出て審議するものがございます。なので、その事務に関しましては、文化財保護行政の事務につきましては、専決権で都市ブランド創造局長にございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）専決権のお話が出ましたけれども、文化財保護行政において重要な事務は、補助執行させることができないとなっております。そのため、この国際ヘリテージ・アラートというのは、大変に国際的な重要な事務であり、これはもう教育委員会のほうでしか

りと取り扱うものだと思っております。

なぜ開発を進める市長部局と切り離された教育委員会が、文化財保護事務の最終責任者であるのかということをしつかりと認識していただきたいと思います。とにかく今の答弁で分かったことは、このヘリテージ・アラートが出てから、市は何もしていないというふうなことでありました。

次の質問に移ります。次に、職員の服務、内部統制を所管する総務市民局長に再度お尋ねします。

市民の請願が放置されて、たなざらしにされ、今後いつ開催するか見通しも立たない、請願権が侵害されている状況については、明らかに事務の遅滞と考えます。諮問案件が出ない以上請願を審議しないとの方針は、請願法に照らし、違法または不適切であります。

事務の遅滞も含め、文化財保護審議会の事務局長である文化企画課に対して、調査ヒアリングの上、適正な事務処理をするよう要請すべきではないかと考えます。答弁を求めます。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）請願法についてなんですけど、請願法第5条におきまして、この法律に適合する請願は官公署において、これを受理し、誠実に処理しなければならないと規定するのみでございます。それ以上の詳細な手続を定めておりません。したがって、受け付けた請願をどのように処理するかについては、それぞれの審議会に委ねられておきまして、審議事項に応じて、これを事務局で処理したとしても、違法ではないと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）局長の答弁では、もうたなざらしにされていても仕方がない、市民の請願権、憲法で保障された基本的人権が毀損されていても仕方がないという答弁だと受け止めました。

今、この内部統制どうなっているのか、非常に疑問です。議会と市民に対する説明責任を果たして、住民への信頼確保を目指すための制度が内部統制であります。その最高責任者は市長です。市長はX会議のほか、週に1度の市長からの手紙などで職員への変革を働きかけておられます。その際に、まずはごく当たり前の職員の法令遵守、公務員としてのコンプライアンスの徹底をしていただきたいと思います。

職員が服務の宣誓どおり日本国憲法を尊重し、全体の奉仕者として誠実かつ公正な倫理、誠実さを持って職務が執行されているのか、改めて全職員に向け内部統制を徹底すべきと考えますが、最高責任者の市長の答弁を求めます。

○議長（田仲常郎君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今、内部統制制度について御質問いただきましたが、内部統制制度は、地方自治法の第150条に基づきまして、財務に関する事務の管理及び執行が法令に適

合し、適正に行われることを確保するために、各所管課の業務に組み込まれて、組織内の全ての者により遂行されるというふうにしております。この考え方は北九州市内部統制基本方針でも示しているところです。そういうことになりますので、各所管のところで適宜適切に法令遵守についてはやっていることと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）局長、財務しかないって本会議で言ったら、内部統制基本指針では、私は財務以外の内部統制も含まれているというふうに読めました。毎年の内部統制評価報告書を読めば、財務のことだけではないということが明らかですよ。これ国からの指針でもそうになっているじゃないですか。そして、その最高責任者であるのが市長です。内部統制の実務責任者は、総務省から来られた江口副市長であります。江口副市長、総務省御出身のお立場から、内部統制の徹底をしっかりとお願いします。これは要望といたします。

私は、このような事務の遅滞や、市民の請願権を侵害するような方針決定は、住民への信頼を裏切る大変問題な行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為に該当すると考えます。これに関わった文化財保護審議会の事務局の長である文化企画課長、その管理監督責任者である文化部長、都市ブランド創造局長に、何らかの人事上の処分さえも発生するような大きなことであります。憲法上の問題です。

都市ブランド創造局においては、決裁文書の写しを照会したところ、9月6日に、起案者、決裁者、決裁日、施行日が空白の写しを、これが決裁文書ですと私に出してきました。さらに、局長決裁まで得た別の行政事務照会の回答を後に内容訂正もしてきました。あり得ません。この処置は、私だけではなく、議会を軽視した事務処理であります。都市戦略局の職員からパワハラを受けたこともあります。その際、都市戦略局長に対応し、改善を図ってもらったこともあります。

一連の遺構問題に関しては、執行部による議会軽視や過度の圧力、誤った発言、誤った情報提供が度々見られ、議員の判断を著しくゆがめております。片山副市長が門司の住民に対し、村上さとこの言うことには耳を傾けるなど電話をしたことも、私の耳にしっかりと届いております。この場で強く抗議するとともに、再発防止を含め、後日議会運営委員会でも、この件は調査審議していただきたいと議長にお願いして、次に進みます。

続きまして、都市ブランド創造局、これまで県との協議はしているが、協議記録は作成も取得も保有もしていないと回答してきました。事実、市への情報開示請求では不存在と出てきました。

しかし、今月9日、県から北九州市役所での文化企画課長と県教育委員会の協議をはじめ、その他協議を明細に示した文書が出てまいりました。県が公文書として作成するような、これほど重要な協議記録を、なぜ市は作成していないのでしょうか。お答えください。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）まず、今の御質問ですけれども、我々方針決定する際などは、そういう意思決定の際には、決裁を取るなど事跡をきちっと残しております。それ以外の例えば日々の協議の一つ一つに関して、組織共有の議事録を作成して、また、別に作成するという事は行ってないということです。特に、1日に何度も協議を行う、門司港の案件なんかもそうなんですけども、1日何度も協議をして、それぞれの担当はそれぞれで理解をしています。そういった意味では、組織の協議の中では情報が共有されているというものです。その上、その状態の上に、その都度、改めて組織用の共有文書のようなものというのをまた別に作るということは今行ってないということでございます。

それから、先ほど行政事務照会の話で、不適切なことをということで、間違いがあって不適切な対応をしたということなんですけれども、これ少し説明させていただきたいと思いますが……（村上さとこ議員「今その話聞いていない」と呼ぶ。）分かりました。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）もう協議の協議書すら残さない、議事録も残さない、関係者が一堂に会して議論を行っているから、その都度意思統一しながら、もうアイコンタクトで進めているような、まるで私たち議会に検証させないようなこの事務処理は、大変不適切であります。

次に、公益通報の観点で質問いたします。

SNSでの内部告発について、裁判所は告発内容が真実であり、告発の目的に公益性があったなどの場合も、告発者に対して不利益処分を行うことは許されないと判断をしています。考古学の分野で、近現代の遺構の研究者はごく一部です。特に、基礎研究、基礎遺構の研究者は全国に数人しかおりません。その一人が今回配置転換された芸術文化振興財団の学芸員です。

SNSで調査範囲の拡大を訴える文章を投稿した際に配置転換をされました。私はこれまで、市と財団に何度もヒアリングしていますが、両者の説明にまるで整合性がない、後づけ理由の苦しい言い訳も出てきています。非常に疑問です。誰かが事実をごまかしているのではないかという市民の疑惑もますます大きくなるばかりです。もし万々が一にもそういった懲罰人事であれば、考古学の研究者に対して現場を奪うのは最もひどい仕打ちであります。

6月7日に学芸員がSNS投稿を行いました。先日、都市ブランド局長は、学芸員の投稿を知っていたと回答されました。大庭副市長、片山副市長、武内市長、このSNSに投稿された文章を読んだか否か、読んでいる場合は、その入手の経緯とその時期を順番にお示しく下さい。大庭副市長からお願いします。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）数か月前のことですので、細かいところというのはちょっと確認できませんが、市長、副市長に当たっては、投稿についてはスマートフォンを見せて、こうした投稿が行われていますということを報告したということでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）市長と副市長もその事実を知ったということでありました。

学芸員の担当換えについて、財団から北九州市に提出された報告書、てんまつ書、説明文、謝罪文など一切の書類はないとの行政事務照会の回答を得ていますが、それは間違いはないですか。議場でお示してください。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）これまでも何度もこの議場でお答えしておりますけれども、当該学芸員は芸術文化振興財団の学芸員ですので、私のほうから何らこう動いてどうこうということはしておりません。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）私が質問したのは、財団からそういった文書が出ているかどうかです。お答えください。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）私のほうでは確認できておりません。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）では、ほかの部署にはあるかもしれないということでしょうか。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）ちょっと他の局のことについては私も分かりかねます。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）口頭での経緯説明はありましたか。

○議長（田仲常郎君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）いわゆる投稿があったことについての口頭説明ということであれば、基本的にはそういった形で組織的な対応というのを取っておりませんので、そういったものは組織的に公式にそういったものをいただいたということはありません。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）私が質問しているのは、口頭での説明があったかどうかです。とにかく答えも曖昧で、何もはっきりしたことが分かりません。この初代門司駅鉄道遺構に関する一連のプロセス、大変不適切だと思います。

本当に問題があふれています。教育委員会の不関与と、そして、都市ブランド創造局が開発部局の下請機関になり下がっている、そういうふうに認識をしています。もう一度立ち止まるべきであります。以上です。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。13番 日野議員。

○13番（日野雄二君）私は、自由民主党・無所属の会の日野雄二です。優しく行政には対応していききたいという思いであります。私の母親が今もう御浄土に帰っていますけれども、常に私に言っていたことは、自分を持して他を利するは慈悲の極みなり、受けた恩は心に刻め、かけた情けは水に流せ、これが私の教えであります。なかなかそれにできませんが、これから努力していききたいという思いであります。

質問に入る前に、オリンピックがようやく終わりました。オリンピック・パラリンピックが終わりましたが、地元の選手で、九州国際大学付属高校のバドミントン部の松山奈未選手が銅メダルを取りました。実は、九国大付属のバドミントン部は、私も北九州バドミントン協会を預かっている身として誇りに思っております。私学として本当に頑張っているなという思いであります。そんな中、森かおり選手はアテネオリンピックに出て、その後、潮田玲子選手、池田信太郎選手はロンドンと北京と両大会オリンピックに出ました。その後は栗原文音選手がリオデジャネイロオリンピックに出て、東京オリンピックでは九国大付属の選手は出なかったんですが、パリオリンピックには松山選手が物の見事にメダリストになったということで、本当に素晴らしいことだと思っております。

また、実は私は門司区でありますから、鎮西敬愛学園の女子柔道部が今年7月、金鷲旗杯で優勝、そして、それと同時にインターハイが8月にありましたけれども、そのインターハイも全国制覇をしまして、2冠を達成しました。非常に素晴らしいことだと思っております。

また、門司学園中学においては、中高一貫校ですが門司学園の、中等部が10月19日、宇都宮で吹奏楽部の全国大会に出場します。本当に子供たちは頑張っており、北九州のイメージの新たな築きと、そして、スポーツで、文化で元気を与える、そんなことをやっておられます。我々議会も行政もしっかり北九州市民に元気を与えなければいけない、そういう思いで質問いたします。

まず、区域区分の見直しについて、この区域区分見直しに係る都市計画案について、これは逆線引きのお話でございます。

市街化区域から市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きは、土地に制限がかかり、子や孫に土地や建物を譲ることも難しくなります。税収減にもつながるメリットのない施策でありますけれども、北橋市政の際に大きな反発を受けたこの計画を、いまだに進めていこうとしています。また、住み替えを希望する居住者に対しては、スムーズに住み替えができるよう移転補助をすることですが、対象地域が広がれば、それだけで財政を圧迫します。それも覚悟の上で、この都市計画を進めていくのか、市長の見解をお伺いします。

次に、市街化調整区域の指定については、この線引きというものがいつぐらいに行われたかという、昭和43年の国会衆議院の建設委員会において、不当な財産権の侵害ではとの委員からの質問に対して、建設省から永久に保全する区域ではなく、将来の公共投資の見通しが立つまでは一定の期間開発行為を抑えておく制度であり、その土地の本来の効用を奪うものではない

い。家を建てよう、何らかの営業をしようという人に対しては開発を認めるという答弁があったわけであります。それから57年、平成12年に政令指定都市などの大都市以外は区域区分を定めるか選択できるようになり、また、平成24年には区域区分の権限を政令指定都市に移譲したにもかかわらず、無秩序な市街化をさせないため等の理由で線引きの制度を残し現在に至っております。

調整区域ではいまだ上下水道普及率も低く、他のインフラ整備も市街化区域に劣っております。同じ北九州市民であるのに不公平ではないですか。本市では市民にも行政にもメリットのない線引き自体の撤廃のお考えはないのでしょうか、市長の見解をお伺いします。

次に、港湾空港関係に対して質問いたします。私は市議会議員在籍20年のうち、多くの時間を経済港湾委員会に関わり、様々な提案や助言をしてまいりました。それに対して行政も行動力を持って取り組んでいただいたこと、深く感謝と尊敬の念を抱いております。

そのような中、港湾空港局におけるX方針の概要が示されました。それを拝見すると、一見まとまってはいますが、内容の重要度や緊急性が伝わってまいりません。港湾関連においては、B領域、これは課題の解決におおむね3年から5年の期間を要する分類ですが、6つの項目が上げられています。その中で私が急を要すると思う項目は、港湾機能の維持、向上のための太刀浦泊地の埋立てです。2011年に日本海側拠点港に選定されたにもかかわらず、その特典を一部でしか発揮することなく現在に至っております。できる改革から即実施も重要ですが、長く議論されてきた課題や急を要する案件からすぐに着手すべきと考えますが、港湾空港局長のお考えをお聞かせください。

次に、空港に関するX方針は、空港特別委員会での問題提起の内容とほぼ一致いたしておりますけれども、数点反映されていない項目があります。まず、空港アクセスの強化に関して、現在空港特別委員会ではアクセス鉄道の整備を検討しております。しかし、軌道系のアクセスの整備が記載されていません。また、路線誘致について、現在の路線数では、空港としての機能が十分だとは言い難く、国際定期路線の復活や国内線に関しても、神戸、名古屋、北陸、北海道等、具体的な路線誘致戦略を記載すべきです。さらに、ターミナルビルのにぎわいづくりのためにも、国土交通省との協議が必要ですが、現ターミナルビルを拡充し、規模拡大を進めることを記載すべきではないですか。これら重要な施策をなぜX方針に反映させなかったのか、港湾空港局長の見解をお伺いします。

最後に、幼稚園の認定こども園化についてお尋ねします。

本市の未就園児の支援について、保育園においては市単独で第2子以降のゼロ歳から2歳の保育料無償化を打ち出しています。一方、幼稚園における2歳児を対象とした預かり保育には市の補助はありません。これについて3月の予算特別委員会市長質疑の中で私から、同じ北九州市の子供でありながら、通う施設によって支援に違いがあるのはおかしいと申し上げた際、市長からは令和8年度から本格始動するこども誰でも通園制度を使えば、保護者の負担軽減に

つながるとの答弁をいただきました。

現在、試行事業が実施されていますが、同時に保護者のニーズに合わせた保育施設の形として、幼稚園の認定こども園化を推進していくべきです。幼稚園が認定こども園に移行する際に必要な施設整備費補助は、国の補助メニューとして就学前教育・保育施設整備交付金があり、市の負担は4分の1となっていますが、市は第3次子どもプランにおいて、目標とする認定こども園の施設数を40園程度と定めており、既に十分な施設数が確保できていると考え、令和3年度以降は幼稚園の施設整備分を申請していません。

しかし、子どもプランの計画最終年度に当たる今年度において、認定こども園の数は本当に今のままで十分でしょうか。また、令和3年以降、認定こども園に移行した施設数を見ると、保育所型は21から43に倍増しています。一方、幼稚園型は1施設しかありません。施設の類型によってこれほどの差があるのはなぜでしょうか。国の所管が異なり、補助の内容に不公平が生じているのではないかという疑念を抱きます。

閉園に追い込まれる幼稚園もある中、こども誰でも通園制度の受皿となる充実した保育施設を目指し、認定こども園化を望む幼稚園にも十分な支援が必要と考えますが、見解をお伺いします。

以上で私の第1質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、幼稚園の認定こども園化につきまして、認定こども園化を望む幼稚園にも施設整備費補助など十分な支援が必要とのお尋ねがございました。

認定こども園は、幼稚園と保育所両方の機能を併せ持つ施設で、平成27年度からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度におきまして、全国的に課題であった待機児童対策の一つとして設置が推進されてきたものであります。

北九州市におきましても、当時、年度中途の待機児童が発生していたことから、認定こども園の普及に努めてまいりました。その結果、令和6年4月現在、市内の認定こども園は、幼稚園から移行した19園を含む65園となっております。

幼稚園が認定こども園に移行するに当たりましては、3歳未満の子供の保育や食事の提供が求められるため、保育室や調理室の改修などが必要となります。このため、北九州市では平成26年度から令和2年度までの7年間で延べ15園に対し、総額16億7,000万円の施設整備費補助を行ってまいりました。

一方、保育所につきましては、これまでに43園が認定こども園に移行しておりますが、移行する際の施設整備は不要なため、保育所に対しての補助は行われておりません。

現在、北九州市では、保育の受皿の拡充などにより、待機児童は年間を通してほぼ発生しておりません。このため、認定こども園への移行に対し、施設整備補助を積極的に行う状況にはないと考えておりますが、移行を希望する園に対しましては、手続等について個別に説明する

など、きめ細かく対応させていただいております。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼稚園には大変重要な役割を担っていただいております。幼稚園に対しましては、各園の安定的な運営に資するよう各種の補助制度を設けており、今後もそれらを活用いただくとともに、引き続き丁寧に御支援してまいりたいと考えております。以上です。

残りは関係局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）区域区分の見直しについて、住み替えの移転補助など、財政を圧迫しても市街化調整区域への編入は続けるのか、それから、メリットのない線引き自体の撤廃についての見解、この2つの御質問にまとめて御答弁申し上げます。

区域区分は、都市計画法に基づき計画的に市街化を図るべき市街化区域と、原則市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分するものでございます。

北九州市をはじめとする政令指定都市などは、平成12年の法改正で区域区分を定めるか選択できるようになった後も、引き続き無秩序な市街地の拡大による環境の悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成などを目的に、都市計画区域につきましては区域区分を定めるものと規定されており、それに沿った対応が制度上求められているところでございます。

北九州市では、昭和45年に区域区分を定め、市街化区域におきましては市街地開発などにより、医療、商業や住宅などの都市機能の増進を図ってまいりました。

他方、市街化調整区域は、単に開発を抑制するだけではなく、日常生活に必要な施設などは立地できることとし、その調和によって営農環境や自然環境の保全と集落の維持を図ってまいりました。そのため、今後とも豊かな暮らし、産業、自然を育んでいくためには、計画的にまちづくりを行う制度である区域区分制度を適切に運用していく必要があると考えているところでございます。

次に、議員御指摘の市街化調整区域への見直しは、平成30年7月の西日本豪雨で発生した土砂災害の多くが、市街化区域縁辺部の斜面地であったことをきっかけに、災害の危険性がある斜面地におきまして新たな開発を抑制するものでございます。

さらに、土砂災害リスクが低い町なかに居住を移動し、安全・安心な市民生活を確保するため、市街化調整区域に見直した区域などを対象に、町なかに移転する場合の引っ越しや、元の住宅の除去などに係る費用の一部を支援する、まちなか居住移転支援事業を令和6年度に着手したところでございます。

このような制度を活用することによりまして、土砂災害のリスクを回避することができると考えております。また、徒歩や公共交通で店舗や病院などの生活利便施設が利用しやすくなるため、安全で便利な暮らしにつながると考えております。さらに、町なかに人が集まり、にぎ

わいが生まれることで、人々の交流や消費が増え、経済的な効果も期待できると考えております。

今後も市民生活の安全・安心のため、区域区分をはじめとする都市計画制度を適切に運用し、基本構想で掲げます安らぐ町の実現に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君）最後に、港湾空港局のX方針についての2つの質問、長く議論されてきた課題や急を要する案件である太刀浦泊地の埋立てについて、すぐに着手すべきと考えるが見解を伺う、そして、軌道系のアクセス整備、具体的な路線誘致戦略、ターミナルビルの規模拡大といった空港関連の重要な施策をなぜ反映しないのかについて、まとめてお答えいたします。

局区X方針とは、局区長等を中心に経営的課題を自己点検し、計画、プラン等の軌道修正が必要なもの、既存の計画やプラン等では目標が具体化されていないものなどの、特に変革が必要な課題を洗い出し、その課題解決に取り組んでいくことを意思表示したものでございます。

また、洗い出した課題を困難度や解決に要する時間等に基づき、A、B、Cのレベルに分類しており、Aレベルはおおむね年度内に完了できるもの、Bレベルはおおむね3年から5年の期間を要するもの、Cレベルはおおむね5年から10年以上の期間を要するものとなっております。

議員御指摘の太刀浦泊地の埋立てについては、稼げる港を実現するために大変重要な施策であると認識しております。このため、昨年12月の港湾計画改定において埋立計画を位置づけたところであり、今回目標時期を明確にし、スピード感を持って取り組む必要があるため、X方針に記載いたしました。

一方、太刀浦泊地の埋立てを行うためには、公有水面埋立法に基づく埋立免許を取得する必要があり、土地利用計画の検討や護岸の設計、環境影響評価などの手続に3年程度の期間を要することから、Bレベルに位置づけたところでございます。現在、早期の埋立免許取得に向けて、今年度中の土地利用計画の策定を目指し、港運事業者と共に鋭意検討を進めております。

次に、議員御指摘の空港関連の施策については、X方針に個別の課題として記載していませんが、いずれも重要な施策であると認識しております。

これらの施策の現在の方針については、これまでも議会で答弁してきたとおり、1つ目、軌道系のアクセスの整備については、平成22年度までの検討結果を踏まえ、一旦検討を休止しており、旅客数が200万人を超えた際に検討を再開する、2つ目として、路線誘致戦略については、国際線はコロナ禍で運休している路線を再開し、韓国、中国、台湾や東南アジア等の未就航都市への路線を誘致する、国内線は航空利用が期待される北海道、成田等の路線を誘致する、3つ目として、ターミナルビルの拡充については、現在200万人対応の施設規模であり、

旅客需要の動向を踏まえて増築を検討するとなっております。

このように、議員御指摘の空港関連の施策については既に方針が決まっております、軌道修正が必要なものではないと捉えていることから、今回のX方針には記載していないところでございます。

いずれにしましても、稼げる町の実現に向けて、北九州港と北九州空港は重要なインフラであり、これらを最大限に活用するため、引き続き各種の重要な施策を展開してまいります。答弁は以上でございます。

○議長（田仲常郎君）13番 日野議員。

○13番（日野雄二君）御答弁ありがとうございます。

それでは、第2質問、まず、要望から、幼稚園の認定こども園化についてですが、御答弁ありがとうございます。市長が自らお話しいただきました。

私立幼稚園連盟は、小さな施設が89園が集まって組織されています。それぞれの園が独自の特徴を持って経営しており、今年度も多くの要望を我々議会は、自由民主党もいただいております。

本市は教育委員会、それから、子ども家庭局と2つの組織から幼児教育、保育の質の向上に向けて支援を行っていますが、保育ニーズも多様化しており、特に2歳児預かり保育は、利用園児数は延べ1,351名で、前年を上回って、従事する保育者数も288名と増えています。ニーズが高まる2歳児保育に対する助成が必要であり、今後の力強い支援を要望しますと同時に、認定こども園化を望む幼稚園があるにもかかわらず、十分な支援がないというのは、あってはならないことであろうと思いますので、手を挙げている幼稚園があれば、丁寧に説明をしていただければと思います。これは要望とします。

もう一点要望としますのが、区域区分の見直しの中の逆線引きについて、都市計画について答弁ありがとうございました。過去の議会において私は、古民家再生と逆線引きの矛盾についてお伺いしました。古民家空き家の利用希望者へ情報を提供する空き家バンクや、空き家を様々な用途で活用するマッチング事業等、市は斜面地や急傾斜地も活用して地域の活性化を図ろうとしていますが、それと逆線引きは大きく矛盾していると思いませんか。

なおかつ国道3号は斜面地にあり、門司区における主な市の施設は斜面地にあります。市営住宅もそうであります。等々考えると、そこを全部市街化調整区域にしたら、何の価値が生まれるのでしょうか。住み慣れた場所に住み続けたい、それを子や孫に継承していきたいと願う人たちに対して、逆線引きをすること自体、憲法22条で認める居住移転の自由の侵害、さらには財産権の侵害にもなり得ることを真摯に受け止めるべきだと思います。

そもそも、山沿いの急傾斜地で住宅のない場所を、再度、今後再開発をさせないために、事前に市街化調整区域に編入してもよいというのが国の逆線引きの方針です。既に住み慣れた家がある土地に、自分たちが望むまで住み続けられるように規制をかけてはならないと私は考え

ています。これは強く要望しておきます。

それでは、質問します。

無秩序な市街化をさせないために市街化調整区域を多くの市民、それから、農民を50年以上泣かせてきたという事実は疑うことはありません。財産権まで網をかけ今日に至っております。区域区分に関する都市計画は、都道府県と市町村とで定められます。そのような中、本市でも市街化調整区域から市街化区域へ編入、変更を行っては、過去においてやってきています。

昭和53年3月に第1回定期見直しとして、松ヶ江地区7.9ヘクタールと、吉志、恒見1.5ヘクタール、第2回目は昭和60年、吉志、大字畑13.6ヘクタールを門司区において市街化区域に変更していますが、その後、平成13年に第4回見直しで35ヘクタールという大規模な変更を行っていますが、これは大手マリコン企業の企画に乗ってシンプルライフ吉志という団地を造った、この建設を実行しています。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされているのに、定義に反していませんか。

現在の都市計画案も、開発の計画があれば市街化区域へ編入するということ、開発する計画があったら編入すると言っていて、開発を抑制するというのが市街化調整区域の本来の在り方である、それなのに、大手だとかいろんところが言ってきたら開発はどんどんやっているんです。

今やってきているわけだから、私は全ての市街化調整区域、フラットで安全なところは市街化に戻さないよと言っている、先祖代々からもらった土地の価値を元に戻してくださいというのが新門司の方の意見ですよ。この意見を武内市長はまだ市長選挙の間で、新門司地区、特に松ヶ江南校区の自治協会関係者に、私が市長になったら皆さんを苦しめた区域区分の見直し、やりますとは言わなかったのかもしれませんが、意見をしっかり聞いているはずですよ。聞いたということは実行できる市長ですから。私が市長になれば実行できるんです、言っているあなたの任期はあと2年強、いつ実行するつもりですか、聞かせてください。

○議長（田仲常郎君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）松ヶ江南校区の住民の皆様方からですけれども、以前から、やはり地域の活性化のために市街化区域の見直し、これ要望しているという形は認識をしておりますし、これしっかり私どもとしても受け止めているところでございます。行政といたしましても、やっぱりこういった熱心な声、これにしっかり応えていけることができないかということで、過去からいろいろと議論をしているところでございます。

それで、一方、やっぱりまだ農業を続けたいという方々も中に入ったらおられるというような現状もあります。そういったところからいきますと、やっぱり急激に環境が変わらないように、そういった配慮も行いながら、地域の声にも応えるような形、これを考えていかないといけないと私どもとしても思っているところでございます。

それで、今地域の方々と具体的にお話をさせていただいているのが営農支援、それから、定住人口の増加につながる開発許可制度ということで、法に基づく、指定集落住宅許可制度というのがございます。農業も続けながら、一部そういった住宅の活用というのも一緒にできるような形の制度でございますので、まずはこういった制度がこの地域で活用できないかということで、今地域の方々と一生懸命協議をさせていただいているところでございます。それを踏まえて、しっかり支援していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）13番 日野議員。時間がありません。

○13番（日野雄二君）時間があと2秒、農地は農地で守っていく、市街化調整区域を取りなさい。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。44番 永井議員。

○44番（永井佑君）日本共産党の永井佑です。会派を代表して一般質問を行います。

初めに、難聴高齢者への補聴器購入助成について質問します。

セルフレジで買物をした際、バーコードのピッとというスキャン音が聞き取れず、何度も同じ商品をスキャンした、声が聞き取れないことで、夫婦間のコミュニケーションが悪化し、けんかが増えて困っている、補聴器を手軽に買え、アフターケアもできる仕組みをつくってほしい、これらは難聴に悩む市民から寄せられた声です。本市は、さきの議会で我が党の提案に対し、引き続き国の動向を注視し、ほかの自治体の状況等、情報収集していくと答弁しました。

厚生労働省は2023年度に難聴高齢者の早期発見、早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業を行い、報告書が本市にも共有されています。その中には、自治体が主体となり、地域の高齢者に関連する関係者が連携して、難聴対策への普及啓発や簡易スクリーニング、受診勧奨を実施し、医療機関が診察する等の早期介入の取組が紹介されています。難聴高齢者の早期発見のためのモデル事業を通して、具体的な予防策や聞こえにくいときの工夫についてなど、聞こえの知識が増えたことも報告されています。

一方で、本市の加齢性難聴啓発チラシには、大切なのはできるだけ早期から補聴器などを使って聞こえを改善し、言葉を聞き分ける能力を最大限発揮することとあり、加齢性難聴者への補聴器の必要性を示しながらも、補聴器購入助成には後ろ向きの姿勢を取ってきました。

市内では、補聴器購入助成を望む市民や耳鼻咽喉科の医師ら、補聴器販売店が署名に取り組み、1万筆近い署名が集まっているそうです。全国でも助成制度の実施自治体数はこの3年間で8倍となり、286自治体に広がっています。全国の自治体に学び、難聴高齢者の早期発見の取組を行うとともに、補聴器相談医や認定補聴器技能者と連携して、補聴器の購入助成、相談からアフターケアまでを支援する制度をつくるべきです。答弁を求めます。

次に、熱中症対策について質問します。

記録的な暑さとなった今年7月の平均気温は昨年を超え、平年より2.2度高く、熱中症で救急搬送される人が増えています。本市では今年4月29日から9月8日現在での熱中症による救

急搬送は738人に上り、昨年の調査終了時の558人を上回る状況となっています。7月、8月の最も暑い期間、約6割が屋内にいながら熱中症で救急搬送されています。急激な気温上昇は、熱中症による死亡リスクなどを増加させます。昨年夏の東京23区の屋内の熱中症死亡者のうち9割がエアコン不使用、または未設置だったという東京都による調査結果が示すように、エアコン使用が命綱であることが浮き彫りとなっています。

背景にあるのは、急激な物価高騰などによる生活費の節約です。大手空調機メーカーが昨年6月に実施したアンケート調査では、電気代高騰によりエアコンの使用自体を控えようと思うと答えた人は7割を超えています。熱効率の低いエアコンから高効率な省エネエアコンへの交換は、CO₂排出量の15%を超える家庭のエネルギー消費削減にとっても重要ですが、古いエアコンの買換えや購入をためらう世帯も少なくありません。熱中症、気候変動対策として関係局が連携し、推進していくことが緊急に求められます。

そこで、3点提案し答弁を求めます。

1、全市民、特に生活保護世帯や低所得世帯が省エネエアコンを購入しやすくなるよう、購入助成や電気代への経済的支援を行うこと。

2、生活保護世帯の夏季加算の創設を国に求め、実行されるまでは本市独自制度を創設すること。

3、クーリングシェルターを市施設に加え、民間施設も含めて増設し、市民への広報を強化すること。

次に、市立体育館の利用について質問します。

スポーツは私たちの生活に欠かせないものです。スポーツ基本法はスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利と明記しています。スポーツの多面的な発展と誰もがスポーツに親しめる社会の実現が求められます。市民から、市立体育館でバスケットボールをしようと幾つかの体育館に連絡した。しかし、使える日は限定されていたし、体育館まで出向いて予約しないといけなかったと相談がありました。

現在、指定管理者が管理する市立体育館は、インターネット予約ができません。本市は5月1日から7月31日まで市立体育館の利用に関し、市民がスマートフォンなどで気軽に予約可能なオンライン予約システムの実証実験を行い、利用状況の調査を行っています。福岡市では、2004年からインターネット予約ができ、市立体育館の半面を専用利用できる体制を取っています。インターネットが苦手な市民に対しては、紙申請も可能とし、市民が気軽にスポーツに親しめるよう工夫しています。今後、市立体育館の予約については市公式LINEも活用し、利用を希望する市民が空き状況を一目で分かるよう工夫し、インターネットで簡単に予約できるようにすべきです。答弁を求めます。

次に、学校体育館の教育機能、一時的な防災機能を充実させるためのエアコン設置について質問します。

8月8日、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震があり、気象庁は南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意を発表しました。本市で南海トラフ地震が起きた場合、最大で震度5弱から5強の揺れと、津波の高さが最大3.5メートルと想定されています。

そこで、地震などの大規模な災害が起こった際、地域住民にとって避難所となる学校施設の空調設置を提案します。文部科学省によると、公立の小・中学校等の体育館等に対する空調設備設置状況は15.3%です。本市では何と全て未設置でゼロ%です。今年の夏は、中学校の部活動も猛暑の影響を受け、屋外での活動は中止、屋内でも空調設備のある施設でのみ活動を可とする学校もありました。たとえ体育館であっても活動できないレベルの暑さとなっており、体育や部活動を安全に行うためにも、空調設備の設置は待ったなしです。

宗像市では、中学校1校に設置済み、今年度は全小・中学校の体育館に空調を設置します。北九州市立総合体育館に設置している設備を参考にしているとのこと。宗像市のような取組は、教育活動、避難所機能の充実に加え、設置やメンテナンスは地元業者に公共工事として発注できるため経済効果もあり、市民に利益が多い事業です。国の補助金を活用して、速やかに公立小・中学校等の体育館に空調を設置すべきです。答弁を求めます。

最後に、学校給食について質問します。

我が党は、遊休農地の活用や有機農産物を作る農家のつながりを市が仲介することで、有機農業をする農家を増やし、有機農産物を学校給食へ活用することについて繰り返し提案を行っています。しかし、本市は有機農業にはまだまだ課題がある、有機農産物の学校給食への活用について、教育委員会と連携して研究を進めるとの答弁にとどまっています。

本市における2023年度の有機農業実証試験実施件数は、2026年度までの目標5件に対し、一昨年時ではゼロ件、昨年度が2件です。市としては、進捗状況は順調とのことですが、国の掲げるみどりの食料システム戦略の目標に照らして不十分であり、さらに高い目標へ設定し直すことが必要と考えます。

学校給食法に定められた目標の一つには、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこととあります。愛媛県今治市では、子供たちが大人になったとき、地域の農林水産業を支え、応援する食育が必要だと考え、地域食材や有機農産物を食育の教材とする授業を行っています。食事と排せつ物の関係を学び、食品にはどのような栄養素や調味料が含まれ、生活習慣病にならないためにはどんな食事が望ましいかを実際に献立を作って学んでいます。

授業の効果として、体の健康を考えたものを食べたいという意識、買物の技、野菜を食べる技、排便を観察するという技といった手法を獲得し、健康を自己管理でき、家族にも広がっています。今治市のような取組は、学校給食法に掲げられた目標の達成に寄与しており、参考にすべきと考えます。

給食は直売とは異なるもう一つの販路となっています。給食納入を通じて農家の所得や意欲

が向上すれば、農地や地域農業を守ることにともつながり、地域の食料安全保障にもつながります。地産地消や有機農業の推進に取り組む自治体は、学校給食を子供たちの食育や産業政策の中心に位置づけ取組んでいます。本市も実証試験実施件数などの有機農業についての目標を見直し、有機栽培農家を増やし、有機農産物を給食に活用する道を切り開いていくべきです。答弁を求めます。

学校給食の無償化について、教育委員会は学校給食無償化は約32億円必要、独自予算で実現することは困難という答弁に終始しています。しかし、本市の一般会計予算の僅か0.5%分であり、優先順位を変えるだけで実行できます。さらに、無償化することで浮いたお金は、子育て世帯にとって可処分所得の増額となり、消費につながる効果を生み出すものです。

山梨県富士吉田市では、子育て世帯を支援するため、2019年10月から市立小・中学校の給食の無償化を実現しています。子育て支援政策の効果や課題を把握するためアンケートを実施し、経済的負担は軽減されたかという質問に2021年度以降、毎年95%以上、去年は96.2%の保護者が負担軽減されたと回答しています。給食費が無償化されたことで、給食費に充てていた費用はどのようなものに活用できるようになったかという問いには、全回答のうち約4割が食費等生活費であり、続いて学習塾や習い事、部活動等、学用品等子供の物の購入費が回答のほとんどを占めています。

そこで、伺います。

学校給食の無償化によって給食費に充てていた費用は、子育て世帯の可処分所得を増やすことになり、子供のために有効に使われ、地域経済の発展につながると考えますが、答弁を求めます。

以上で第1質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、熱中症対策、クーリングシェルターを市の施設に加えて民間施設も含めて増設をすること、市民への広報の強化ということの御質問がございました。

本年4月に改正気候変動適応法が施行されまして、環境省が熱中症特別警戒アラートを発表した際に、市民の皆様が暑さから避難する施設であるクーリングシェルターを自治体が指定し、市民に開放する制度が開始をされました。

北九州市では、アクセス面、受入れスペース等を総合的に勘案しまして、公共施設である市民センター、市立図書館、生涯学習センターの計161施設を指定しております。加えまして、身近な場所で、より多くの方にクーリングシェルターを御利用いただけますよう、民間企業にも御協力をいただきながら拡大を図っており、イオンモールや薬局等を順次指定をいたしまして、8月末時点で57の民間施設を指定させていただいております。指定状況につきましては、市ホームページや市政だより、熱中症予防チラシ、報道機関への情報提供などを通じて、広く市民周知を図っております。

また、クーリングシェルターには、指定施設であることを知らせるステッカーを入り口などに掲示して、市民の皆様への浸透を図っております。そのステッカーには、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に限らず、日頃から危険な暑さを感じる場合等には、熱中症予防として、クーリングシェルターを気軽に御利用いただくよう案内を入れております。

加えまして、熱中症弱者である高齢者の方々に対しましては、福祉関係団体等に御協力をいただき、日々の活動の中で熱中症予防チラシの配布や声かけを行うとともに、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の予防行動をあらかじめ御検討いただくよう呼びかけを行っております。今後も熱中症予防の観点から、クーリングシェルターの指定の拡大、そして、きめ細やかな周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、市立体育館につきまして、市立体育館の予約について、インターネットで予約できるようにすべきとのお尋ねがございました。

現在、北九州市のスポーツ施設や芸術文化施設などの公共施設では、パソコンやスマートフォンなどからインターネットで空き状況の確認と利用予約ができる北九州市施設予約システムを導入しております。スポーツ施設のうち、野球場、運動場、球技場、庭球場の28施設におきましては、このシステムを利用して空き状況の確認と利用予約を行うことができることとなっております。

一方、体育館につきましては、同時に複数の利用者が異なる競技で利用することが多く、種目や面割りなどの細かい調整が必要であります。現システムではこうした機能が付加されておらず、一部の体育館で空き状況の確認はできるものの、利用予約までは対応できていない状況でございます。このような中、体育館御利用者の方々からは、インターネットで予約できるようにしてほしいとの声が高まっており、市としても新たな予約システムが必要であると考えております。

そこで、まず、種目や面割りなど詳細な設定が可能で、かつ汎用性が高い予約システムの導入可能性につきまして検討するため、今年5月から7月までの3か月間、6か所の体育館を対象に実証実験を行いました。その結果、おおむね支障なく運用でき、利用者の方々からも時間を気にせずいつでも予約できる、現地に行かずに予約できるなど、多くの好意的な御意見が得られ、ニーズが高いことも確認できました。

一方で、今後全ての体育館を対象に新たなシステムを導入するためには、キャンセル時の仕組みや体育館ごとに各管理者による細かい設定が必要であることなど、本格的な運用に関する課題も確認できたところでございます。

今後は、この実証実験の結果を踏まえまして、様々な課題の解決を図りながら、市公式LINEの活用も踏まえ、体育館への使いやすい予約システムの導入に向けまして引き続き検討してまいります。以上です。

残りは関係局長等からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）補聴器助成と熱中症対策、2点に順次お答えいたします。

まず、補聴器購入助成につきまして、難聴高齢者の早期発見の取組を行うとともに、補聴器相談員や認定補聴器技能者と連携して、補聴器の購入助成、相談からアフターケアまでを支援する制度をつくるべきとの御質問でございます。

高齢者の難聴につきましては、聞こえづらさから人とのコミュニケーションが難しくなり、社会的孤立や認知機能低下の要因になると認識しております。本年3月、国は難聴の高齢者の早期発見、介入に向けた関係者との連携についての研究報告書をまとめ、6月に自治体向けの手引を示しました。

北九州市では、高齢者が難聴に関心を持っていただけるよう、この手引を参考に、聞こえについてのセルフチェックや医療機関への早期受診などを掲載したチラシを作成したところでございます。このチラシを介護予防教室の参加者や健康づくり推進員、医療機関などへ配布し、幅広く周知啓発を行っております。

また、今後は高齢者サロン等におきましてもこのチラシを活用し、地域のリハビリテーション専門職と連携しながら、難聴が疑われる方の早期発見、早期受診につなげる取組を充実させていきたいと考えております。補聴器購入の助成につきましては、加齢による身体の衰えが多岐にわたるため、公的支援の在り方には慎重な検討が必要と考えております。

また、難聴と認知機能の因果関係につきましては、国の研究が平成30年度から継続されている状況にあります。そのため、国に対して研究結果を早期に取りまとめ、認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度を創設することを全国市長会等において要望しているところでございます。こうしたことから、市独自の補聴器助成制度は考えていないところであります。

また、議員御提案の関係者と連携した相談からアフターケアまでの支援につきましては、今後国の手引の内容の精査などを通じて研究していきたいと考えております。引き続き、国の動きを注視するとともに、様々な関係機関、団体と連携しながら難聴高齢者の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、熱中症対策につきまして、残りの2点、全市民、特に生活保護世帯や低所得世帯が省エネエアコンを購入しやすくなるよう、購入助成や電気代への支援を行うべきと、もう一つ、生活保護世帯の夏季加算の創設を国に求め、実行されるまでは北九州市独自制度を創設すべきとの御質問にまとめてお答えいたします。

地球温暖化の進行により気温の上昇が続いていることに加えまして、北九州市は熱中症のリスクが高いとされる高齢者の割合が他都市と比較して高いことなどから、熱中症対策は重要であると認識しております。そのため、北九州市では市政だよりやSNSを活用した普及啓発のほか、地域で活動する福祉関係団体等の方々に御協力いただき、適切なエアコンの利用や、小

まめな水分補給等について声かけを行っております。また、国においても適切な室温設定やまめなフィルターの手入れなど、節電に配慮したエアコンの使用を呼びかけているところでございます。

生活保護制度についてでございますが、まず、生活保護世帯のエアコン購入につきましては、保護費のやりくりにより計画的に購入するものとされておりまして、購入が困難な場合は、国の事務連絡に基づき、貸付制度の利用をお勧めしております。また、日常生活に係る光熱水費につきましては、通常支給されている保護費で賄うこととされており、夏季加算といった保護費に上乘せする仕組みはないという状況です。

しかしながら、熱中症のリスクが高まっていることから、北九州市としては、全国市長会等を通じて、エアコン購入や光熱水費の夏季加算について、国に制度の充実を要望しているところでございます。なお、生活保護制度の趣旨に鑑みれば、保護世帯に対する熱中症予防に必要な施策については、国において実施することが基本となるため、市独自のエアコン購入や電気代助成の制度創設は困難であると考えております。

次に、市民全体への助成等についてですが、熱中症予防対策や気候変動対策といった広く国民生活全体に関わる問題につきましては、国による取組が必要であると考えており、全市民を対象とした北九州市単独でのエアコンの購入、買換え費用の助成や電気代助成といった制度創設を行うのは困難でございます。

なお、北九州市では、これまで電気代などの物価高騰の影響が特に大きな住民税非課税世帯に対し、重点支援給付金を支給してきました。また、低所得世帯等から生活困窮に関する相談があった場合は、区役所のちをつなぐネットワークコーナーを相談窓口としまして、家計や就労などに関する包括的な支援を行いますとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度を御案内しているところでございます。

生活保護世帯の熱中症対策の充実につきましては、今後とも他の政令市等と連携しながら、引き続き国に要望していきたいと考えております。また、低所得世帯への支援につきましては、国の動向を注視しつつ、引き続き区役所での相談など、お一人お一人の状況に応じた支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）教育の分野で2点お尋ねいただきました。

まず、学校体育館の教育機能、一時的な防災機能の充実のために、公立小・中学校等の体育館に空調を設置すべきであるとのお尋ねでございます。

北九州市では、安全で快適な学校環境の整備は大変重要であると考えており、普通教室、管理諸室、給食室のほか、特別教室にも順次エアコンの設置を進めてまいりました。現在は、管理諸室のエアコンの多くが設置後20年を経過して、計画的な更新が急務となっていることから、管理諸室のエアコン更新を進めているところでございます。

また、今年度は、小学校において使用頻度の高い理科室へのエアコン設置を行っているところでございます。設置に当たりましては、環境省の交付金を活用して進めておりまして、できるだけ多くの小学校に設置したいと考えております。

お尋ねの体育館へのエアコン設置でございますが、教育環境の改善に効果があるとは考えておりますが、設置工事と断熱工事を合わせまして、1校当たり約1億2,000万円、小・中学校全体で約216億円の予算が必要となります。また、エアコン使用に伴います電気代が毎年約1億円と多額の費用を要すると試算しております。

一方で、学校を避難所として活用する場合には、必要に応じて、現在エアコン設置を進めております特別教室を案内するなどの対応も可能であります。学校環境の整備に関しましては、子供の安心・安全確保のための老朽化対策、特別教室へのエアコン設置、トイレの洋式化やバリアフリー化など、様々な課題に対して優先順位をつけて取り組んでおりまして、現在のところ学校体育館にエアコンを設置する予定はございません。

2点目に、学校給食について、給食費の無償化により子育て世帯の可処分所得が増え、地域経済の発展にもつながるのではないかというお尋ねでございます。

学校給食に要します経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と給食の提供を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ負担するように定められておりまして、食材等に係る費用については保護者負担とされております。北九州市立学校の給食費につきましては、物価高騰の影響を緩和するために、令和4年度から国の臨時交付金を活用して、今年度は5億5,000万円を予算化して、物価高騰分について子育て世帯の負担軽減を図っているところでございます。

議員お尋ねの全ての児童生徒の学校給食費を無償化した場合には、小学校で月額4,300円、中学校で月額5,400円が可処分所得として増加をして、子育て世帯の生活費や教育費等の負担軽減にはつながるとは考えております。

一方で、新たな財源として毎年約32億円以上が必要となるため、限られた財源の中では北九州市独自で無償化を直ちに実現することは困難と考えております。そのため、北九州市では、昨年度から文部科学省に対して学校給食費の保護者負担軽減に係る制度の創設及び財源措置を要望して、同じく指定都市教育委員会協議会といたしましても、文部科学省に対して重ねて要望したところであります。

国におきましては、昨年6月に閣議決定されましたこども未来戦略方針の中で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討すると示されております。

また、今年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太の方針でございますが、そこにおきましても、学校給食無償化の課題整理等を行うと示されております。今後も国の学校給食費に関する動向を注視しつつ、引き続き国への要望も行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）最後に、学校給食についてのうち、有機農業についての目標を見直し、有機栽培農家を増やし、有機農産物を給食に活用する道を切り開いていくべきであるとの御質問にお答えいたします。

有機農業は環境に与える影響が少なく、持続可能な生産方法であります。そのため、北九州市では、環境負荷軽減の施策の一つとして有機農業を推進しております。推進に当たりましては、取組を行っていない農家に対しまして、総合農事センターでの試験結果などの情報を提供し、有機農家数を増やす働きかけを行っております。また、有機農家に対しては、今年7月に勉強会を開催し、各農家の技術向上や情報交換に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、有機農業には、通常の生産と比べて収穫量や品質が不安定となるほか、周囲の農家の理解が必要であるといった課題があり、有機農家数はあまり増えていないのが現状でございます。さらに、勉強会の場で有機農家からは、手間に見合った価格で販売することが難しい。販売ルートの開拓等に手間がかかる等の声も聞いてございます。

そのため、今後は農家の関心を高める新たな試験栽培の実施や先進事例の紹介、有機農家の勉強会を継続し、栽培技術のレベルアップや共通の課題解決の検討等を行っていくこととしております。これらの取組と並行しまして、教育委員会とは、有機農産物の学校給食への活用について研究を続けており、仕入価格や調達ルートなど、様々な課題を共有しているところでございます。

なお、議員御指摘の農林水産業振興計画に掲げた有機農業の試験実施件数の目標見直しにつきましては、来年度の中間見直しの中で検証する予定であります。北九州市としましては、引き続き有機農家の増加等に向けた取組を粘り強く行うとともに、教育委員会とも連携して研究を続けてまいります。答弁は以上でございます。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）答弁ありがとうございました。

まず、学校給食の問題についてです。

今、教育長の答弁の中で、学校給食法記載の保護者負担が語られました。それでは、現在4割まで広がった無償化自治体は法令違反とか、そういうことではもうない、そういう状態でないと思います。そもそも、コロナ禍で物価高で生活が大変な中、国が無償化しないから、何とか自治体として支援しないとイケないという、そういう動きがあるわけです。国会で岸田首相が自治体による無償化を妨げないと言ったから、全国で一気に広がっているわけです。全国で広がるそうした流れに逆行して、保護者負担、もう今ずっと言われていると思います。その答弁というのは極めて不誠実だと思います。

給食費は全国で4割が無償化の道を歩んでいます。全国各地で議会ごとに無償化を決める自治体が生まれています。最近では、岡垣、中学生は半額です。芦屋で無償化が決まっていま

す。そうした全国の実態が、全国の流れが見えていない。市民感情からもかけ離れた答弁だと強く指摘しておきます。

北九州市では、学校給食の無償化を求める団体も結成され、現在1万8,000筆を超える署名が集まっているそうです。どこでもほかの自治体でもやっているのに、なぜ北九州市はできないのか、子育てナンバーワンなんだからやってほしい。物価高で生活が大変だから助けてほしいと、どんどん署名も集まっていると聞きます。

この間の議会質問では、ほかの会派の議員の皆さんも取り上げられています。今日以降も取り上げる方もいらっしゃると思います。私たちは、学校給食は食育であり、教育なのだから、義務教育は無償という憲法どおりに無償化すべきと考えます。予算は優先的に措置されるべきだと考えます。一部補助や学年で補助額を変えるなどという考えとは違う部分もありますが、皆さんと共有しているのは、そもそも国が早期にやるべきこと、そして、何とか保護者負担軽減をできないかということだと考えます。その上で、この問題、お金がないからできないを繰り返し答弁されているわけですが、そこの発想を転換する質問を今日改めて伺いたいと思います。

公益社団法人福岡県自治体問題研究所の試算によると、30億円の給食費を無償化した場合、生産波及効果があり、GDPにして20億円増加するとしています。経済効果としてよく言われるのは、給付金や減税分が将来不安などを背景に貯蓄に回ってしまうのではないかということです。しかし、コロナ禍から長引く物価高、最近では米の価格高騰など起こっています。物価高はすぐには収まらないことが想定されており、給食費の無償化は、その結構な割合が貯蓄ではなく、食材や日用品などの生活費や子供の関係の費用に回る可能性が高いと第1質問でも紹介しました。教育長もその内容を答弁されたと思います。

実際、市民から話を聞くと、無償化されたら結構我慢している部分があるから、その分を食費に充てるとか、年間5万円程度浮くから、子供の新しい習い事の費用にしたいという声が寄せられています。給食費の無償化をただの費用として捉えるのではなく、無償化する分以上に経済を回すことにつながる点に注目すべきです。

また、無償化によって給食費の徴収の事務作業に関わる費用がかからなくなるなど、先に予算立てされることにより、調理業者や仕入れ業者への安定した支払いができるようになって、ほかの自治体ではそのような効果も生まれています。全国の4割の自治体で、何とか市民生活を支えよう、給食は食育であり教育の一環であるから無償化をしようという決断が広がっているわけですが、もちろん、国が早急に無償化を決断するよう引き続き促していくことが前提ですが、国が無償化するまでは、本市でも学校給食の無償化を決断すべきと考えますが、答弁をお願いします。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）質問の中で、永井議員が世帯の可処分所得を増やすことになるという

御指摘がございました。私も確かにその分が節約になって、家計で言うと、何かそういうふうな教育に回るかもしれないということは理解はしております。

その可処分所得というところの考え方は、基本的にはいわゆる私ども行政のやはり財政運営も同じような部分がございます、具体的に先ほどの質問の中で、予算の僅か0.5%、32億円は予算の僅か0.5%という指摘がございました。令和6年度の予算で申し上げますと、教職員の人件費を除きますと、教育委員会の事業費は239億円でございます。0.5%ではなくて、先ほどの32億円は、1割を超して13%か14%ぐらいに匹敵する額になります。この239億円の中で、子供たちの安心・安全、先ほどのエアコンの話もございましたけれども、老朽化対策だとかハードの整備、それから、本当に教材教具等の学校の運営費、そういうものを全て賄っておりますので、やはり優先順位を考えますと、私どもとすればなかなか厳しいという判断に立たざるを得ません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）13%と言われましたけど、それだけ教育予算が少ないということなんですよ。そこを問題意識として持っていただきたいと思います、全体的に。

この経済効果については、私が調べた無償化自治体の中では、保護者アンケートを実施し、無償化は家計を助け、浮いたお金は食費や子供の教育費に使っていると出ている自治体が幾つかありますし、無償化を予定している自治体でも、事前アンケートを行い、家計の負担軽減につながり、子供のために使いたいという結果が報告されています。私たちは今すぐにでも無償化して生活を支えて、保護者負担を軽減すべきと考えますが、この点、無償化した際にどうなるのか。市長は北九州市基本計画の中で、2033年度にはGDPを4兆円と成果目標を掲げています。GDPの5割強が個人消費と言われます。無償化によって子育て世帯の個人消費を増やすことにもつながると考えます。経済波及効果等について専門家を交えて研究が必要じゃないですか。それくらいできると思いますけど、どうですか。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）給食の無償化でその浮いたお金の経済効果ということでございますけれど、その検証をちょっと今私どもで実施しようという考えは特に持っていないわけですが、ただ、一人一人の所得を増やして可処分所得を上げていくという考え方は、私どもとしてもしっかりやっていきたいと思っておりますけど、給食の原資を使ってどうこうということは、今はちょっと考えてございません。以上です。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）一応、教育委員会としては経済効果があるかもしれないという答弁をされているわけですね。先ほどの産経局長の答弁というのは、合理的答弁では僕はないと思いますし、その具体的な考えがあるんだったら答弁してくれませんか。

○議長（田仲常郎君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君） その32億円でどれぐらいの効果があるかということかなと思いますけれど、そこにつきましては、今私どもがそれでどのぐらいの効果があるかということを経算するというか、試算をして検証するという考えは、先ほど申し上げたとおり、今の段階では持っておりません。その30億円でどの程度の効果があるかということについては、先ほど議員もおっしゃったとおり、20億円か幾らかと、その試算自体がどの程度確からしいかという判断基準を私は持ち合わせておりませんが、一定程度効果があるということは間違いのないかなと思っております。以上です。

○議長（田仲常郎君） 44番 永井議員。

○44番（永井佑君） ぜひ研究をしていただきたいと思います。これ以外にも子育て支援の一環で保育料の第2子以降の無償化とか、それは子育て世帯の負担軽減ということでもいいと思いますが、その効果というのも今後検証していく必要があると思います。答弁の中で、保護者負担という話もありましたが、持つべき視点はそこではなく、いかに本市の実情を考慮し、制度をつくるかです。

大阪市では令和2年度から無償化を実施しています。必要な財源は77億円、一般会計で見ると約0.4%分で、本市と割合的には変わりません。当初、国からのコロナ交付金を使っていましたが、今は市の単独予算で実施しています。大阪市の担当者は、子育て負担の軽減、物価高対策としても有効だとしていますが、一番大事なところは義務教育である学校給食は食育であり、無償化であるべきという考えの下、実施していると話されてきました。

私は、実施自治体の調査を行ってきましたが、どこの自治体も大変だけど必要な取組として、予算の使い道の優先順位を上げているのが特徴だと実感しています。経済波及効果について研究しながら、無償化自治体の実態も聞き、必要な施策として本市でも優先順位を上げて取り組むべきです。この点について市長から答弁いただきたいと思います。

○議長（田仲常郎君） 産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君） すみません。繰り返して恐縮ですが、効果があることは今おっしゃったとおりだと思います。ただ、そのお金のボリューム的に言うと、その30億円の効果としてもあるわけでありまして、そのこと自体は認識していますけど、それについて、検証という、ステージというか、そういうことをする必然性というのが、まだちょっと私どもとしても理解できていないので、今の時点ではそこをするという考え方はないです。ただ、そうやって可処分所得を増やして、しっかりと経済を盛り上げていくということについては、もうまさにおっしゃるとおりだと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君） 44番 永井議員。

○44番（永井佑君） ぜひ研究を、検討も、効果について検証していただきたいと思います。

次に、体育館のエアコン設置についてです。

部活動とか教育活動に影響していると。でも、要するに金がないということでした。質問し

た中で、中学校の部活動の話をしました。熱中症警戒アラートが出され、屋外ではもちろんのこと、体育館での部活動ですら、この猛暑の中でできなかったといたしました。来年以降も長期的に暑くなっていくことは容易に想像できることであり、何か対策を打たなければ、夏休みの期間は部活動ができないなどの事態が生まれるかもしれません。市としてこの問題についてはどのように考えていますか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）いわゆる教育だとか部活だとかのやり方を工夫する中で、例えば体育館を使わずに、授業の場合ですけれども、教室で何かできるとか、あるいは体育館を使わずにエアコンの効いている特別教室あるいは普通教室で基礎的な何かをするだとかというようなことはいろいろと工夫はしております。以上です。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）第1質問でも紹介しましたが、宗像市は、従来のエアコンのみの対流式では温度むらが出てしまうため、ふく射式空調システムを採用して、パネルからふく射効果によりむらのない室内温度を実現しています。イメージ的にはコンビニとかスーパーの冷凍庫とか、体を直接冷やすというものです。ふく射式空調システムは、空気を循環させず、天井や床から冷たい空気や熱を放射させ、体育館で活動する人へ直接伝わり、競技にも影響を与えません。立ち上がり早く、エネルギーコストも少なく、学校体育館のように頻繁に入り切りが必要な場所に適しています。子供たちも快適に活動ができているそうです。北九州市をモデルにしています。本市は総合体育館の設備、研究されたことあるのでしょうか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）これ総合体育館の第2競技場というのでしょうか、そちらでエコウィンハイブリッド方式という形で取り入れられたということは、私どもも把握はしております。なので、研究したかといいますと、そういうふうな情報は収集はしております。以上です。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）研究していないということですね。この空調設備は、ばく大なお金を費やしてやれと言っているわけではないんですね。国の補助金があるから活用したらどうかと言っています。しかも、この空調設備は北九州市の総合体育館ですね、いろんな自治体が視察にも来ているそうです。無駄もなく電気代も安い。私も先日総合体育館に行って聞いて見てきました。あの広い空間でありながら、30分もあれば空調の効果が出るという説明を受けました。そうした空調を設備設置していくことにより、部活動が保障できる、そして、避難所としての機能も向上させることができるわけですね。何よりも市民の生命を守るため、この子供たちのスポーツ活動の保障のためにも、本市を見習った宗像市を今度は逆に見習って、体育館への空調設備、検討したらどうですか。せめて研究というか調査するだけでもいいんじゃないですか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君） ちょっと私の説明がまずかったかもしれません。宗像市は、緊急防災・減災事業債という総務省のいわゆる防災の事業に充てる起債を使っております。7割が交付税措置として後ほど戻ってくるということで、自治体負担は3割。自治体負担が3割ということは、やはり私どもの予算の枠内で考えますと、ちょっと非常に厳しいかなというところで、いろんな研究は、ほかの何か制度はないかということは、学校の安全・安心の関係だとかで、ハードの関係はずっと研究しているところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 44番 永井議員。

○44番（永井佑君） 給食の問題も、子供たちが毎日暮らす環境とか、いかに教育予算が低いとか、これは北九州市だけの問題ではないと思います。日本全体の教育予算がいかに低いという問題が、自治体にしわ寄せを食らっているということを改めて実感しました。

全市民へのエアコンの購入助成ですね、局長から答弁がありました。次に、質問を変えます。

本市では、6月に生活保護利用者及び低所得者へのエアコン設置・修理費、電気代助成等を求める陳情が出され、まずは保護世帯において、生活保護世帯においてエアコン未設置の数を調査すべきとのやり取りがされています。その後、生活保護受給世帯でエアコンが設置されていない、故障して使用できていないなどの世帯は幾らあるか調査されましたか。

○議長（田仲常郎君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君） 本市の生活保護世帯のエアコンの保有状況、また、保有していない世帯がどのような対応をしているかというところでございます。生活保護世帯のうち、長期入院されている方とか施設に入っている方を除く在宅生活の世帯がおよそ1万5,500世帯あるんですが、そのうちエアコンを保有していないことが確認できた世帯はおよそ950世帯でありまして、率にして6%ほどということでありました。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 44番 永井議員。

○44番（永井佑君） 950世帯ということですが、第1答弁では、貸付けや家計のやりくりをしてもらうという答弁をされました。

近年の記録的猛暑の状況下において、エアコンは生活必需品となっています。しかし、生活保護世帯のエアコン設置については、生活保護開始時などにおいて、特に熱中症予防の必要性がある世帯、高齢者や障害者などに限られています。要件に該当しない生活保護世帯は、毎月の保護費をやりくりしたり、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付制度を利用するしかない状況です。実際には、物価高の中でエアコンなんて購入できるまでためられないと。何年かかるのかという声もあります。保護費の中からやりくりをしていくことは困難で、購入をちゅうちょするケースが多く見受けられます。

先ほど局長は国においてやっていくのが基本という答弁をされましたが、奈良県生駒市では、エアコンを未設置もしくは故障して一台も使用できるエアコンがない世帯を対象に給付事

業をつくって、担当ケースワーカーの伴走支援により、設置を進める制度を開始しています。生駒市において、生活保護を受給中の世帯で、住宅内にエアコンが未設置または使用できるエアコンがない世帯が対象であり、給付額は上限10万円、うちエアコン購入費6万7,000円、設置工事費3万3,000円とのことです。設置対象は生駒市内の家電販売店または電気工事業者等から購入、設置するものとして、地元業者の仕事をつくって地元経済を回していこうという視点も持ち合わせています。生駒市の担当部長は、エアコン設置は最低限度のものだから収入認定しないとも言われています。

本市では950もの世帯がエアコン未接置という状況です。第1質問でも触れましたが、夏の暑さは毎年記録更新して、約6割が屋内にいながら熱中症で救急搬送され、昨年に比べて40%増加しています。危険な状態にあった重症者も10人と報告されています。このような状況で、貸付けや家計のやりくりでエアコン購入や修理をさせ続ける状況でいいと思っているんでしょうか。他都市を見習って制度をつくるべきじゃないですか。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）幾つかの都市でそういった個別の支給制度を今設置しているというところはあるかと思いますが、先ほども申しあげましたように、本来は生活保護の保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものとされており、また、購入が困難な場合は貸付制度の御利用をお勧めしているというところがございます。

今回、この夏、やはり暑さがかなり厳しい、長く続いているというところがありますので、熱中症に特に注意しなければならない方、生活保護受給者の方では多くいらっしゃいますので、そういった方にはきちんと支援をさせていただいている、熱中症予防対策の取組という形でいろいろな声かけをさせていただいている等でございます。

また、生活保護制度は法定受託事務で、国の定める通知等に基づき運用することとされております。生活保護の基準額についても厚生労働大臣が定めることとされております。例外的に、新規ですね、新たに保護を開始する際ですとか、災害等で一定の要件を満たす場合に、臨時の経費として保護費を支給すること等を、一定程度エアコンの整備に関しても考慮をされているところがございます。私どもとしましては、引き続き国に対して実施することは基本ということがありますので、政令市等と連携をして国に対して要望していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）声かけと言われましたが、いつまでやるんですかね、そういうの。やりくりする余裕がない。エアコンがない中で生活する市民に、局長はそのままその答弁言えますかね。屋内にいながら熱中症になる人が9割という結果も示しました。

消防局に伺いますが、今年の救急搬送者の急増で、エアコンを部屋に設置するということは急務という認識じゃないんですかね。

○議長（田仲常郎君）消防局長。

○消防局長（岸本孝司君）熱中症の予防対策としては、エアコンを設置するということは有効だと考えますが、消防局のほうから、それがどの程度かということは、ちょっとこの場でお話しするような感じではないと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）ちょっとよく分かりませんでしたけど、要するに、西日本新聞でも、暑さを避けて室内で過ごす際も、エアコンを適切に使ってほしいと消防局からコメント出していますよね。ということは、消防局の認識は記事のとおりだと思いますけど、これまでの本市執行部の答弁では、エアコン設置に助成しないと。貸付け、家計のやりくりだけでこのまま放置をすると。国には求めますけど、放置をするということなんですね。貸付けについて案内しているとおっしゃっていましたね。ただ、ちゃんと必要な提出物が何なのか、手順など記載したチラシなどを作って、950世帯全員に手渡しして、制度の案内とかしているんですかね。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）貸付制度の御案内をしているというところであります。具体的に必要な貸付制度を検討したいということであれば、詳しいことを御紹介する形になっていると思います。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）申出があればということだと思いますけど、制度も十分に案内をしていないと思いますね。当事者から声上がるまで待ち続ける姿勢を取っているのが明らかになったと思います。かつての水際作戦を行っていた生活保護行政から本市は何を学んでいるのか。助成制度をつくるのが一番ですが、貸付けを案内して、エアコンの修理とか購入ができるまでの伴走支援ぐらいやるべきだと思います。それぐらいやる方針出していただけませんか。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほど貸付制度の詳細についての御案内というところは、御相談があれば詳しいところを御紹介するとお答えしたんですが、エアコンを保有していない世帯には、購入が日常の生活費から賄うことが難しいということであれば、貸付制度があるので、その制度を御案内するという形にしていると思います。伴走支援という形で言いますと、ケースワーカーは日頃から日常生活のやりくりに関しても、その世帯の状況を確認した上で適切な指導、支援をしていると思っております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）知らない世帯がないように、広報、周知徹底をぜひやっていただきたいと思います。

最後に、補聴器購入助成についてです。

この間、補聴器助成をしている自治体は286自治体あると言いましたが、岡山市では8月か

ら始まっています。160件分の想定で予算を割いていますが、市政だよりで1度広報しただけで、たった1か月で70件の申請があったそうです。議会には、地元の市民、耳鼻咽喉科のドクターなどから要請が多数あって、海外のデータまで示されて、難聴の早期発見が大事だとして市が判断をしました。独自にこれから啓発活動もいろいろやっていくそうなんですけど、再度別の角度で聞きますが、国の調査結果が出ています。それを受けて、市としての見解、具体化をぜひやっていただきたいと思います。

○議長（田仲常郎君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）国の調査結果、研究はまだ継続しているということと、国での全国統一の制度創設というところを市としては求めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）44番 永井議員。

○44番（永井佑君）もう国の結果は出ていますし、やっているところは、国のデータは国のデータですと。そうじゃなくて、地元の問題をどうやって解決するのが地方自治体の役割です。ぜひやってください。以上です。

○議長（田仲常郎君）ここで15分間休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時45分再開

○副議長（本田忠弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。17番 松岡議員。

○17番（松岡裕一郎君）皆様こんにちは。公明党の松岡裕一郎でございます。公明党会派を代表して一般質問させていただきます。

残念ながら、いろいろ登壇の前にあるんですけども、質問が多岐にわたるため、早速ですが質問を始めさせていただきます。よろしく申し上げます。

初めに、今後の自治会、町内会の在り方についてお伺いいたします。

本市の自治会加入率は、令和5年度60.0%と毎年1ポイント程度減っており、今後50%台になる可能性があります。私も8年前から校区相談役をお受けし、また、昨年から町内会長もお受けし、自治会、町内会のお手伝いをさせていただいております。私の実感においても、町内の高齢の方が長期入院したり、お亡くなりになったり、介護施設に入所するなどして、自治会、町内会への加入ができなくなってしまう事例があります。

しかしながら、高齢者の見守りや地域コミュニティーの活性化、地域防災などを考えると、自治会、町内会の活動は当然ながら依然重要です。数年後には加入率が50%台に陥ると予測される中、今後の自治会、町内会の在り方について、新たな施策を打つべく検討する時期なのではないかと考えています。

今後の自治会、町内会についての課題は様々です。例えば、小倉北区や小倉南区にまたがる

地域や、町内の分けけと小学校の分けけが違う地域など、自治会長などから昔から踏襲した町内や校区の分け方がおかしいのではないかと、もっと実情に合わせた在り方を検討すべきなどの意見があります。

そこで、お伺いします。

自治会、町内会について、従来からの分けけをそのまま踏襲するのではなく、現在の小学校区や地域住民のコミュニティー単位に合わせて再編することで、皆さんがより自治会、町内会に参加しやすくなるのではないかと考えます。

そこで、ぜひ行政が中心となって校区や自治会、町内会の間に入り、今後の自治会、町内会の区域の在り方などについて議論を行うべきと考えますが、見解をお伺いします。

あわせて、市長にもぜひ一つ一つの個別の校区の中に入っただき、地域課題について懇談していただきたいと考えますが、見解をお伺いします。

次に、市民センターの効率化、D Xの推進についてお伺いします。

市内の各地域にある市民センターについては、利用率が高いところもある一方、利用率が低いところも多いと伺っており、利用率の向上のために市民センターの在り方や利用基準の見直しなどについて議論すべき時期に来ているのではないかと、またあわせて、市民センターの業務の効率化やD Xについて、もっと推進すべきではないかと考えています。D Xについては、例えば、会場申込みについては、多くの書類、紙などが存在していますが、k i n t o n eなどのローコードツールを使って電子申請システムをつくることにより紙を減らすことができ、経費削減につなげるなどができるのではないかと考えています。

そこで、お伺いします。

市民センターの業務の効率化やD Xの推進、利用基準の見直しなど、今後の市民センターの在り方について議論を行い、改善を図っていくべきではないかと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

次に、単身高齢者、障害者、大家にとっても安心な住まいの相談窓口の充実についてお伺いします。

2024年4月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の世帯数の将来推計・全国推計によると、単身世帯の高齢者が2050年には1,084万人まで増加する見通しであり、前回の推計を150万人上回り、予想を超えるペースで単身高齢者が急増しています。また、9年後の2033年には、日本の1世帯当たりの人数は平均1.99人となり、初めて2人を下回り、2050年には独り暮らしの高齢者男性の6割近くが未婚になるという推計もあり、専門家も驚きを持って受け止めています。

本市における単身高齢者世帯は、平成12年の3万9,122世帯から令和2年は6万5,358世帯に増加しており、この20年間で約1.7倍に推移、令和6年の推計も約6万9,000世帯にまで増えており、今後もこの傾向が続くと予想されています。それに伴い、単身高齢者が転居時などに入

居を断られる入居困難事例の相談や、単身高齢者の方が亡くなり、保証人がいないために残った家財道具の処分に困る大家さんなどの相談が増えています。

そのような中、公明党の推進で、単身高齢者や障害者など住まいの確保が困難な方への支援を強化するとの立法趣旨の下、改正生活困窮者自立支援法が成立しました。この改正法では、自治体が住まいに関する相談支援を行うことを明確化、物件探しや契約、居住中の見守り、退去時における支援事業を法制化し、家賃の安い住宅への転居費を補助する仕組みを創設しました。

そこで、この法律が一部を除き2025年4月1日に施行されることを見据え、2点お伺いいたします。

1点目に、単身高齢者や障害者などが転居などをする際、保証人がおらず入居困難な場合の相談窓口として、各区役所などに相談窓口を整備して、身近で寄り添った対応をするとともに、必要に応じて専門家や民間団体へつなぐなど、安心な住まい確保のための入居相談窓口の充実を図るべきと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

2点目に、賃貸住宅で単身高齢者などが亡くなった場合に、残った家財道具、いわゆる残置物の処分に困った大家さんからの相談が多く寄せられています。入居者が大家と国土交通省の残置物の処理などに関するモデル契約条項などを参考に契約を結んでいけばよいのですが、そうでない場合、大家が裁判所に申立てを行い、管財人の選定や多額の申立て金が必要になるため、解決に困っている現状があります。

そこで、先ほど述べた各区役所などの相談窓口で賃貸住宅の大家さんなども気軽に相談できるようにし、不動産団体や弁護士などの専門家とも連携して相談窓口の充実を図るとともに、大家さんやオーナーさんに窓口や制度の周知を図っていただきたいと考えますが、本市の見解をお伺いします。

次に、不登校支援の教員配置についてお伺いします。

文部科学省は、不登校やいじめの対応に専任で当たる生徒指導担当教師を、約9,000ある公立の全中学校に配置する方針を決め、2025年度から4年かけて進める計画で、来年度予算の概算要求に、まず、1,380人を配置するための関連経費を盛り込むとの報道発表がなされました。

そこで、本市においても、教員の負担軽減はもとより、不登校生徒や保護者の支援のために、国の動向を注視しつつ、来年度早々に生徒指導担当教師を配置できるように検討、準備をすべきと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

最後に、子供の権利を守る第三者機関の設置についてお伺いします。

本年8月6日に、23団体に及ぶ福祉団体、経済団体の方々との意見交換の場として、公明党北九州総支部主催の政策要望懇談会を開催いたしました。その中の一つの団体のNPO法人子どもウェルビーイング研究会の方から、子供の権利を守る第三者委員会の設置について強く要

望を受けました。団体からは、子供の権利を守る観点から、独立性のある機関の設置を要望されています。

子供基本条例を設置し、第三者機関を制度化している他都市の例としては、政令市では川崎市の川崎市人権オンブズパーソン条例、名古屋市の名古屋市子どもの権利擁護委員条例、札幌市の子どもの権利救済機関などがあり、その他の地方自治体でも第三者委員会を設置し、子供の権利救済、相談に関する規定を置いている自治体が増えています。

そこで、お伺いいたします。

本市においても、子供の権利について本市の市長部局や教育委員会などと公平、公正かつ対等に話し合いができ、是正勧告などができる第三者機関の設置を検討すべきと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わらせていただきます。

○副議長（本田忠弘君） 市長。

○市長（武内和久君） 市民センターの効率化、DX化の推進について、業務効率化、DX、利用基準の見直しなど、市民センターの在り方の改善を図っていくべきとのお尋ねがございました。

地域活動の拠点である市民センターを多くの方に御利用いただくために、利用基準の見直しや業務の効率化、DXなど、今後の在り方を議論し、改善を図っていくことは重要なことと認識をしております。

現在の市民センターの利用状況は、令和5年度で有償貸付部分については稼働率が15.9%と低く、現場からは若者や子育て、現役世代の利用が少ない、NPO法人等から受講料がかかる有料イベント等を行いたいなどの声をいただいているところであります。

これらを踏まえまして、利用基準の見直しにつきましては、1つは、新たに追加する活動内容などの基準を明確化するとともに、2つ目には、地域活動が維持されるように、通常利用と新たに追加される活動内容とで予約の開始時期や使用料に差を設けることなど、来年度の実施に向けて検討を進めております。

また、業務の効率化、DXにつきましては、現在の利用申請の手続では、1つは、空き状況を電話または来館して確認し、そして2つ目に、紙の申請書を手書きで記入して提出する必要があるなど、デジタル化の取組が遅れていることから、オンライン予約システムの導入に向けた検討を行ってまいりました。

このシステムの導入によりまして、利用者はウェブ上で空き状況の検索や予約が可能、市民センター側も予約の問合せや受付業務、集計作業の省力化が図られるなどの効果が期待でき、来年度中の実施に向けて調整を進めているところでございます。

今後とも、利用者の皆様などの御意見も聴取をしながら、分かりやすいルールづくりやDXによる利便性の向上に努め、若者や子育て現役世代の利用が増加し、地域活動へとつながって

いく好循環の創出を目指してまいります。以上でございます。

残りは担当局長等からお答えいたします。

○副議長（本田忠弘君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今後の自治会、町内会の在り方についての御質問のうち、校区や自治会の区分けが異なる地域について行政が間に入り、今後の区域の再編を議論すべき、市長も個別の校区に入り、地域課題について懇談していただきたいという2つの質問にまとめてお答えいたします。

自治会、町内会は、住民自らが結成し自主的な運営を行う団体であり、地域の安全・安心、防災、まち美化など暮らしの根底を支える地域コミュニティの中心的な役割を担っていただいております。

御指摘の行政区や小学校区の区域につきましては、人口規模や道路、河川等の地理的状况等を踏まえまして北九州市が決定しております。一方、自治会の区域につきましては、住民の自主的な意思によりまして、歴史的な背景や設置目的等、地域の実情に即した区域をもって編成されておきまして、行政区や校区と合致していないケースがあることは承知しております。

自治会の区域を再編することにつきましては、これまで各地域で行われていた様々な活動の統合、分割となることや、住民の合意を得ることなど慎重な対応が必要となります。このようなことから、関係する団体におきまして十分な話し合いの下で解決していただく必要があると考えておりますが、地元からの御要望がありましたら、検討の場の設定等、北九州市としてできる協力は行っていきたいと考えております。

次に、個別の校区における地域課題の懇談につきましては、これまでも地域の抱える課題を把握するため、担当部局が自治会やまちづくり協議会の役員を訪問し、活動に関する現状や課題についてヒアリングを行っております。このヒアリングの中で、それぞれの自治会等の課題を把握し、支援メニューの紹介や活動への助言等、地域の実情を踏まえた対応を行っているところです。

地域課題の把握につきましては、これまでと同様に、それぞれの自治会に関する課題や要望等に迅速に対応し、支援策を着実に実施するために、まずは担当部局が対応することが基本と考えております。一方で、市政運営におきまして市民参画を重視する観点から、状況に応じた様々な手法で、市長自ら多くの市民や関係団体との意見交換や意見聴取を実施してまいりました。

今年度から、市政に関する市長との対話、懇談の場といたしまして、各区の自治総連合会の役員や婦人団体代表者等との意見交換を行っております。この意見交換会では、参加された方から、各区の将来像やまちづくりの方向性等につきまして貴重な御意見をいただいております。

また、各校区や自治会の行事、イベント等に伺った際にも、地元の方々から地域の状況など

を直接伺っているところです。今後も、市長をはじめとして、組織全体で市民参画のための様々なチャンネルを大切にしながら、地域が抱える課題を把握していきたいと考えております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）次に、単身高齢者、障害者、大家さんにとっても安心な住まいの相談窓口の充実について、区役所等に相談窓口の充実を図るべきというお尋ねと、専門家と連携した相談窓口の充実や大家さんへの窓口制度の周知を図ることについての2点にまとめてお答えいたします。

住まいは生活の基盤であり、単身高齢者や障害者等の居住の安定確保を図ることは重要と考えております。単身高齢者の増加や持家率が低下する中で、住まい確保支援のニーズは今後ますます高まるものと思われまます。

また、孤独死や周辺とのトラブルのおそれから、単身高齢者等の入居にちゅうちょする家主の方も多く、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居し、住み続けられるよう、家主等への支援も必要となってきております。

こうした状況から、今年4月に生活困窮者自立支援法の一部が改正され、自立相談支援機関等に住まいの相談対応や支援へのつなぎ、また、家主、不動産業者等からの相談対応、それから、各種福祉窓口からの相談対応、また、物件の情報収集、支援ニーズの把握など、主に4つの機能を有する総合相談窓口を設置する強化策が示されたところでございます。

北九州市では、これまで法に基づき、高齢者等の円滑な住宅確保のための幅広い相談や支援に対応してまいりました。具体的には、ホームレス自立支援センター内に住まい支援センターを設置し、区のいのちをつなぐネットワークコーナーや地域包括支援センター等を通じまして、市民からの相談を受け付け、課題把握や分析、入居マッチング等を実施しております。

加えて、家主の方や不動産業者等からの相談対応、物件や支援等の情報収集など、改正法で示された4つの機能と同様の支援を実施しているところでございます。

また、入居時の相談や家賃債務保証、見守り、残置物処理などの支援を行う居住支援法人が市内で14団体活動しておりまして、単身高齢者等の円滑な入居や、家主等の不安の軽減につなげております。

さらに、平成24年度から不動産関係団体等と共に居住支援協議会を設置し、住居確保の支援に関する情報交換など、関係者同士の連携を図るとともに、各区役所の窓口におきまして、高齢者等の住まい探しに関する情報提供なども行っております。

このように、北九州市では単身高齢者等の住宅確保要配慮者や、家主からの相談を受け付ける体制を既に整備していますことから、議員お尋ねの住まいの相談窓口の充実につきましては、既存の窓口を有効活用して取り組んでいきたいと考えております。

また、家主の方の不安や負担を軽減できるよう、不動産団体や弁護士等の専門家と連携しま

した相談窓口の充実や制度の周知につきましては、住宅部局と連携して対応していくこととしたいと考えております。今後も単身高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住まい確保の支援に努めてまいります。以上です。

○副議長（本田忠弘君）教育長。

○教育長（田島裕美君）国が概算要求で示した不登校対策の生徒指導担当教員の配置について、早々に配置できるように検討、準備をすべきだということに対しての答弁を差し上げます。

国及び北九州市の不登校の児童生徒数は年々増加をしております。対策の強化が喫緊の課題となっております。不登校やいじめの解決に当たりましては、学校を中心にスクールカウンセラー等の専門家や関係機関と連携した組織的で粘り強い対応が必要となります。そのため、北九州市では、一部の学校に不登校やいじめ等に専任で当たる専任生徒指導主事を配置するほか、不登校生徒等の支援に従事いたします学校支援講師を配置するなど、きめ細やかな対応を行ってまいりました。

一方で、専任生徒指導主事等が配置されていない学校では、教員が授業等と並行して事案の調査や保護者との面談、関係機関との連絡調整などを担うこととなりまして、負担の増加や機動的な対応の面で課題となっております。このため、今年7月に北九州市として文部科学省に対し、不登校児童生徒に対応する教職員配置の拡充を含む、いじめ・不登校対策への支援強化について強く要請したところであります。

そうした中で、議員御指摘のとおり、文部科学省が令和7年度概算要求で示しました、生徒指導担当教師の配置は不登校、いじめ対策の強化に加えて、他の教員の負担軽減につながるもので、教育委員会としても大変重要と考えております。今後も国の動向を注視しつつ、生徒指導担当教師の効果的な配置について鋭意研究してまいります。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君）最後に、子供の権利を守る第三者機関の設置について、市長部局や教育委員会などと公平、公正、かつ対等な話し合いや是正勧告等ができる第三者機関の設置を検討すべきとの御質問にお答えいたします。

子供の権利につきましては、1989年に国連総会で採択されました子どもの権利条約で、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の大きく4つに分けて示されております。また、昨年4月に施行されましたこども基本法第3条でも、子供の権利は基本理念の中で示されております。

このような中、これまでに全国約50の自治体で子供の権利擁護を目的とした相談救済機関が設置をされてございます。例えば、札幌市では、子どもの権利救済委員を設置いたしまして、権利侵害に関する相談への助言や支援、救済の申立て等に対する調査、調整、勧告、是正要請、制度の改善を求めるための意見表明を行うこととしております。子供や保護者にとってこ

のような機関があることは、学校や既存の行政機関とは異なる立場や目線から相談することができるといったメリットがございます。

一方で、子供の権利擁護を目的としたいわゆる第三者機関につきましては、法制度的な基盤が十分に整備されていないこともあり、課題があることも指摘をされております。先ほどの札幌市の場合も、救済機関は市の附属機関の一つであり、市の機関や市民に対し行為の取消しや是正等を強制する権限はないと説明がされております。

いずれにいたしましても、子供をめぐる様々な課題に対して、権利保障の視点からも取り組むことは大切であると考えております。今後も子供の権利擁護を目的とした第三者機関につきましては、法整備などに関する国の動向を注視しつつ、他都市の実情も見ながら研究してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）17番 松岡議員。

○17番（松岡裕一郎君）御答弁いただきましてありがとうございます。また、市長から前向きな市民センターの効率化、DXの推進、また、利用基準の見直し、御答弁いただきましてありがとうございます。

来年度のシステム構築、また、来年度に向けてということでございますが、できれば早急に行けるところから、来年度予算に反映をして、実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。これも市民の皆様からの御要望でありましたので、ぜひ反映していただきたいと思います。

また、今後の自治会、町内会の在り方についてです。市内には約200を超える校区自治連合会、連合組織、区によっても形態は様々なんですが、これを一つ一つ市長が回るというのは、おっしゃるとおり難しいわけですが、連合会、また、町内会、いろんなどころに行くと、市長と懇談をしたいという御要望があったことは、しっかりとお伝え申し上げたいと思います。

とともに、私が思うには、こういった今加入率が下がっていている現状を考えると、新たな在り方というのを本当に考えるべきときではないかと思っております。担当部局にお伺いしますが、この自治会、町内会の区分けや在り方について、例えばアンケート調査、実態調査、特に課題や問題、要望を調査すべきと考えていますが、ヒアリングをしていると思いますが、もう一回洗い出しの調査をすべきではないか。特に要望、こういったものを聞くべきではないかと思っておりますが、見解をお伺いします。

○副議長（本田忠弘君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今御提案いただきましたアンケート調査につきましては、自治会とか地域の実情とか課題を洗い出したり、それに向けた解決策の検討に向けては、大変有効な手段の一つだと考えております。そのため我々もこれまでも自治会に関する、加入するメリットでありますとか、何で加入しないのかとか、そういったことも含めてアンケート調査は

様々行ってまいりました。

昨年度も市民意識調査を行ったり、そういった形で意見は聞いております。今、議員が言われました地域の実情とか課題とか、そういったことの把握には、先ほど答弁いたしましたように、いろいろ回って意見を聞きながら、把握に努めているところでもありますので、先ほどの議員おっしゃられた、提案されたアンケートも含めて、いろんな形でこれからも実態調査の把握に努めて対策を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）17番 松岡議員。

○17番（松岡裕一郎君）ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。今、加入率が減ってきている状況でもありますので、ここをまた今市長部局で市政変革というX会議等行っていらっしゃると思いますが、その中でもぜひ検討する、その土台となる調査を行っていただきたい、これ要望とさせていただきます。

また次に、単身高齢者、障害者、1分しかないです。この相談窓口があるのは知っているんですが、実は周知がされていないというのが非常に問題で、また、充実がされていない、チラシはあるのは知っているんですけども、届いていないというのが現状であります。しっかりとこの法改正も来年4月1日から法制化になって、また、住居費用の補助の相談窓口等も法制化、しっかり明記されましたので周知徹底していただきたいと思ひますし、また、チラシの配布も、時を見て各不動産また行っていただきたいと思ひます。

すみません、時間がございませぬが、不登校支援の担当教師の配置、これは非常に今現場の先生はぎりぎりの人数で運営しているのが現状であります。国の動向で国に予算がつくということで本当に現場の先生、本当に助けになると思ひます。教員不足で大変御苦勞しているというのは分かっていますけども、国の動向に注視して、御努力をお願いしたいと思ひます。

最後に、子供の権利を守る第三者機関の設置については、本市についてはこどもまんなかcityを宣言していますので、必ずこの第三者機関が私は必要だと考えています。他都市のしているところを研究していただいて、ぜひ実施に向けた検討に入っていただきたいことを要望して終わります。ありがとうございます。

○副議長（本田忠弘君）進行いたします。18番 中島議員。

○18番（中島隆治君）皆さんこんにちは。公明党の中島隆治でございます。それでは、早速会派を代表して、本日最後の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ジェンダー政策について伺います。

ある識者が、コロナ危機から始まった世界を取り巻く多くの課題に対して、新しい歴史を切り開くための要諦の一つは、若い世代が希望を育み、女性が尊厳を輝かせることのできる経済の創出であると提起しています。中でも、若い世代のための取組と併せて、今後の経済の欠くことのできない基盤として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進であると強調されています。

最近では、パリオリンピックにおいてジェンダー平等の理念の下で開催されたことが話題となっており、国際社会においてもG7やG20といった国際会議において、ジェンダー平等と女性、女児のエンパワーメントが主要議題の一つとして取り上げられ、ジェンダー平等に向けた行動と運動が活性化してきております。国際社会においてジェンダーの視点を確保し、施策に反映していくジェンダー主流化が進んでいる中で、本市では第5次北九州市男女共同参画基本計画～ジェンダー平等を実感できるまちを目指して～が策定され、このたび初めて副題にジェンダー平等という言葉が盛り込まれました。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、こうした国際社会の動向を受けて、本市のジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進についてのお考えをお聞かせください。

2点目に、本年4月に民間の有識者グループの人口戦略会議は、20代から30代の若年女性の人口減少率を根拠に、2050年までに若年女性人口が半数以下になる自治体は全国で744に上り、そうした地域は最終的に消滅する可能性があると発表し波紋が広がりました。国は人口減少対策として、結婚、妊娠、出産、子育ての支援を行う自治体を積極的に後押しし、予算額を増やしておりますが、地方女性の流出は止まりません。

人口を自然増にするためには合計特殊出生率を上げなくてはなりません、単に人口を増やすということだけではなくて、こうした女性の転出増加を防ぐために、ジェンダーギャップを取り除く施策が重要ではないかと考えます。

そこで、私はジェンダーギャップ解消戦略を策定した兵庫県豊岡市へ視察に行ってみました。豊岡市では、高校卒業時に市外へ出ていった若者たちが、20代で男性の52.2%は戻ってくるのに対し、女性は26.7%しか戻ってこないというデータから、豊岡市は女性に選ばれていないと実感し、それが政策転換のきっかけとなり、人口増を目指すために、Uターン者を増やそうと雇用創出や、出産、子育て後の女性が復帰しやすい時短勤務を慣行するなどの工夫を重ねました。

本市において社会動態の推移を見ると、コロナ以降20代の女性の転出が年々増えてきており、特に令和5年の25から29歳の転出超過数は、地方創生の取組を開始した平成27年度以降で最多となっており、本市の課題として向き合うべきだと考えます。

そこで、人口減少という課題に対してジェンダー政策が果たす効果について、本市はどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

次に、地域における公共交通政策について伺います。

人口減少を背景として、地方を中心に路線バスやローカル鉄道の減便や廃止が相次ぎ、運転手の担い手不足も深刻化しています。また、本年4月からの労働時間の規制強化に伴う路線バスの減便も相次いでおり、本市においても市営バスが深刻な運転士不足により、この9月より平日の全体便数の9%減便となるダイヤ改正を行うこととなりました。

地域公共交通は、住民の豊かな暮らしの実現や地域の経済活動に不可欠な社会基盤であり、その維持、確保は地域の活性化に大きく寄与するものであります。しかし、需要と供給の両面で厳しい状況に置かれており、このままでは将来にわたり維持することは困難となります。

一方で、病院や学校の統廃合が進み、日常的に遠距離移動を強いられる患者や児童生徒、また、高齢者の免許証の自主返納による交通弱者が増えているという問題もあります。こうした状況が全国各地で相次いでいることを踏まえ、政府は本年5月に地域の公共交通リ・デザイン実現会議を開き、地域の関係者が一体となって、生活の足を維持、確保するための方策を取りまとめ、7月には交通空白解消本部が設置され、交通空白解消に向けた取組が全国に展開していくことを期待するものであります。

今後の地域公共交通は、単にバスや鉄道の維持を目指すだけでなく、地域の関係者が一体となって移動サービスを生み出すことで、こうした社会問題の解決を同時に目指していく動きが重要になってくるものと考えます。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、現在本市では市内3か所の地域において、最寄りのスーパー等へのお出かけが負担になっている方々に対して、タクシー事業者や地域と協定を結び、自由経路型のあいのりタクシーを運行しておりますが、こうした取組は、市内の交通空白地域にとって大変に有効であると考えます。そこで、政府がリ・デザイン実現会議で示した地域類型ごとの対策を鑑みて、本市の交通空白地域における交通政策の新しい可能性や方向性について、本市の見解をお伺いいたします。

2点目に、下関市では、令和6年度に子育て支援に関して特に力を入れて取り組む事業の一つに子育てタクシー普及支援事業があります。これは、出産時や妊婦健診などの際に安心してスピーディーな移動を実現するタクシーアプリで、母子健康手帳交付の際に自宅から医療機関等の移動に使える無料クーポンが配布されるものです。

本市では、市全体でこどもまんなか社会を目指す取組を行っておりますが、より実感できるような子育て支援策の一つとして、例えば保育所までの送迎や、荷物が多くなりがちな乳幼児を連れた外出時のサポート、また、急なお子様の発熱時や出産、妊婦健診時の病院までの送迎など、子育て世代の方が、いざというときに安心して移動のサポートが受けられるように、タクシー事業者等と連携してクーポンを配布するなど、その環境整備を図ってはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、持続可能な航空燃料の原料となる廃食油の回収についてお伺いいたします。

天ぷら油などの廃食油は、従来一部が回収されて石けんや配合飼料、バイオディーゼル燃料などに生まれ変わってきましたが、近年は国際的に需要が高まる持続可能な航空燃料、サステナブル・アビエーション・フュエル、いわゆるSAFの原料の一つとして注目され、回収、再生利用の機運が高まっています。

S A Fは、従来のジェット燃料と比べて製造から利用までのC O₂排出量を最大で8割削減できると推計されており、世界全体のC O₂排出量の約1.8%を占め、脱炭素化に向けた努力が強く迫られている国際航空分野においてもS A F、そして、原料となる廃食油の需要が高まっています。

2022年には、国連の国際民間航空機関、I C A Oが国際線の航空機排出のC O₂を2050年に実質ゼロとする目標を採択したこともあり、政府は2030年までに国内航空会社の使用燃料の10%をS A Fに置き換える目標を掲げ、原料の確保が課題となってきました。全国油脂事業協同組合連合会の推計によると、飲食店などの事業者の廃食油、年間約39万5,000トンのうち、約9割が回収され資源化されている一方で、家庭からの回収は年間約10万トンのうち推計で僅か4,000トンしかなく、回収率は1割にも達していない現状であります。そうした現状を踏まえ、回収促進へ本腰を入れようと、政府は8月2日に策定した第5次循環型社会形成推進基本計画で、廃食油の回収を促進し、S A Fの原料として有効活用することを掲げました。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、本市はかねてより市民センター等で使用済み食用油を回収してリサイクルをしていますが、S A Fの原料の一つとして注目され、再生利用の機運が高まっている今だからこそ、これまで以上に多くの資源を回収できるよう、例えば洗浄して繰り返し使えるリターナブルボトルを無料で配布するなど、回収への市民の意識を高めるための方策を検討してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、横浜市では、日本航空、J A LとS A F製造推進に関する連携協定を締結し、イオングループであるスーパーの協力を得て廃食油の回収ボックスを設置し、家庭で発生した廃食油の回収を6月から本格的に運用を開始いたしました。このように、燃料を使う航空会社が自ら回収を推進することで、市民への啓発にもなりますし、資源循環の仕組みを感じることで機運醸成にもつながると考えます。

そこで、スターフライヤー社などと連携し、将来的なS A Fへの再生を見据え、横浜市と同様に具体的な回収の取組を開始してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）今お尋ねのありました中、ジェンダー政策について、人口減少という課題に対してジェンダー政策が果たす効果についてというお尋ねがございました。

議員御案内のとおり、北九州市におきましては令和5年の20代後半の女性転出超過数が平成27年度以降で最多となっただけでなく、30代では、近年ほぼ一貫して女性の転出者数が男性の転出者数を上回っている状況にございます。こうした状況におきまして、ジェンダー政策、女性にこの町にとどまってもらうための取組は非常に重要であると考えております。

御質問の人口減少に対しまして、ジェンダー政策が果たす役割に関しましては、内閣府が性

別による無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャスバイアスに関する全国調査を実施しております。令和3年の同調査では、20代、30代の女性を対象に、性別による役割意識と地元からの移動との相関関係を調査しております。

これによりますと、家事、育児は女性がするべきだや、親戚の集まりや地域の会合で食事の準備をするのは女性の役割だなどを直接言われた経験は、地元を離れた女性の方に多く該当するという結果が出ております。

また、令和4年の調査では、地方から東京圏へ移動した理由として、進学先や就職先があったとの理由が男女とも最も多かったのですが、そのほかに他人の干渉が少ない、多様な価値観が受け入れられるとの理由も一定程度ありまして、それらの女性の回答割合は、男性の回答割合より2倍ほど高くなっております。

このような全国調査の結果を踏まえますと、ジェンダー政策は、女性の移動に関して一定の影響を与えると考えられます。このことは、北九州市の課題である若年女性の流出対策につきましても考慮すべき要素であると考えております。

北九州市としましては、今年8月に策定をしました第5次男女共同参画基本計画に基づく取組を着実に実施し、全ての市民が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるジェンダー平等を実感できるまちづくりを進めていくこととしております。

また、先日、20代、30代の女性の人口流出対策等を同年代の女性の視点から検討するWoman Will北九州を新たに立ち上げ、キックオフミーティングを行ったところでございます。これらのことを通じまして、若い女性だけでなく、多くの方に選ばれる、また、住み続けたいと思われる都市を目指して、しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

残りは関係局長からお答えします。

○副議長（本田忠弘君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）ジェンダー政策についての残りの質問、本市のジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進についての御質問にお答えいたします。

国際社会においては、ジェンダー平等の理念及びそれに基づく行動が求められており、北九州市におけるジェンダー平等社会の実現に当たりましても国際社会における様々な動向を踏まえ、関係機関と相互協力しながら推進する必要があると認識しております。

北九州市では、これまでも公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラムにおきまして、国際的な視点でジェンダー問題に関する調査研究や国際交流を行い、女性の地位向上やジェンダー平等社会の形成、推進を図ってまいりました。

具体的には、女性のエンパワーメントをテーマとした国連の地位委員会での議論を報告するアジア女性会議－北九州の開催、JICAから委託事業である開発途上国の行政官を対象といたしましたジェンダー主流化政策研修の開催などに取り組んでまいりました。

また、第5次北九州市男女共同参画基本計画の策定に当たりましては、基本方針の政策を審

議する男女共同参画審議会の委員から、SDGsの取組や女性差別撤廃条約の勧告など、日本が解決していかなければならない国際的な問題がバックグラウンドにあることを意識する必要がある、また、ジェンダーの観点から、国際的に他国と比べて日本がどのくらい遅れているか数字を示すべきなどの御意見をいただきました。

それらの意見を踏まえまして、本年8月に策定した第5次計画の副題に、初めてジェンダー平等という言葉を取り入れるとともに、男女共同参画をめぐる国際社会の動向や、ジェンダー平等に関する国際理解の推進を明文化したところでございます。

今後も第5次計画に基づきまして、国際社会の動向や諸外国の女性の状況等につきまして、関係機関と連携、情報共有しながら、女性のエンパワーメント及びジェンダー平等を実感できる町を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど、私がSDGsの取組や女子差別撤廃条約と読むところを女性差別撤廃条約と読んでしまいましたので、修正させていただきます。以上です。

○副議長（本田忠弘君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）地域における公共交通政策についてのうち、リ・デザイン実現会議で示した地域類型ごとの対策を鑑みた公共交通空白地域における交通政策の新しい可能性や方向性についての市の見解について御答弁申し上げます。

交通政策では、利用者の減少や燃油価格高騰、運転者不足など、交通事業者の経営環境が厳しい状況下におきましても、地域の事情に応じ、持続可能な移動手段を確保することが重要であると考えております。

このため、北九州市では北九州市地域公共交通計画におきまして、地域に応じた公共交通サービスの考え方を示し、主に郊外の公共交通空白地域では、タクシー車両を活用したおでかけ交通の導入など、地域住民の移動手段の確保に努めているところでございます。

そのような中、本年5月、持続可能な地域公共交通の再構築に向けた方策を検討している、国の地域の公共交通リ・デザイン実現会議におきまして、交通空白地、地方中心都市、大都市、地域間の4つの地域類型ごとに課題解決の方向性が示されたところでございます。このうち交通空白地におきましては、交通事業者だけでは十分な移動手段の提供が困難なため、教育、医療、福祉施設など他分野が実施している地域のあらゆる輸送手段の活用が必要とされております。

少子・高齢化などの課題に直面している北九州市といたしましても、現在実施しているおでかけ交通などに加えまして様々な移動手段を活用することは、持続可能な地域交通を確保するための重要な視点であると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地域交通の確保には多くの方々の協力が必要となることから、地域の皆様や送迎を実施している学校、福祉施設の関係者や交通事業者などと協議を行うことで、連携の可能性を探り、適切に対応してまいりたいと考えております。今後も将来にわたる

公共交通の維持、確保に努め、安心して移動できる町を目指してまいります。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君） 次に、地域における公共交通政策につきまして、子育て世代の方が安心して移動のサポートが受けられるように、タクシー事業者等と連携してクーポンを配布するなど、環境整備を行ってはどうかとの御質問にお答えいたします。

子育て世代が感じる子育ての困り事につきましては、令和4年度から令和5年度に内閣府や子ども家庭庁が行った調査によりますと、仕事があるため平日の送迎ができない、タクシーにもチャイルドシートをつけてほしいなど、子供の送迎に関する支援ニーズが寄せられております。

他の自治体では、議員御案内のような妊産婦を対象といたしましたタクシーの無料クーポンの配布のほか、児童が乗り合わせて学習塾等に送るサービスなど、地域の実情に応じて取組を始めたところもございます。

北九州市におきましては、平成10年度から、ほっと子育てふれあい事業を開始いたしまして、有償ボランティアが子供の預かりや保育所等への送迎を行っておりますけれども、共働き世帯の増加により送迎支援に対するニーズは年々高まってきております。今年1月に実施いたしました市民アンケートでも、仕事で送迎ができず、習い事を諦めているなど、子供の送迎に関する悩みの声が寄せられております。

このような市民の声を受け、今年度、これまでの取組をシン・子育てファミリー・サポート事業といたしまして、より使いやすい形にリニューアルをすることとしております。新たな事業では、車を運転しないボランティアの方でもタクシーを利用した送迎ができるよう、市がクーポンを発行いたしまして、利用料金を補助するとともに、配車アプリを活用した利便性の高い仕組みとして試行する予定でございます。

今後も、今回行う試行実施の結果を検証しつつ、市民ニーズも把握しながら、こどももなかなか社会が実感できる子育て支援策について、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君） 環境局長。

○環境局長（兼尾明利君） 最後に、持続可能な航空燃料、S A Fの原料となる廃食用油の回収につきまして、リターナブルボトルの配布など市民意識を高める方策を検討してはどうか、将来的なS A Fへの再生を見据え、回収の取組を開始してはどうか、この2点につきましてまとめてお答えさせていただきます。

北九州市は、平成18年度から市民センター等に回収ボックスを設置し、家庭で発生する廃食用油の分別、リサイクルを開始いたしました。回収した廃食用油は、バイオディーゼル燃料やバイオマス発電の燃料としてリサイクルされており、昨年度は約60キロリットルを回収いたし

ました。北九州市で発生する家庭系廃食用油は約990キロリットルと推計しており、リサイクルされているのは約6%にとどまっております。

この回収率が低い理由であります。農林水産省が実施したアンケート調査においても、紙に吸わせたり、凝固剤で固めてごみとして廃棄するが約8割という結果になっています。また、市民が廃食用油をリサイクルできることを知らないことも、リサイクルが進まない要因の一つと考えております。

議員御提案のリターナブルボトルは、繰り返し使用でき、環境に優しいこと、ボトルの注ぎ口が広く、廃食用油を入れやすい形状をしていることなどのメリットがあり、既に実施している他都市の実施状況などを調査研究していきたいと考えております。

今後、北九州市としても、廃食用油の分別、リサイクルを進めるため、まずはスーパーやホームセンターなど、市民がより利用しやすい場所への回収ボックスの増設、廃食用油を分別し、リサイクルを促す方策の検討、リサイクル業者と協働した環境ミュージアム等での啓発展示などに取り組み、廃食用油のリサイクルをさらに推進してまいります。

また、御案内のSAFにつきましては、国が本年8月に策定いたしました第5次循環型社会形成推進基本計画におきまして、廃食用油をバイオディーゼル燃料等のほか、SAFにも有効活用することとしております。

現時点でリサイクルされている廃食用油は、事業所から発生するものが大部分で、家庭から発生する廃食用油の回収には全国的に苦戦をいたしております。そのような状況の中、御提案いただきました横浜市の事例では、本年6月に家庭から廃食用油のSAF化に向けた仕組みの構築を日本航空と連携して開始したところでございます。

このように地域で回収した廃食用油がリサイクルされ、市民に見える形となることで、リサイクル意識の向上の一助となると考えており、今後先進事例等の情報収集を行いながら、より一層の回収に努めていきたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）18番 中島議員。

○18番（中島隆治君）御答弁ありがとうございます。それでは、早速第2質問させていただきたいと思っております。

まず、ジェンダー政策についてからでございます。

今回私がなぜジェンダー政策について取り上げたかといいますと、ジェンダーギャップ、そしてまた、少子化、この2つがリンクしていて、そのジェンダー格差の解消が最高の少子化対策になるという大学教授等の論文を見たからであります。今回、豊岡市の取組を紹介いたしましたけれども、とはいっても、なかなか人口増という結果にまでは結びついていないという状況ではございました。

しかし、そのジェンダー平等ということを積極的に取り組んでいるということで、市外の人たちが魅力を感じて移り住んでくるという事実もあるようでございます。そういった意味で、

本市も第5次北九州市男女共同参画基本計画が策定されましたので、今後の取組に期待していきたいと思っております。

そこで、質問なんですけれども、市長答弁の中でWoman Will北九州を立ち上げたというお話がございました。その発表された8月8日の市長会見だったと思っておりますけれども、私も見させていただきましたが、そのときに市長から、北九州市の歴史において、かつて公害に悩まされた本市が環境先進都市へと発展していった、その原点は女性の積極的な行動であったという趣旨の話もございました。

私も全くそのとおりだと思っております。女性が切り開いた公害活動というのは全国でも珍しく、この運動が起点となって女性の地位向上や男女共同参画社会に向けた取組につながっていると考えております。まさに女性のエンパワーメントが叫ばれている今日に先駆けて、北九州市はおのずから女性のエンパワーメントの地位を確立しようという動きがあったということは特筆すべきことだと思っております。

そうした北九州市の歴史を見たときに、もっともこの女性のエンパワーメントを前面に打ち出した取組もしくはPRを行ってもいいのではないかなと思っております。女性のエンパワーメント原点の地であると言っても過言ではないかと思っておりますので、そうすることで、また全国から注目される都市になるのではないかなと感じますので、そういった意味でのこのPR、また、取組、エンパワーメントに対する取組に対して市長の見解をお伺いしたいと思っております。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）今、中島議員おっしゃっていただいた、全くもう本当に共有させていただきたいと思っております。北九州市が公害ももちろんですし、様々な社会課題を解決する際にその明るさ、そして、エネルギーで様々な北九州の町をつくってくる過程で、大きな役割を果たしてきたということは間違いなく事実であり、そして、それはもう北九州市の誇るべき大きな宝だと思っております。

この女性のエンパワーメントということですね、やはりこれはこれからも様々な観点から取り組んでいかなければいけないと思っております。様々な女性団体、Woman Willの中でもこれまで社会教育や生涯教育など、本当に多岐にわたる取組をされて、そこに今の取組状況なども伺って非常に感銘を受けるところ多々ありますので、これからはしっかりとそういった取組は工夫をしながら、北九州市の持ってきた先人たちの歴史をさらに発展させていくように取り組んでいきたいと思っておりますし、また、PRも、やはりこれももっともっと知られるように努力を重ねていきたいという思いでございます。

○副議長（本田忠弘君）18番 中島議員。

○18番（中島隆治君）市長、御丁寧にありがとうございました。

続きまして、地域公共交通政策について要望したいと思います。

今回なぜ子育て世代の交通政策に踏み込んだかといいますと、先日、公明党の市議団でウェルビーイングに関するインターネット調査を行いました。北九州市民が満足を感じている事柄についての質問では、公共交通機関の充実への満足度は大変高い評価を得ていました。しかしながら、30代の女性と、そしてまた、通園中を含む乳幼児を抱えた方の評価は低かったからであります。30代といえ、日本の初産の平均年齢30.9歳となっておりますし、第3子を産んだ平均年齢も33.7歳と、30代というのはまさに子育てに一番手のかかる時期ではないかなということでもデータから分かります。

そういった意味で子育て世代の方が交通機関に対して何らかの不便さを感じているのではないかなという、この結果から、今回質問に至ったわけでございますので、ぜひとも子育て世代、先ほどファミリー・サポート事業の試行実施というお話も、答弁もございましたけれども、子育て世代の不便さを感じているのであれば、何らかの交通施策の充実を図っていただきたいということを要望させていただいて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）本日の日程は以上で終了し、次回は9月18日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時45分散会